

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想

“だれもが安心して過ごせるまちづくり”を目指して



Barrier Free

平成27年9月

茅ヶ崎市

はじめに

本市では、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』（平成 18 年施行）いわゆるバリアフリー法や『神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例』（平成 20 年施行）に基づいて、道路や建築物などのバリアフリー化を推進してまいりました。

このような中、本市の人口構造やとりまく社会環境も絶えず変化しています。世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、65 歳以上人口の割合が 21%を超えた社会を「超高齢社会」と定義しておりますが、本市では既に平成 22 年度に「超高齢社会」を迎えております。さらに、10 年後の平成 37 年には、団塊の世代の多くの方たちが後期高齢者（75 歳以上）に差ししかかろうとしています。また、平成 28 年 4 月に施行予定の『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』では、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要との考え方が示されます。こうしたまちとしての成熟の度合いや社会的な潮流をしっかりと受け止めて、誰もが出かけたくなる、このまちに暮らすことで健やかになれる、そのようなまちづくりが、今後、より一層求められてくるものと感じています。

今回、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（以下、「本基本構想」とする。）の策定にあたりましては、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会の委員を中心に、まちあるき点検を行っていただきました。そこで浮き彫りになってきたものは、法律等に従ってバリアフリー化を推進してきましたが、利用者の目線から見るとまだまだ改善の余地がありそうだということでした。

私は、この機会をチャンスとして捉えたいと思いました。と申しますのも、この度開催しました、まちあるき点検や研修会などの中で、障害当事者も含めた参加者から、様々な課題を目の前にして、「伝えること」「知ろうとすること」が大切だとする声が多く聞こえてきたからです。これを機に、本基本構想では公共交通や道路等の都市基盤、建築物や商店街等の生活基盤と併せて、高齢者、障害者等の移動等の困難を自らの問題として理解し、バリアをなくそうと手助けすることを目指す「心のバリアフリー」の取り組みを、力強く推し進めてまいります。

最後になりますが、本基本構想の策定にあたりましては、活発なご議論をいただきました「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会」委員の皆様をはじめとして、市民部会、市民部会支援者、事業者部会の皆様や、アンケートにご回答いただいた皆様、ワークショップや研修会にご参加いただいた皆様、パブリックコメントに貴重なご意見をお寄せいただいた皆様、ならびに関係者各位の多大なるご協力をいただき、本基本構想の策定ができましたことを心からお礼申し上げます。

平成 27 年 9 月
茅ヶ崎市長 服部 信明

目 次

第1章 基本構想策定の背景と目的

- 1 基本構想策定の背景と目的 1
- 2 基本構想の位置づけ・目標年次..... 3
- 3 基本構想の枠組み 4

第2章 基本構想策定に向けた取組方針

- 1 基本構想策定における市民参加の取組 5
- 2 策定体制及び策定のながれ 6

第3章 茅ヶ崎市の概況

- 1 位置・地勢..... 8
- 2 人口等 9
- 3 交通施設 17
- 4 道路..... 19
- 5 施設の配置状況 20

第4章 全体基本構想

- 1 基本理念・目標 22
- 2 目標実現に向けた基本方針 23
- 3 バリアフリー化の進め方 24

第5章 重点整備地区基本構想 ―茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区―

- 1 重点整備地区の基本的な方針 31
- 2 重点整備地区の位置及び区域 34
- 3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項 39
- 4 重点整備地区の特定事業等 48
- 5 重点整備地区のその他の事項 82
- 6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施..... 85

第6章 整備促進地区

- 1 香川駅周辺地区 86
- 2 辻堂駅周辺地区 88

第7章 基本構想の推進

- 1 基本構想の進行管理体制 89
- 2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進... 90
- 3 基本構想策定後の市民参加 91

資料編

① 協議会委員名簿・検討経緯	92
② 用語集	99
参考1 .高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要	103
参考2 .移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要	104
③ パブリックコメントの実施結果	105

本文中で「*」（アスタリスク）が付いた単語は、詳しい解説を用語集に
まとめています。

第1章

基本構想策定の背景と目的

1 基本構想策定の背景と目的

本市では、“人々が行きかい自然と共生する便利で快適なまちづくり”の理念のもと、関連条例や各種計画に基づくまちづくりを進めてきました。

本基本構想は、バリアフリー*やユニバーサルデザイン*のまちづくりに向けた市の考えや方向性を示すとともに、これまでの取組と連携することで、効果的なバリアフリーを推進することを目的とします。

● 高齢者、障害者等が便利で快適に過ごせるまちづくりへの高まり

急速な少子・高齢化が全国的に進み、本市では、平成 22 年度に高齢化率*21%を超えて超高齢社会*が到来して以来、高齢者人口は増え続けています。(平成 27 年 1 月時点では高齢化率 24.5%)

今後、地方自治をとりまく環境が大きく変化することが予測されており、行政運営のあり方の大きな転換期を迎えるなか、『茅ヶ崎市総合計画基本構想』では、基本理念の1つに“人々が行きかい自然と共生する便利で快適なまちづくり”を掲げ、市民生活の利便性を高める都市機能を効果的に集約した都市拠点の整備などを目標とした施策を位置づけています。また、平成 26 年度の中間見直しでは、“豊かな長寿社会”や“健康づくりの推進”“子育て環境の整備促進”といった視点からの見直しを行ったことから、高齢者、障害者を含むすべての人が便利で快適に過ごせるまちづくりが求められています。

本基本構想では、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から、都市の様々な問題を捉え、市の考えや方向性を示すとともに、だれもが暮らしやすいまちづくりに向けた取組を一体的に推進します。

コラム①

高齢者、障害者等の『等』ってだれのこと？

『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』では、高齢者やすべての障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者等）のほか、けが人、妊産婦を対象として、各施設のバリアフリー整備基準等を定めています。

本基本構想は、上記法律に基づく対象者に加え、ベビーカー利用者などの子育て世代も含めた対象者を“高齢者、障害者等”と表現します。

● 福祉のまちづくりの取組

本市では、『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律*（略称：ハートビル法）』（平成 6 年施行）と『神奈川県福祉の街づくり条例』（平成 8 年施行）により、不特定多数の人々や高齢者、障害者等が利用する施設や公共施設などのバリアフリー化を進めてきました。その後、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律*（以下「バリアフリー法」）』（平成 18 年施行）や『神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例*』（平成 20 年施行）が施行され、これらに基づき建築物や公共交通機関、道路、公園のバリアフリー整備を推進し、高齢者、障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるバリアフリーのまちづくりを目指しています。

また、『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』（平成 23 年施行）の制定に伴い、特定道路*及び特定公園施設*に関する技術的基準を定めるための条例をそれぞれ制定し、これに基づく整備を進めています。

● 基本構想制度による重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進

バリアフリー法は、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会環境の整備を目指しており、公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場*、歩行空間等の新設時における移動等円滑化基準*への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進するとともに、基本構想制度では、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等がよく利用する施設が集積した地区において、施設・経路のバリアフリー化を図ることで、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを狙いとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

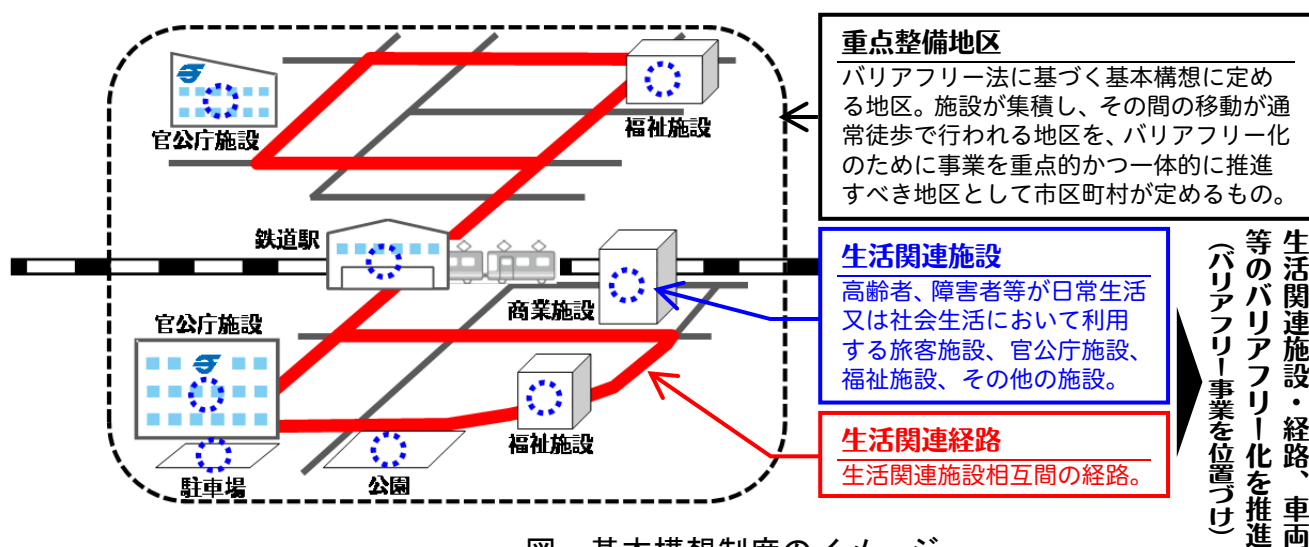


図 基本構想制度のイメージ

2 基本構想の位置づけ・目標年次

本基本構想は、『茅ヶ崎市総合計画基本構想』の基本理念である“人々が行きかい自然と共生する便利で快適なまちづくり”を踏まえて策定します。また、バリアフリー法及びこれに関連する条例等と整合を図るとともに、市の関連計画の考え方を踏襲し、連携した事業や取組を推進します。

目標年次は、バリアフリー法に基づく『移動等円滑化の促進に関する基本方針*』とあわせて平成 32 年度までの目標達成を目指すとともに、茅ヶ崎市総合計画基本構想等の上位・関連計画の目標年次との整合や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時期を考慮し、平成 32 年度に設定します。また、事前に検討や調整を進める必要がある目標年次以降の事業等についても、本基本構想に位置づけることとします。

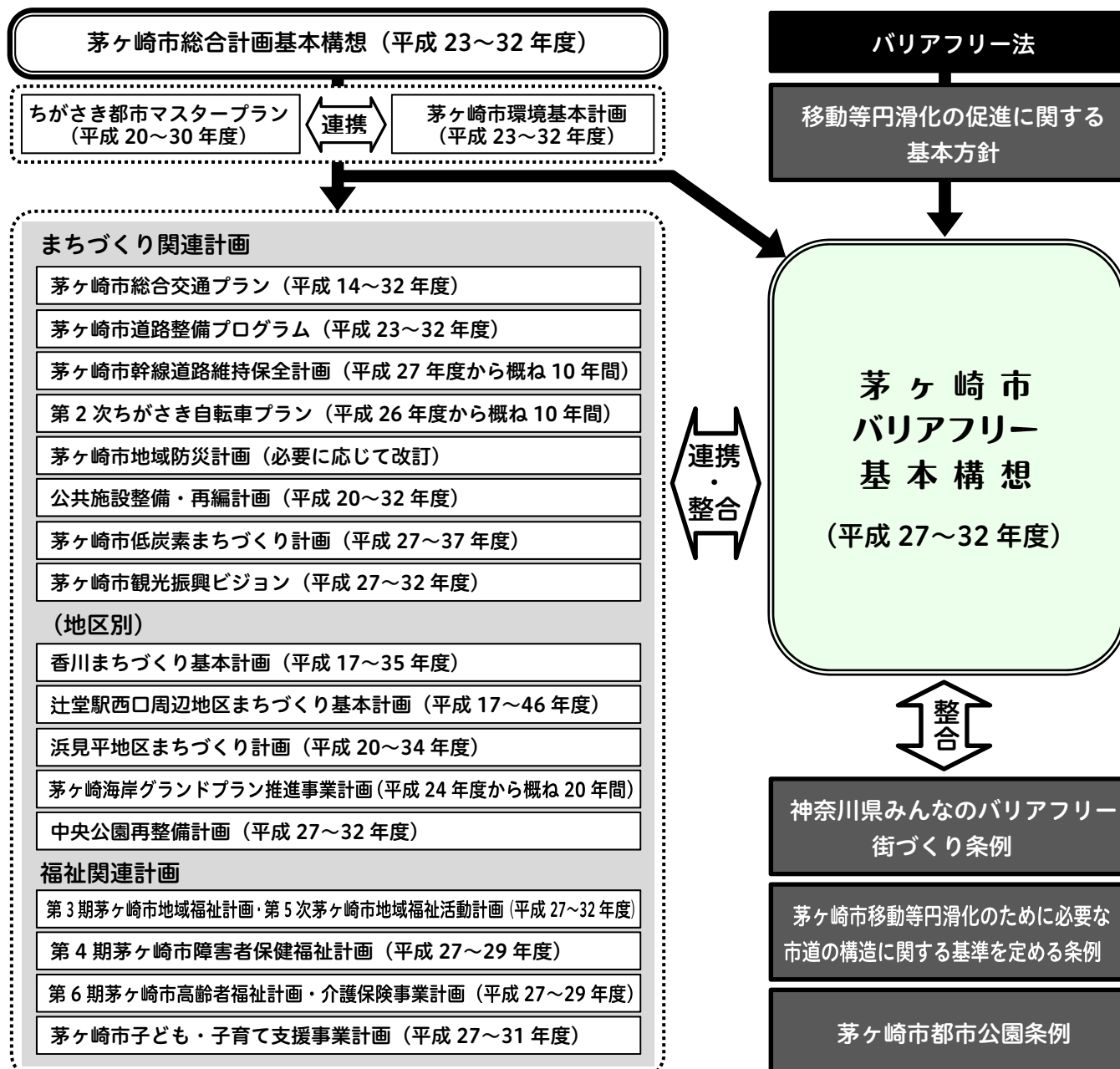


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の位置づけ

3 基本構想の枠組み

本基本構想では、市のバリアフリー化の基本的な考え方を示す【全体基本構想】を定め、地区の設定や位置づけを明確化し、心のバリアフリー*を含む一体的なバリアフリー化の推進を図ります。また、バリアフリー法に基づき重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する【重点整備地区*】と、まちづくりと連携したバリアフリー化を推進する【整備促進地区*】を設定し、地区別のバリアフリー化の進め方等を示します。

重点整備地区では、地区のバリアフリー化を推進するための具体的な事業（特定事業*）等を位置づけた地区基本構想を定めます。

また、基本構想策定後の進行管理体制や市民参加等についても考え方や方針を整理し、実効性のある取組の推進を目指します。

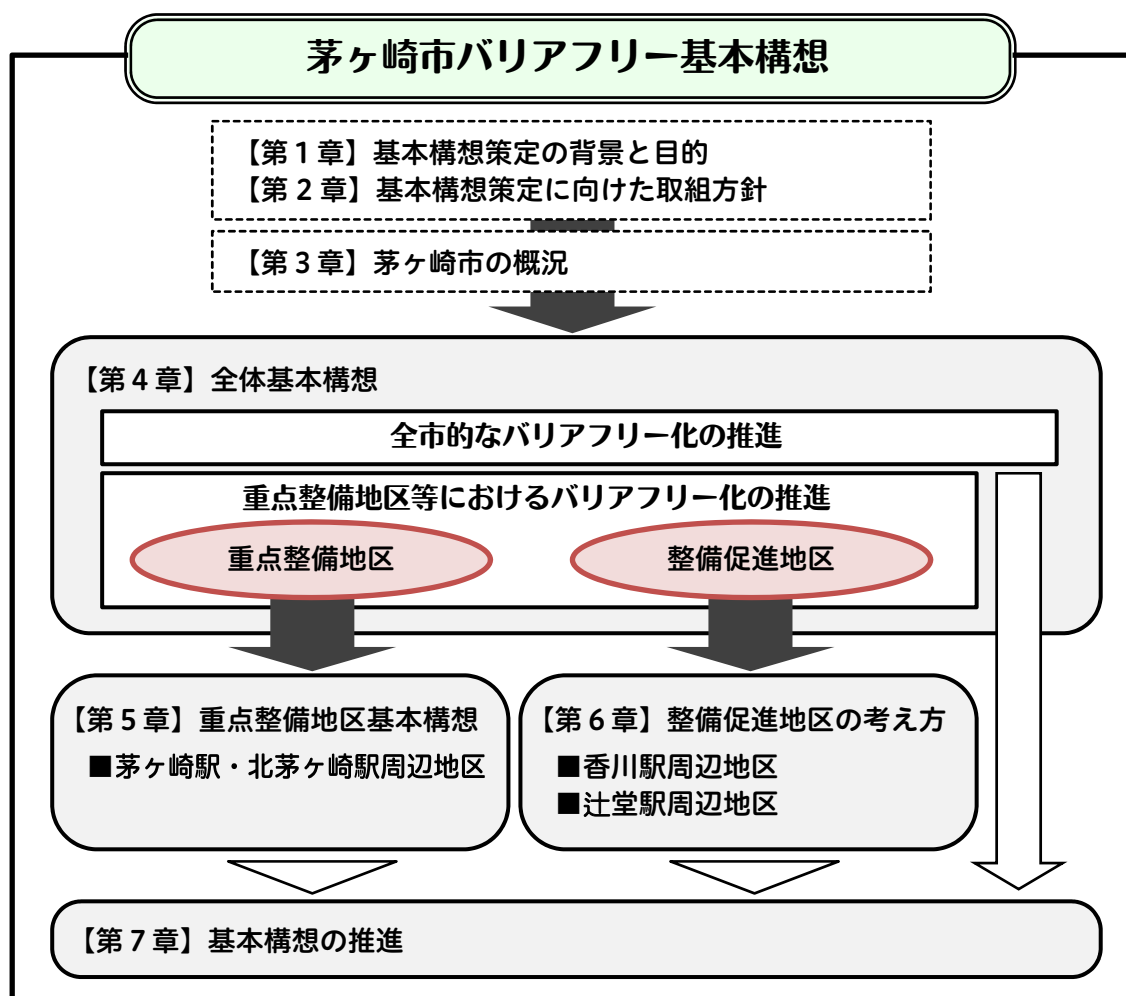


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の枠組み

第2章

基本構想策定に向けた取組方針

1 基本構想策定における市民参加の取組

本基本構想では、多様な市民参加による基本構想の策定を目指し、課題把握等の各段階において市民参加を図りながら広く意見を把握する仕組みを設けるなど、ワークショップ*やアンケート調査を含む5つの取組を実施しました。

また、市民参加の機会を活用して、バリアフリーの普及・啓発を積極的に進め、市民の心のバリアフリーへの理解促進を推進しました。

多様な市民参加による基本構想策定を進めます。

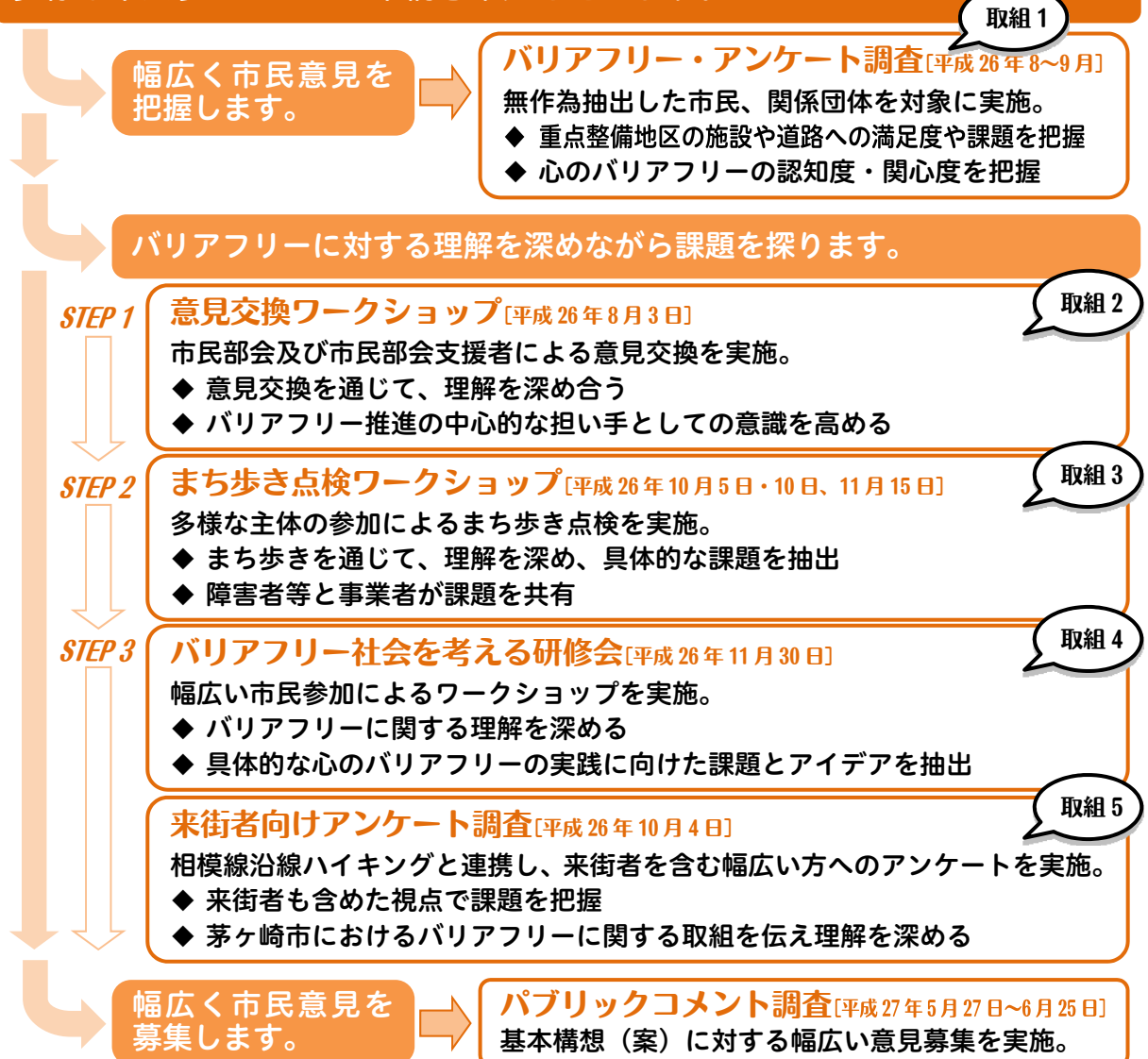


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想策定における多様な市民参加の取組

2 策定体制及び策定のながれ

本基本構想の策定にあたっては、市民団体や学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、庁内関係部署など、様々な関係者の協力のもと、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会」及び「市民部会」、「事業者部会」、「庁内調整会議」の3つの作業部会による体制で連携した検討を行いました。

また、多様な市民参加の実現に向けて、まち歩き点検ワークショップ等では、市民部会のほか市民部会支援者（市民部会委員の紹介者）の協力を得ながら市民意見を整理しました。

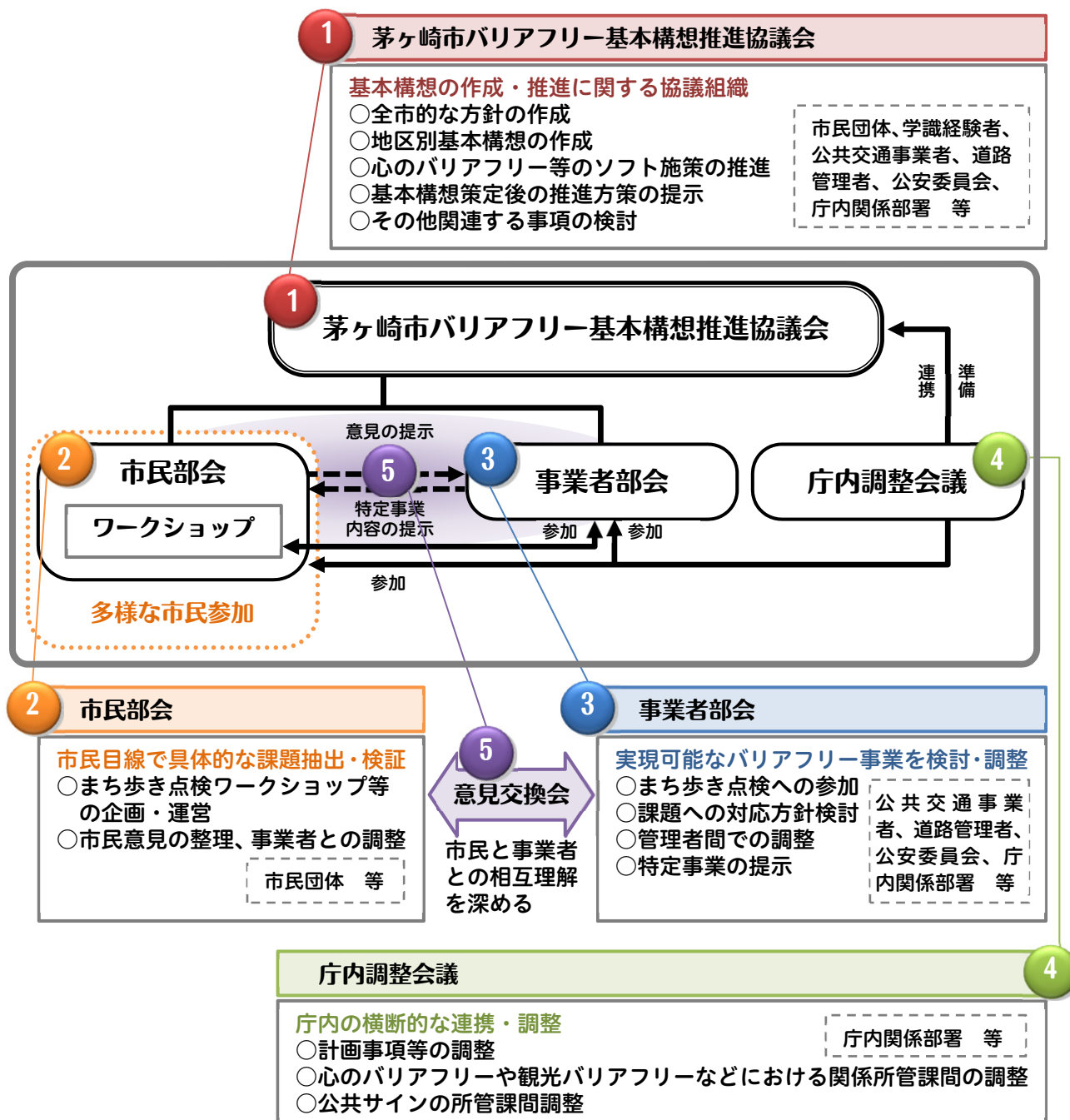


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の策定体制

< 検討のながれ >

< 会議等の実施状況 >

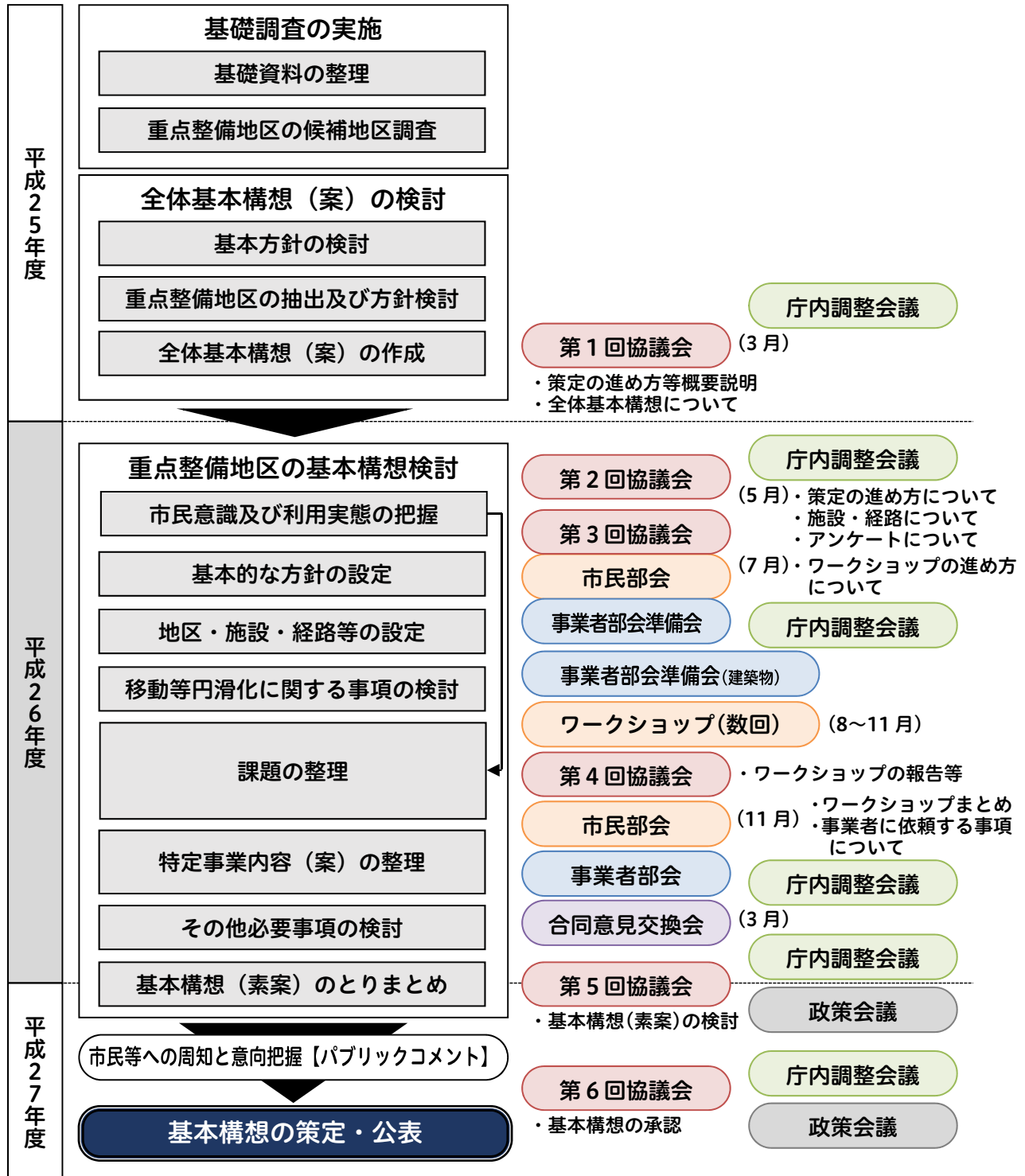


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の策定のながれ

第3章

茅ヶ崎市の概況

1 位置・地勢

本市は、東京から西に約 50 kmの神奈川県中央南部にあり、県の『かながわ都市マスタープラン』では、湘南都市圏に属しています。面積は 35.76km²、県下 19 市では 7 番目に小さな都市で、隣接する藤沢市、平塚市の約半分の面積となっています。

海岸線は、近隣市町のなかでは最も長い約 6km の延長を持ち、海、漁港、砂防林、国道 134 号が一体的に構成されています。

河川は、相模川が平塚市境を、小出川が藤沢市・寒川町境から市の西部をそれぞれ流下し、相模川河口で合流しています。また、千ノ川が市の中央部を、駒寄川が北部をそれぞれ東から西へ流れ、小出川に合流しています。

北部の丘陵地域は、野菜、稲作、果樹などを中心とした農業が営まれ、谷戸やその周辺に樹林が見られるなど里山の環境が残されています。市街地との境には斜面林が帯状に連なり、みどり豊かな都市景観が形成されています。北部の丘陵地域のほかは、平坦な地形となっています。

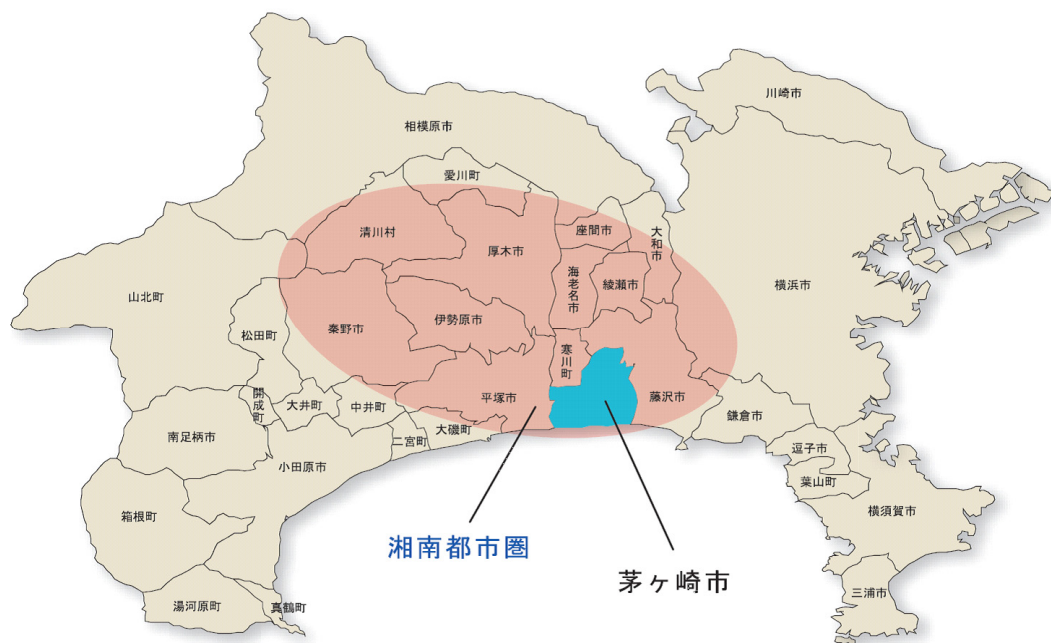


図 茅ヶ崎市の位置【出典：ちがさき都市マスタープラン】

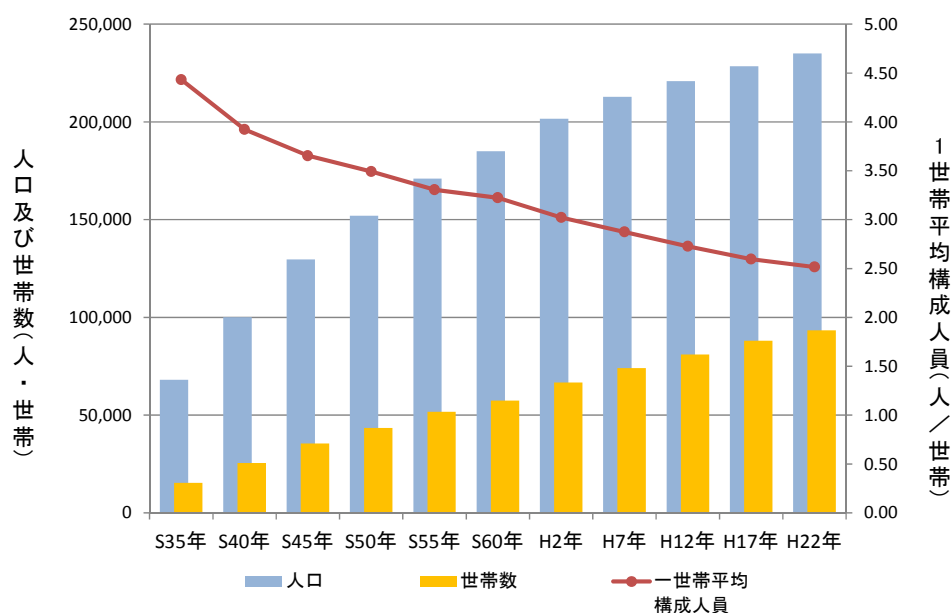
2 人口等

本市の人口・世帯数や高齢者、障害者等の統計データを示します。なお、人口等は国勢調査のデータを基本として整理しています。

(1) 人口・世帯数

平成 22 年の国勢調査では、人口は 235,081 人、世帯数は 93,445 世帯となっています。また、人口推移をみると、一貫して増加傾向にありますが、増加率は徐々に鈍化し、平成 22 年には増加率 2.9%と微増の状況にあります。

世帯数は、人口の伸び率を上回る増加を示しており、1 世帯あたりの構成人員は平成 22 年には 2.52 人まで減少しています。



年次	人口総数		世帯数		世帯人員	
	人口 (人)	増加率 (%)	世帯数 (世帯)	増加率 (%)	一世帯平均 構成人員 (人)	世帯人員の 増減 (人)
昭和 35 年	68,054	—	15,354	—	4.43	—
昭和 40 年	100,081	47.1	25,510	66.1	3.92	▲ 0.51
昭和 45 年	129,621	29.5	35,467	39.0	3.65	▲ 0.27
昭和 50 年	152,023	17.3	43,520	22.7	3.49	▲ 0.16
昭和 55 年	171,016	12.5	51,715	18.8	3.31	▲ 0.19
昭和 60 年	185,030	8.2	57,377	10.9	3.22	▲ 0.08
平成 2 年	201,675	9.0	66,729	16.3	3.02	▲ 0.20
平成 7 年	212,874	5.6	74,032	10.9	2.88	▲ 0.15
平成 12 年	220,809	3.7	80,959	9.4	2.73	▲ 0.15
平成 17 年	228,420	3.4	87,992	8.7	2.60	▲ 0.13
平成 22 年	235,081	2.9	93,445	6.2	2.52	▲ 0.08

図・表 人口・世帯数の推移【資料：国勢調査】

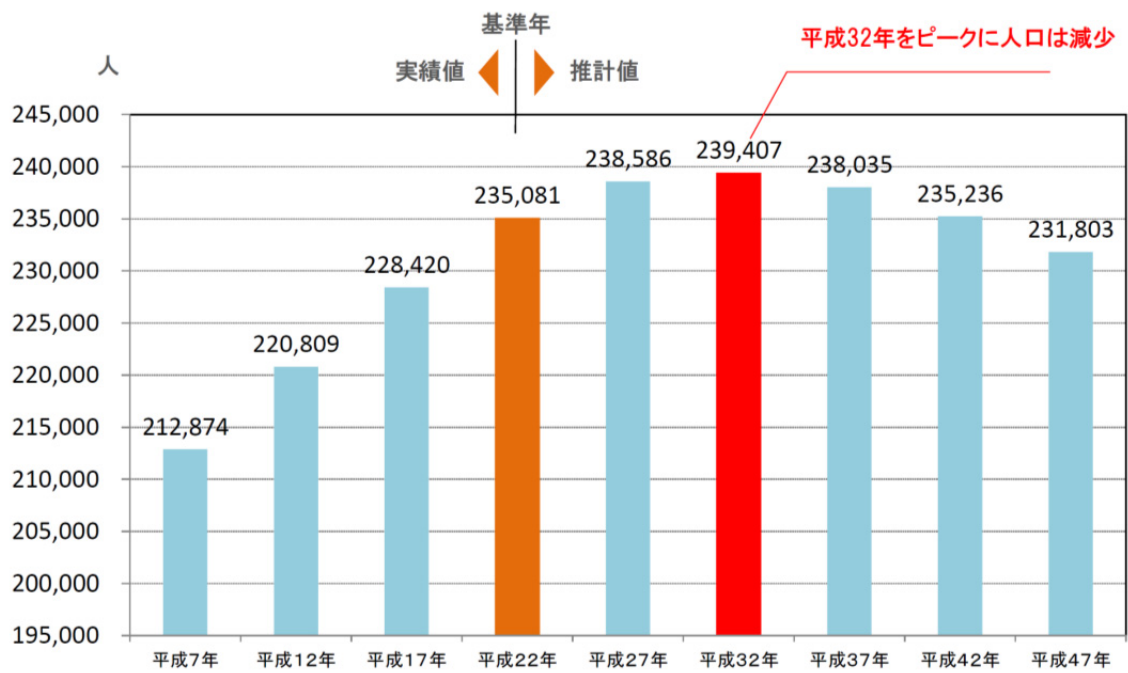


図 茅ヶ崎市の将来人口【出典：茅ヶ崎市の人口について（平成24年2月）】



(2) 高齢者数

市の人口推計では、平成 32 年をピークに人口は減少する一方、高齢者数は増加し、将来的に人口の約 3 分の 1 が高齢者となることが予測されています。

本市の高齢者数（65 歳以上）は、平成 22 年国勢調査で 50,315 人、高齢化率は 21.4%となっており、超高齢社会が到来しています。

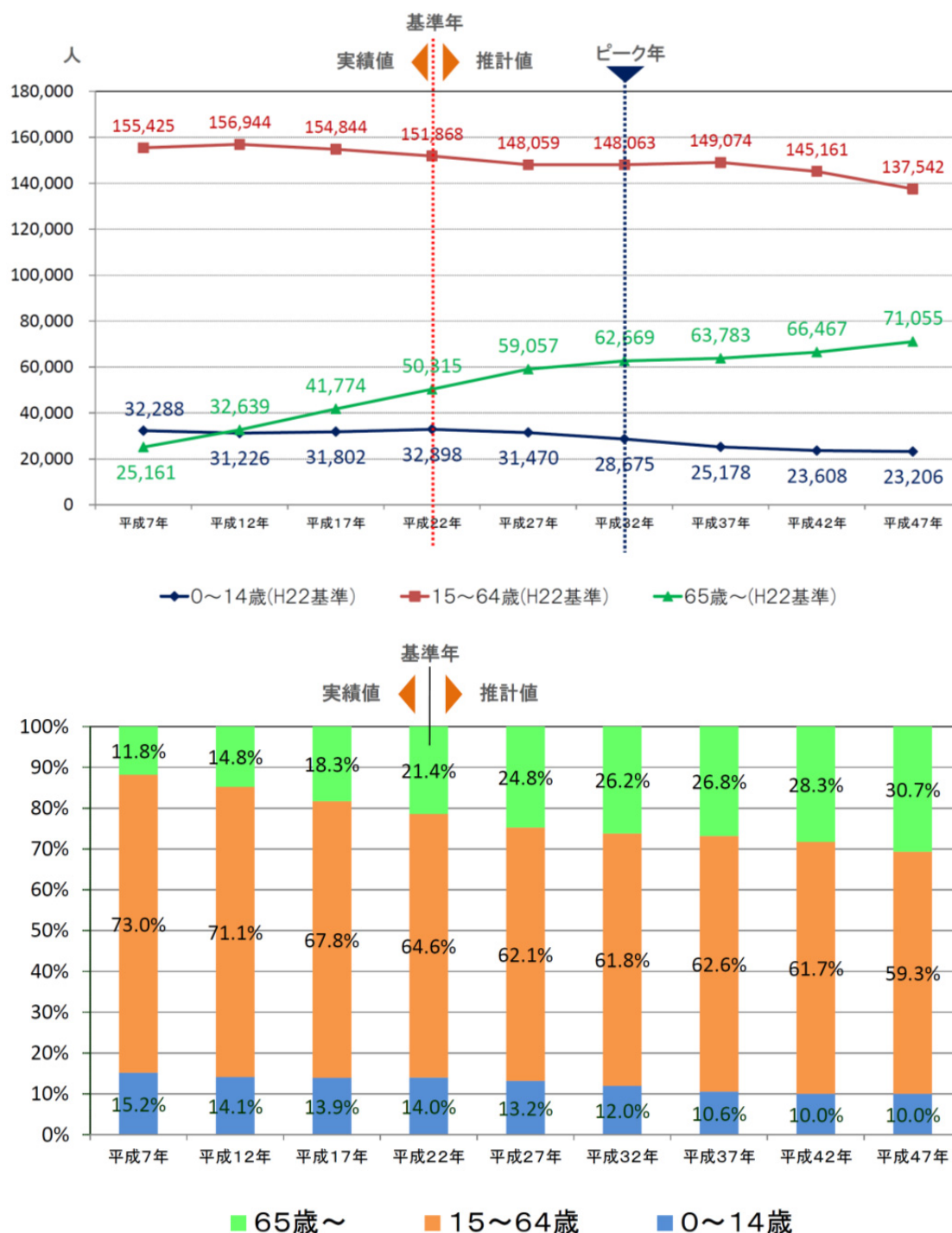


図 年齢三区分別の将来人口【出典：茅ヶ崎市の人口について（平成 24 年 2 月）】

(3) 障害者等手帳所持者数

本市における、平成 26 年 4 月 1 日時点の身体障害者手帳所持者数は 5,950 人、療育手帳所持者数は 1,155 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 1,260 人となっています。

身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、今後、高齢者が増加することで、加齢に伴う障害の発生が増すものと考えられます。また、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数もそれぞれ微増傾向を示しています。

● 身体障害者

表 身体障害者手帳所持者数（各年 4 月 1 日時点）（人、％）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手帳所持者数	5,543 (100.0)	5,608 (101.2)	5,782 (104.3)	5,868 (105.9)	5,872 (105.9)	5,950 (107.3)
総人口	233,240 (100.0)	234,412 (100.5)	235,419 (100.9)	235,903 (101.1)	236,420 (101.3)	237,269 (101.7)
対総人口比	2.38%	2.39%	2.46%	2.49%	2.48%	2.51%

注) () 内の数値は、平成 21 年度と比較した率

資料：障害福祉課

総人口は国勢調査確定値からの推計

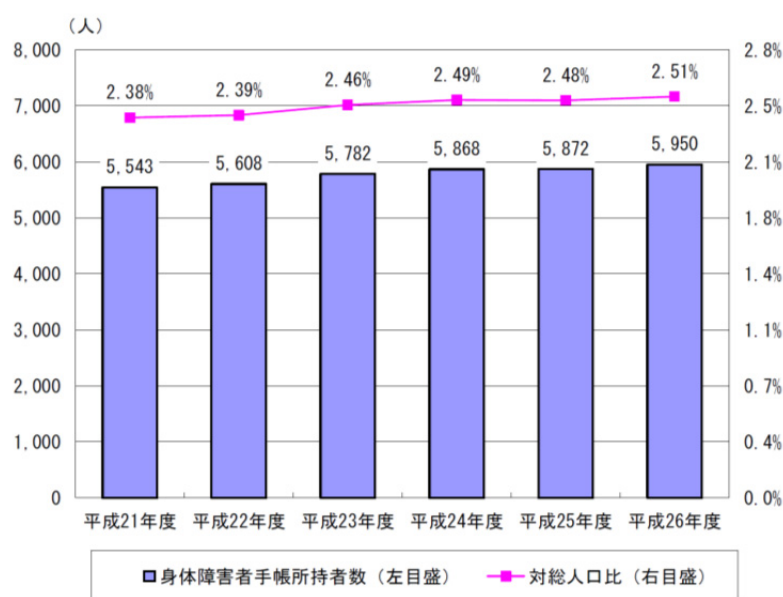


図 身体障害者手帳所持者数の推移

表 身体障害者手帳所持者の障害程度別内訳（平成 26 年 4 月 1 日時点）（人）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害	106	169	42	33	102	38
聴覚障害	-	171	65	105	-	169
言語機能障害	-	-	76	46	-	-
肢体不自由	587	903	981	1,306	275	246
内部障害	1,429	12	157	399	-	-
心臓	904	-	87	64	-	-
じん臓	488	-	4	2	-	-
その他	37	12	66	333	-	-

資料：障害福祉課

● 知的障害者

表 療育手帳所持者数（各年4月1日時点）（人、％）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手帳所持者数	955 (100.0)	999 (104.8)	1,018 (106.6)	1,077 (112.8)	1,137 (119.1)	1,155 (120.9)
総人口	233,240 (100.0)	234,412 (100.5)	235,419 (100.9)	235,903 (101.1)	236,420 (101.3)	237,269 (101.7)
対総人口比	0.41%	0.43%	0.43%	0.46%	0.48%	0.49%

注）（ ）内の数値は、平成21年度と比較した率
総人口は国勢調査確定値からの推計

資料：障害福祉課

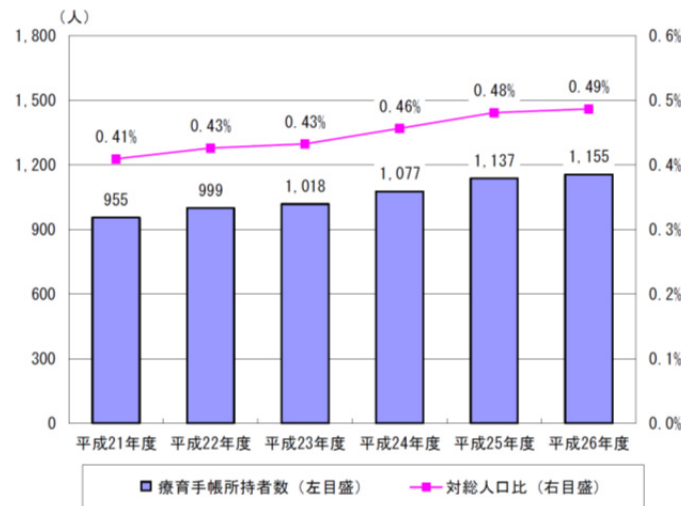


図 療育手帳所持者数の推移

● 精神障害者

表 精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年4月1日時点）（人、％）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手帳所持者数	834 (100.0)	932 (111.8)	1,038 (124.5)	1,124 (134.8)	1,207 (144.7)	1,260 (151.1)
1級（重度）	155 (100.0)	176 (113.5)	205 (132.3)	217 (140.0)	218 (140.6)	226 (145.8)
2級（中度）	454 (100.0)	523 (115.2)	605 (133.3)	672 (148.0)	724 (159.5)	754 (166.1)
3級（軽度）	225 (100.0)	233 (103.6)	228 (101.3)	235 (104.4)	265 (117.8)	280 (124.4)
総人口	233,240 (100.0)	234,412 (100.5)	235,419 (100.9)	235,903 (101.1)	236,420 (101.3)	237,269 (101.7)
対総人口比	0.36%	0.40%	0.44%	0.48%	0.51%	0.53%

注）（ ）内の数値は、平成21年度と比較した率
総人口は国勢調査確定値からの推計

資料：障害福祉課

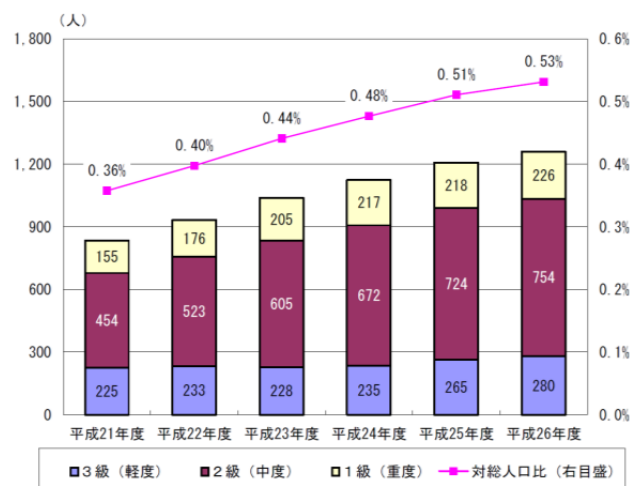


図 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(4) 就学前児童数

本市の就学前児童数は、近年横ばいの傾向にあります。

茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画のアンケートでは、子育てを行っていて、特に困ること、困ったこととして、「子どもが安全に通れる道路がないこと」(約35%)、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」(約15%)が挙がっており、ベビーカー利用者や子どもが安全に移動や施設利用できる環境整備が求められています。

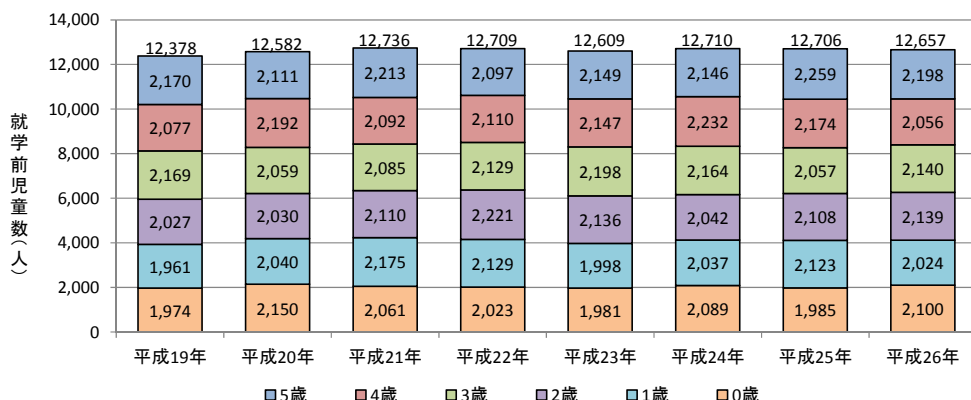


図 年齢別就学前児童数の推移【参考：神奈川県年齢別人口統計調査結果報告】

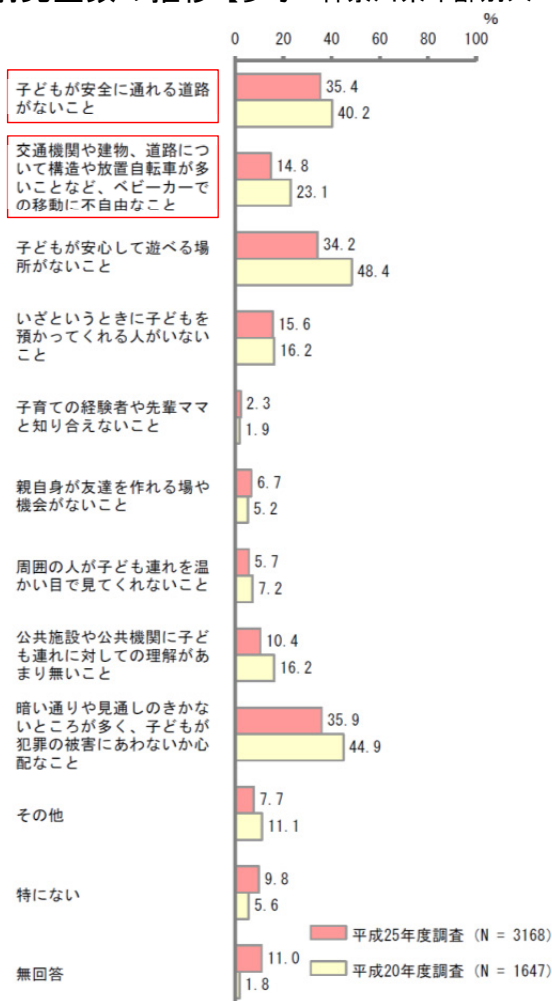


図 子育てを行っていて、特に困ること、困ったこと
【出典：茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画】

(5) 観光入込客数

本市は、サザンビーチちがさきを代表とする海水浴場や花火大会など、多くの観光資源を有しており、夏季を中心に多くの観光客が訪れます。特に、サザンビーチちがさは、観光入込客数が最も多く、平成 25 年度で年間約 20 万人の観光客が訪れました。

近年では、高齢化の進展により昼間人口が飛躍的に増加することや全線開通したさがみ縦貫道路によるインフラの充実を契機と捉えた、茅ヶ崎を通過点にさせない取組が求められており、『茅ヶ崎市観光振興ビジョン』（平成 26 年度）に基づき、観光振興を推進する茅ヶ崎ブランドの再構築や強化に向けた取組を展開しています。

表 観光入込客数【出典：茅ヶ崎市統計年報】

(単位：人)

区分	大岡越前祭	湘南祭	浜降祭	花火大会	海水浴
平成 20 年度	84,000	100,000	90,000	50,000	161,700
平成 21 年度	92,000	84,000	72,000	80,000	121,200
平成 22 年度	73,000	89,500	75,000	80,000	141,700
平成 23 年度	—	—	70,000	—	123,000
平成 24 年度	63,000	97,000	80,000	60,000	159,000
平成 25 年度	46,000	131,000	80,000	70,000	199,820

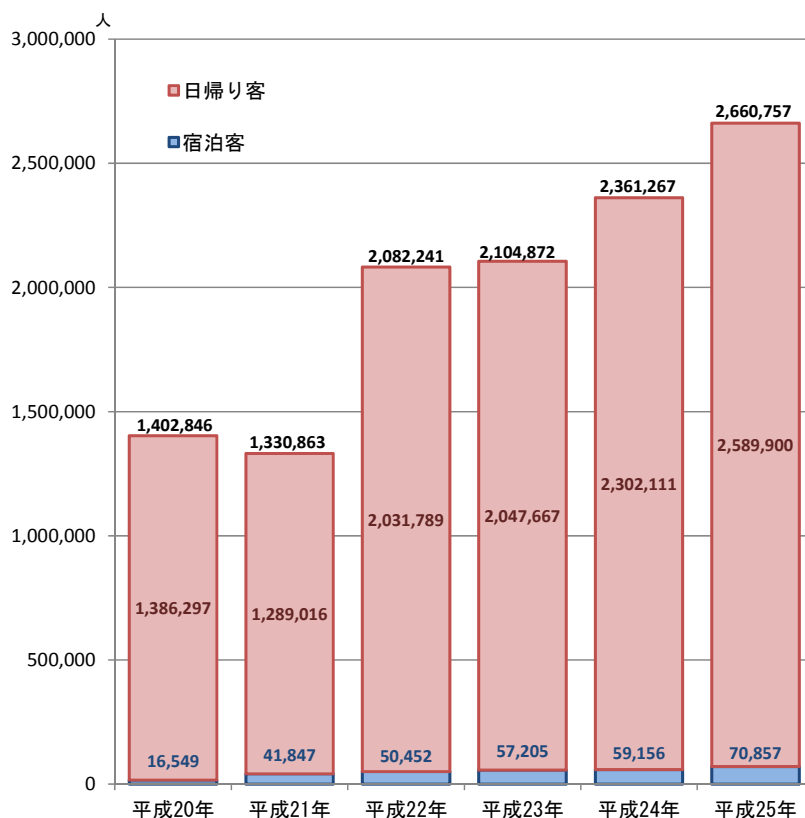


図 観光入込客数の推移【参考：茅ヶ崎市統計年報】

コラム②

来街者向けのアンケート調査を実施しました！

来街者を含む幅広い参加が見込まれるイベントを活用して、茅ヶ崎市におけるバリアフリーに関する取組を伝え理解を深めるとともに、来街者も含めた視点で課題を把握することを目的として、相模線沿線ハイキングと連携し、参加者を対象とした「来街者向けアンケート調査（取組５）」を実施しました。

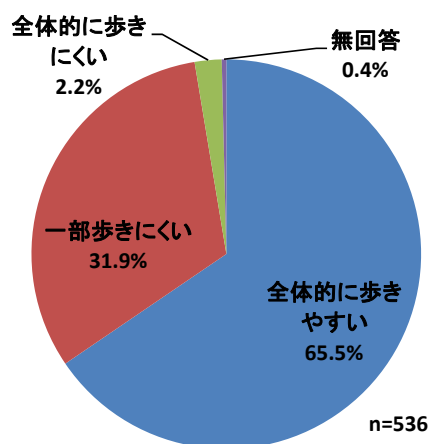
● 実施概要

対 象 者	◇ 相模線沿線ハイキング参加者
調 査 日	◇ 平成 26 年 10 月 4 日
配 布	◇ 646 票（ハイキング資料とあわせて参加者全員に配布）
回 収	◇ 536 票（回収率 約 83%）
設 問	◇ 参加者属性（住まい・年代・性別） ◇ 茅ヶ崎市内を訪れる頻度 ◇ ハイキングで茅ヶ崎駅周辺を歩いた時の感想 ◇ 来街者視点から、茅ヶ崎市内を訪れる際に「利用しやすいまち」とするために必要だと感じたこと

● 調査結果

ハイキングで茅ヶ崎駅周辺を歩いた時の感想

- ・「全体的に歩きやすい」と回答する方が約 66% いましたが、残りの約 34% は市内の道路で歩きにくい箇所があると感じています。
- ・歩きにくかった具体的な要因としては、「茅ヶ崎駅前の道路は歩道がなくて危険である」、「海岸の遊歩道は自転車道なのかと思うほど自転車がが多く危険だった」といった意見がありました。



来街者視点から、茅ヶ崎市内を訪れる際に「利用しやすいまち」とするために必要だと感じたこと（自由意見）

- ・通り沿いにもう少しベンチなどあれば良いと思う。
- ・歩道の整備がもっと進むと良い。
- ・自転車と歩行者が別々に使用できる道路があれば歩きやすい。
- ・海岸付近に津波時の注意書きがあったが、実際に起こった時に指定された避難所まで行けるのか不安を感じた。
- ・茅ヶ崎駅から海岸までの道がわかりにくいような気がした。



3 交通施設

(1) 鉄道駅

本市には、東日本旅客鉄道(株)が運営する2路線（東海道本線、相模線）があり、東海道本線・相模線の茅ヶ崎駅と、相模線の北茅ヶ崎駅、香川駅の合計3駅が市内に立地しています。また、市東部には東海道本線の辻堂駅が本市に隣接しています（所在は藤沢市）。

『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、バリアフリー化の達成目標として、1日平均乗降客数が3,000人以上の鉄道駅は、平成32年度までに原則としてバリアフリー整備を実施することとしています。市内3駅の1日平均乗降客数は、いずれも3,000人以上であり、エレベーターが未設置の北茅ヶ崎駅は早急なバリアフリー整備が求められています。

表 茅ヶ崎市内の駅の1日平均乗降客数

鉄道事業者	路線	駅	1日平均乗車人員 ^{※1}	1日平均乗降客数 ^{※2}
東日本旅客鉄道(株)	東海道本線 相模線	茅ヶ崎駅	55,545 人	111,090 人
		北茅ヶ崎駅	2,794 人	5,588 人
	相模線	香川駅	5,077 人	10,154 人

※1 東日本旅客鉄道(株)のホームページで公開される平成25年度の1日平均乗車人員

※2 ※1を2倍にしたもの

表 茅ヶ崎市内の駅のバリアフリー整備状況

鉄道事業者	駅名	駅構造		バリアフリー整備状況					
		改札口	ホーム		設備の状況	車いす移動 ^{※1}	トイレのバリアフリー対応状況 ^{※2}		
							車いす	ベビーシート	オストメイト
東日本旅客鉄道(株)	茅ヶ崎駅	橋上駅	2階	1階	北口ペデストリアンデッキ改札口	段差なし	○		
					南口地上出入口改札口	エレベーター	○		
					改札口ーホーム	エレベーター	○	○	○
					ホーム間（自社線乗換）	エレベーター	○		
	北茅ヶ崎駅	地上駅	1階	1階	地上出入口改札口	段差なし	○		
					改札口ーホーム	階段	×	×	×
					ホーム間（自社線乗換）	— (島式ホーム1面)	—		
	香川駅	地上駅	1階	1階	地上出入口改札口	段差なし	○		
					改札口ーホーム	段差なし	○	—	—
					ホーム間（自社線乗換）	— (単式ホーム1面)	—		

※1 車いす移動 ○ 自力移動可能（段差なし又は段差がある場合のエレベーター設置）

× 段差解消の設備がないため移動不可能

※2 トイレのバリアフリー対応状況

車いす：車いす対応トイレ/ベビーシート：ベビーベッド又はベビーチェア設置/

オストメイト：オストメイト（人工肛門等を造設した人）対応水洗装置設置

(2) バス

本市には、民間バス運行会社が運営する路線バスのほか、市のコミュニティバス*えぼし号があります。路線数では、茅ヶ崎駅を発着する路線が最も多く、茅ヶ崎市立病院も多くの路線が乗り入れ、ターミナル機能を有しています。

バス車両は、ほぼすべての車両で低床式バス（ワンステップバス*、ノンステップバス*）が導入されています。えぼし号はすべてのバスがノンステップバスとなっています。

表 低床式バスの導入状況（平成 26 年 12 月 31 日時点）

種類	事業者	営業所	全車両	低床バス車両 (上段：台数 下段：導入率)		その他
				ノンステップバス	ワンステップバス	ツーステップバス
路線バス	神奈川中央交通(株)	神奈川中央交通茅ヶ崎営業所	82 台	17 台 20.7%	64 台 78.0%	1 台 1.2%
	(株)江ノ電バス藤沢	江ノ電バス藤沢湘南営業所	87 台	36 台 41.4%	51 台 58.6%	0 台 0%
コミュニティバス (えぼし号)	茅ヶ崎市	神奈川中央交通茅ヶ崎営業所(市委託)	14 台	14 台 100%	0 台 0%	0 台 0%

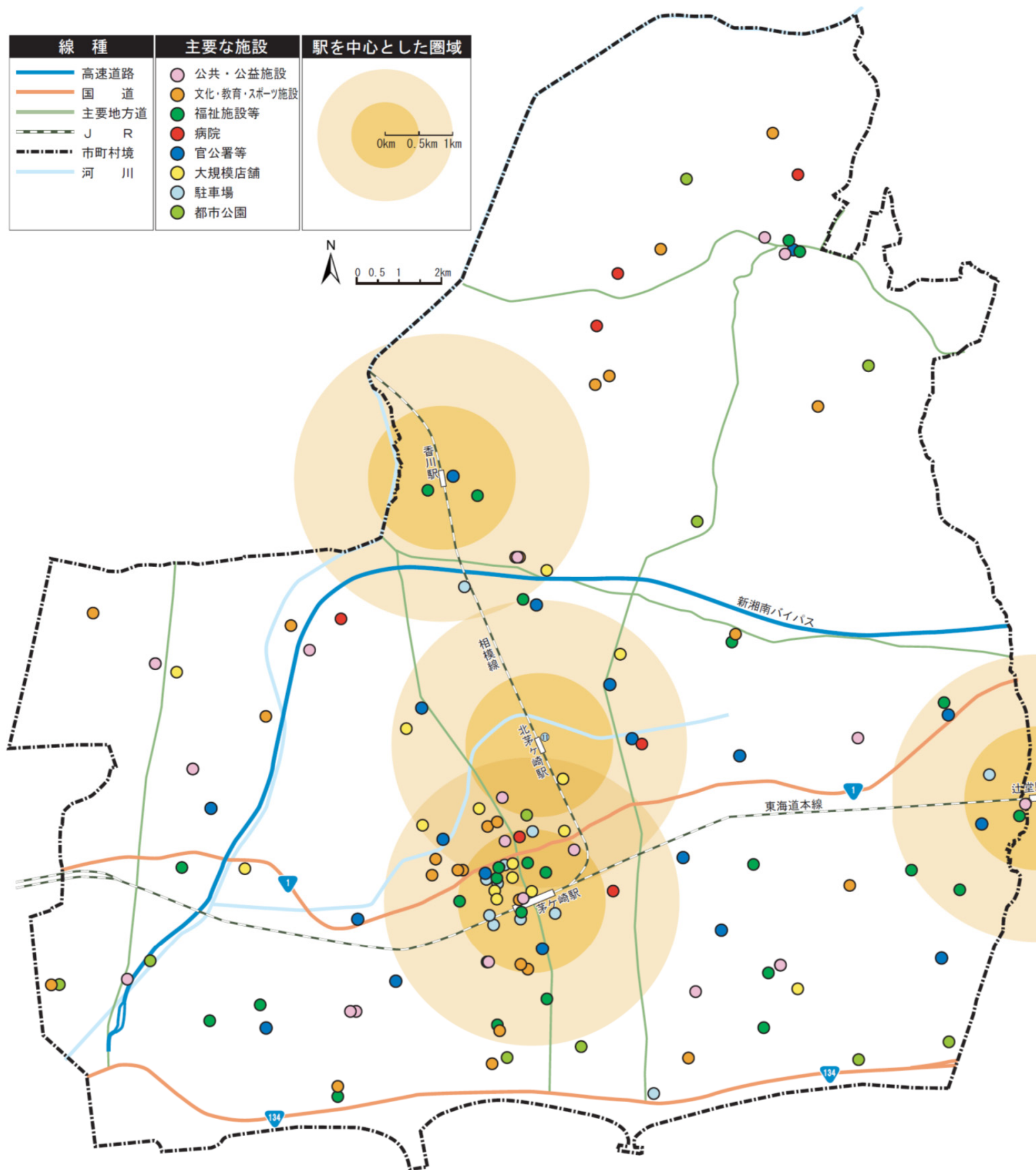
5 施設の配置状況

市内の主要な施設の配置状況を整理しました。なお、施設の抽出にあたっては、バリアフリー法が定める生活関連施設*の要件を考慮し、重要性が高いと考えられる施設を抽出しています。

駅を中心とした半径 1km 以内に施設が集積しており、特に茅ヶ崎駅と北茅ヶ崎駅の圏域が重なる地域に公共施設や福祉施設、商業施設などが多く立地しています。

表 茅ヶ崎市内の主要な施設の選定条件

施設種	選定条件
公共・公益施設	茅ヶ崎市ホームページの施設案内に記載されている公共施設のうち、市役所・支所、市民活動・地域集会施設。
文化・教育・スポーツ施設	茅ヶ崎市ホームページの施設案内に記載されている公共施設のうち、文化・教育、スポーツ、特別支援学校、私立学校（大学）。
福祉施設等	茅ヶ崎市ホームページの施設案内に記載されている公共施設のうち、福祉（子育て・障害者）、高齢者、保育園（公設民営を含む）。
病院	病床数 20 床以上の医療施設。
官公署等	茅ヶ崎市ホームページの施設案内に記載されている公共施設のうち、保健・環境・衛生に郵便局を加えた施設。
大規模店舗	神奈川県商工労働局の大規模小売店舗状況及び大規模小売店舗一覧より抽出した床面積（店舗面積）が 1,000 m ² を超える建物。
駐車場	茅ヶ崎市ホームページの施設案内に記載されている駐車場。
都市公園	茅ヶ崎市ホームページの公園データに記載されている近隣公園、地区公園、広域公園、特殊公園。



茅ヶ崎駅 を中心とした半径1 k m圏域にある施設【※印は北茅ヶ崎駅の圏域と重なる施設】		
公共・公益施設	茅ヶ崎駅前市民窓口センター（市民ギャラリー） 高砂コミュニティセンター（カフェさぶれ） ※茅ヶ崎市役所	※ちがさき市民活動サポートセンター ※茅ヶ崎地区コミュニティセンター （元町ケアセンター・子どもの家「茅っ子」）
文化・教育・スポーツ施設	茅ヶ崎市青少年会館 茅ヶ崎市立図書館 茅ヶ崎市文化資料館 茅ヶ崎市民ギャラリー 茅ヶ崎市美術館	茅ヶ崎市教育センター 茅ヶ崎市青少年教育相談室 茅ヶ崎市体育館 ※茅ヶ崎市民文化会館 ※茅ヶ崎市総合体育館
福祉施設等	福祉会館 茅ヶ崎市シルバー人材センター 茅ヶ崎駅南口子育て支援センター 地域包括支援センターあい 中海岸保育園 ※茅ヶ崎市社会福祉協議会	※茅ヶ崎駅北口子育て支援センター ※茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター ※障害者生活支援センター ※生活相談室とれいん ※地域生活支援センター元町の家 ※地域包括支援センターゆず
病院	茅ヶ崎徳洲会病院	※茅ヶ崎中央病院
官公署等	茅ヶ崎海岸郵便局 ※茅ヶ崎保健福祉事務所	※茅ヶ崎郵便局
大規模店舗	茅ヶ崎ラスカ 茅ヶ崎ショッピングセンター エメラルドプラザ ※ヤマダ電機ダイクマテックランド茅ヶ崎店 ※イトーヨーカ堂茅ヶ崎店	※イオン茅ヶ崎中央店 ※イオン茅ヶ崎店 ※フレスポ茅ヶ崎 ※島忠家具ホームセンター茅ヶ崎店
駐車場	新栄町第一自転車駐車場 新栄町第二自転車駐車場 ツインウェイヴ北自転車駐車場 ツインウェイヴ南自転車駐車場	幸町自転車駐車場 共恵自転車駐車場 ※茅ヶ崎駐車場 ※新栄町第三自転車駐車場
都市公園	※中央公園	

北茅ヶ崎駅 を中心とした半径1 k m圏域にある施設		
病院	茅ヶ崎市立病院	
官公署等	地域医療センター 茅ヶ崎鶴が台郵便局	茅ヶ崎矢畑郵便局 茅ヶ崎高田郵便局
大規模店舗	ファッションセンターしまむら矢畑店	
駐車場	北茅ヶ崎臨時自転車置場	

香川駅 を中心とした半径1 k m圏域にある施設		
公共・公益施設	香川市民窓口センター	
文化・教育・スポーツ施設	香川公民館	図書館香川分館
福祉施設等	地域包括支援センターあかね 鶴が台保育園	香川保育園
官公署等	茅ヶ崎香川郵便局	
大規模店舗	マルエツ茅ヶ崎店	
駐車場	西久保臨時放置自転車等保管場所	

辻堂駅 を中心とした半径1 k m圏域にある施設		
公共・公益施設	茅ヶ崎市役所辻堂駅前出張所	
福祉施設等	浜竹子育て支援センターのびのび 地域包括支援センター青空	地域包括支援センターさざなみ 小和田保育園
官公署等	茅ヶ崎小和田三郵便局	茅ヶ崎浜竹郵便局
駐車場	本宿町自転車駐車場	

図 茅ヶ崎市内の主要な施設の配置状況

第4章

全体基本構想

1 基本理念・目標

本市では、高齢者や障害者の増加に伴う福祉のまちづくりとして、地域活動や交流機会を増やすことで、だれもが気軽に社会参加できるとともに、子育て世代や来街者も含めた多様な人々が安心して暮らし、訪れることができるまちづくりを目指しています。また、豊かな長寿社会に向けて生涯を通じた健康づくりを推進することなどから、本基本構想の基本理念を“だれもが安心して過ごせるまちづくり”に設定します。

また、バリアフリー法や『移動等円滑化の促進に関する基本方針』の主旨に則り、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設利用の確保に向けて、だれもが移動しやすい都市基盤として公共交通や道路、信号機等のバリアフリー化、だれもが利用しやすい生活基盤として建築物や公園、商店街等のバリアフリー化を推進するとともに、だれもが安心して過ごせるように日常的な声掛けやマナー向上等の心のバリアフリーの推進を目指し、3つの目標として位置づけて目標年次である平成32年度までの実現を目指します。

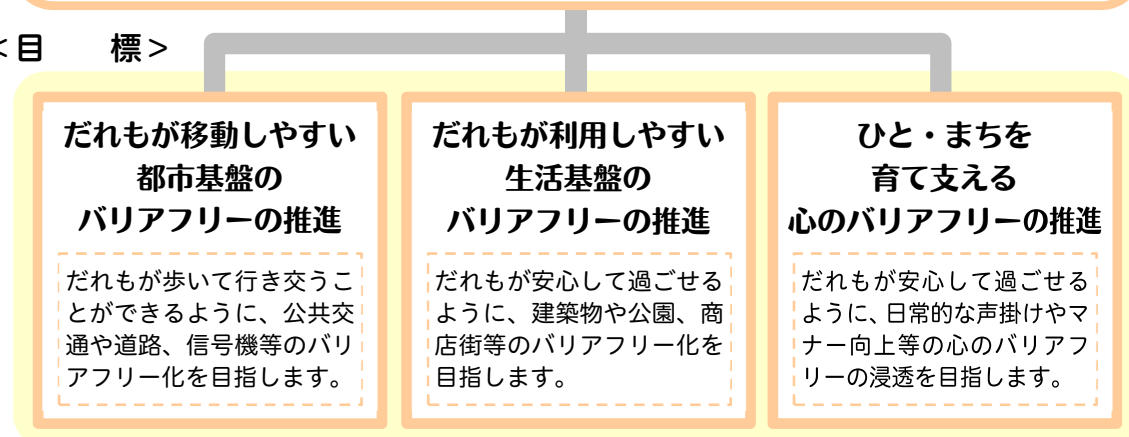
<背景>



<基本理念>

だれもが安心して過ごせるまちづくり

<目標>



2 目標実現に向けた基本方針

本基本構想の基本理念・目標の実現に向けて、以下の4つの基本方針を設定します。これに基づき、本市におけるバリアフリー化を着実に進めていきます。

<基本方針>

- ① 重点整備地区・整備促進地区の設定による効果的なバリアフリー化
- ② 多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの促進
- ③ 他施策と連携した全市への展開、事業の進捗状況にあわせた段階的な対応
- ④ 基本構想の進行管理による継続的なバリアフリー化

① 重点整備地区・整備促進地区の設定による効果的なバリアフリー化

バリアフリー法に基づく「重点整備地区」と、市独自の考え方に基づく「整備促進地区」を設定し、各地区における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することで、高齢者、障害者等の円滑な移動や施設利用の利便性・安全性向上に向けた整備を効率的かつ効果的に進めます。

② 多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの促進

高齢者、障害者等を含む多くの市民の声を反映するため、策定段階から多様な市民が参加できる取組を展開するなど、市民と行政が協働した計画づくりを進めます。また、策定後の市民参加のあり方についても整理するとともに、市民参加の機会を活用して、バリアフリーの普及・啓発を積極的に進め、市民の心のバリアフリーへの理解促進を推進します。

③ 他施策と連携した全市への展開、事業の進捗状況にあわせた段階的な対応

事業効果を高めるために、ソフト*的な取組も含めた様々な施策と連携し、全市的なバリアフリー環境の底上げを行います。また、バリアフリーに関連する事業については、進捗状況に応じて段階的な対応を図ります。

④ 基本構想の進行管理による継続的なバリアフリー化

策定後は、平成32年度までの目標実現に向けて、定期的に位置づけた事業の進捗状況を把握し、必要に応じて追加や見直しを検討するなど、基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ*）を目指した進行管理を行い、継続的にバリアフリー化を推進します。

3 バリアフリー化の進め方

目標実現に向けた基本方針に基づき、地区設定による効果的なバリアフリー化の推進と、心のバリアフリーの普及・啓発や公共サインガイドライン*に基づくサイン整備等の全市的なバリアフリー化の推進により、市内のバリアフリー化を進めます。

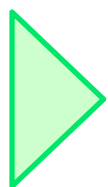
(1) 重点整備地区・整備促進地区におけるバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づく「重点整備地区」と、市独自の考え方に基づく「整備促進地区」を設定し、各地区で重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。

● 重点整備地区 ⇒バリアフリー法に基づく基本構想を策定する地区

バリアフリー法で重点整備地区に該当すべき要件として定められている配置要件、課題要件、効果要件から総合的に判断し、地区を設定します。

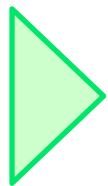
- 配置要件（法 第2条第21号イ）
 - ・生活関連施設の所在地を含み、かつ生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 課題要件（法 第2条第21号ロ）
 - ・生活関連施設及び生活関連経路*を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- 効果要件（法 第2条第21号ハ）
 - ・当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。



バリアフリー法に基づき基本構想を策定する重点整備地区は、高齢者、障害者等を含む多くの市民が利用する施設が集積し、駅を中心とした徒歩圏（500m～1km 以内の範囲）が重複する茅ヶ崎駅と北茅ヶ崎駅を含む「茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区」に設定し、平成32年度を目標とした重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。

● 整備促進地区 ⇒市独自の考え方に基づきバリアフリー化を推進する地区

重点整備地区の要件に概ね適合しているものの、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図る観点から、まちづくり関連計画等の進捗状況や事業化に向けた合意形成のため中・長期的な位置づけが必要な地区で、かつ駅及び駅周辺のバリアフリー化が求められる地区を設定します。



駅を中心とした交通結節点周辺のバリアフリー化を促進する地区として「香川駅周辺地区」、「辻堂駅周辺地区」の2地区を設定します。

香川駅周辺地区では、『香川駅周辺地区まちづくり整備計画』に基づき、鉄道事業者との調整・検討を通して、駅を中心とした交通結節点周辺のバリアフリー化の実現を目指します。また、辻堂駅周辺地区では、『辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画』に基づき、藤沢市と連携を図りつつ、まちづくりの進捗状況にあわせて、駅を中心とした交通結節点周辺のバリアフリー化の実現を目指します。

(2) 全市的なバリアフリー化の推進

重点整備地区や整備促進地区以外の地区における施設や経路のバリアフリー化についても推進していく必要があります。全市的なバリアフリー環境の底上げを目指し、心のバリアフリーの普及・啓発や公共サインガイドラインに基づくサイン整備等の取組を積極的に推進します。

① 心のバリアフリーの普及・啓発

心のバリアフリーとは、道路や建物をバリアフリー化するだけでなく、市民一人ひとりが高齢者、障害者等の移動や施設利用に制約のある方の困難を自らの問題として意識し、バリアをなくそうとすることです。障害によって特性や困難なことは様々であり、車いす・杖の使用や盲導犬など移動や施設利用を支援するものが必要な方、聴覚障害、精神障害、発達障害など外見上わかりにくい方など、障害には多様な特性があることを理解したうえで協力することが必要です。

バリアフリー法では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性及び安全性向上の促進を図るためには、施設の整備（ハード*）だけでなく、ソフト面での施策展開が必要であると定めています。

本市では、バリアフリー化の重要性や高齢者、障害者等への理解促進など、心のバリアフリーの普及・啓発に向けた取組を推進します。また、重点整備地区内の施設管理者等に対して、より利用しやすい環境づくりの推進に協力いただけるよう、市として取り組んでいきます。さらに、自転車利用が推進される社会のなかで、より一層の自転車利用のルール周知徹底に努めます。

心のバリアフリーの4つのポイント

理解する…様々な障害のことや、困っていること、手助けの仕方について学ぶ等

マナー・ルールを守る…歩道に自転車をとめない、障害者用の駐車場を利用しない等

ゆずる…優先席やエレベーター、多機能トイレで障害のある人を優先する等

手伝える…困っている人に声をかけ、移動の手助けや案内をする等

また、本市では、だれもが支障なく情報の提供・入手・交流ができる社会を目指した“情報のバリアフリー”や、子育てのための安全・安心な環境を整備するために妊婦やベビーカー利用者に配慮した“子育てバリアフリー”さらに自転車利用者のマナー向上に向けた取組についても、心のバリアフリーの推進の一環と捉え、積極的に推進します。



多様な市民参加による基本構想策定の一環として実施した「バリアフリー・アンケート調査(取組1)」の機会を活用して、心のバリアフリーパンフレットを対象者に配布するとともに、認知度や実施状況について調査しました。

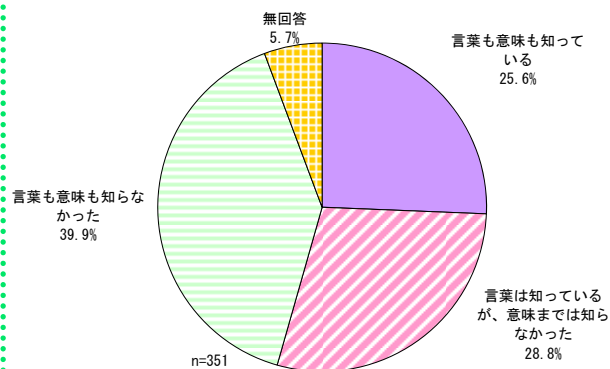
※調査対象者：茅ヶ崎市にお住まいの15歳以上の方のうち名前を見ずに取り出して決めた1,000名

※調査期間：平成26年8月20日～平成26年9月17日

● バリアフリー・アンケート調査結果 (心のバリアフリーに関する項目を抜粋)

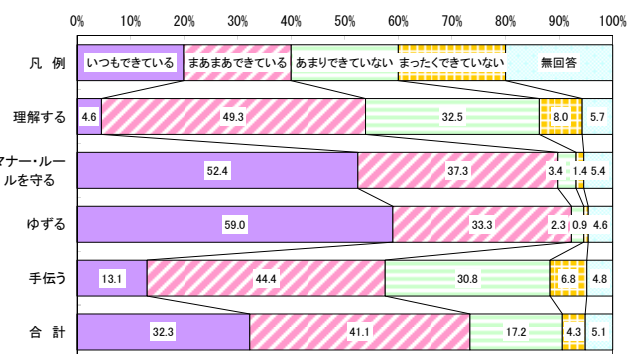
心のバリアフリーの認知度

- 回答者351人中、言葉と意味を知らなかった人が全体の約40%でした。
- 各障害については、内部障害に関する認知度が低いことがわかりました。



心のバリアフリーの実践状況

- 半数以上が「マナー・ルールを守る」「ゆずる」をいつもできていると回答していましたが、「理解する」「手伝う」は実践できていない人が多い傾向にありました。



● 心のバリアフリーパンフレット

わたしたちのまちには、さまざまなひとが住んでいます。お年寄りや障害のあるひとなどによって、ちょっとした段差などが、普段のくらしをしていくうえでバリアとなることがあります。このパンフレットでは、さまざまな障害のあるひとや配慮が必要なひとの特徴や困難を理解し、そのバリアをなくす(バリアフリー)ためにわたしたちができることを紹介します。だれもが安全に安心して自由にでかけられるバリアフリーのまちをみんなで作っていきましょう。

さまざまな障害などの特徴や困難を理解しよう!

さまざまな障害のあるひとや配慮が必要なひとの特徴や困難なことについて紹介します。

	特徴や困っていることなど
① 視覚に障害のあるひと	- まったく見えないひと(全盲)と見えにくいひと(弱視)がいます。 - あるくときに、白杖を使ったり、盲導犬をつれていられるひともあります。 - 危険に気づけない場合があります(歩道から車道にとびだしてしまうなど)。
② 聴覚や言語に障害のあるひと	- まったく聞こえないひと(ろう者)や聞こえにくいひと(難聴者)がいます。 - 手話や文字を使ってコミュニケーションをとります。 - 息ためて障害があるかわかりにくく、いろいろな誤解や危険にあうことがあります(声をかけたのに無視された、クラクションが聞こえなかった)。
③ 肢体の不自由なひと(車いす使用者など)	- 姿勢を保つことや、基本的な動き(あるく、座る)でもむずかしいひとがいます。 - それぞれの障害にあわせて、杖や車いす、電動車いすなどを使っています。 - 車いすを使う場合、すこしの坂でも大きな力が必要となり危険です。
④ 内部障害のひと	- 心臓の障害でペースメーカーをいれて生活するひとや、膀胱・直腸の障害でストーマ(人工肛門や人工膀胱)が必要なひと(オストメイト)などがあります。 - 心臓に障害があると、疲れやすくなり運動が制限されてしまう場合があります。
⑤ 知的な障害のあるひと	- 計算・記憶・判断がむずかしく、複雑なことを覚えるのが苦手なひとがいます。 - むずかしい言葉を使った会話や、まわりがうるさい状況などでパニックをおこしてしまうことがあります。
⑥ 精神障害のあるひと	- 統合失調症、うつ病、双極性障害、アルコール依存症などがあります。 - ひとより多くの不安をもっていたり、とても緊張に弱いひとがいます。 - ひとづきあいやはじめての場所、ひとの視線や会話が苦手なひとがいます。
⑦ 発達障害のあるひと	- 集中力がなかったり、ひとづきあいが苦手なひとがいます。 - 見ためでは発達障害とわからないため、「自分勝手」とか「変わったひと」「困ったひと」と誤解されてしまうことがあります。
⑧ その他	そのほかにも、高齢者・妊産婦・乳幼児連れ・けが人・外国人なども日常生活の中で多くのバリアを感じています。

心のバリアフリー推進で必要な取組(上位3つ)

- 小・中学生が心のバリアフリーを勉強する(教育・体験学習)【約68%】
- 自転車運転のマナーアップへの理解をお願いする【約45%】
- 放置自転車・放置看板・路上駐車などをする道路利用者に対して注意をする【約42%】

心のバリアフリーに関する自由意見

- 自転車に関する意見が非常に多く、「運転マナーが悪い」「放置自転車が多い」などといった意見がありました。
- その他、「電車やバスの優先席でのマナーの悪さ」や「車いす使用者用駐車施設の不適切な利用」に関する意見等がありました。

コラム④

『バリアフリー社会を考える研修会』を実施しました！

日常生活や災害時に、困ること・不安に思うことなどを考えるきっかけとして、保健福祉部障害福祉課・高齢福祉介護課と共同で、市民が自由に参加できる「バリアフリー社会を考える研修会（取組4）」を平成26年11月30日に実施し、56名の参加者がバリアフリーに関する理解を深めるとともに、市民一人ひとりのバリアフリーの実践に向けた意見交換を行いました。

● 研修会のながれ

1部：講話・意見交換

障害のある立場の方々から「日常生活で困っていること」や「災害時に想定される不安なこと」について講話をいただき、意見交換を行いました。



2部：班別ワークショップ

班に分かれて以下のテーマで話し合いをしました。

- ① 1部を通じて気づいたこと(知らなかったこと)
- ② 自分のできること
- ③ 一人ではできないが、誰かと協力するとできそうなこと(地域でできること)



3部：発表

班別ワークショップの発表を行い、各班の意見や知恵を共有しました。

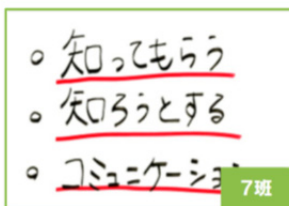
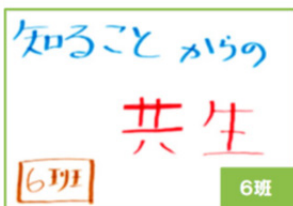
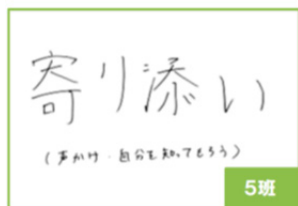
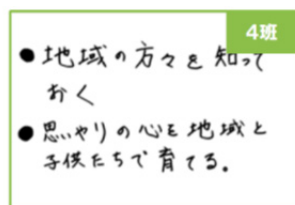
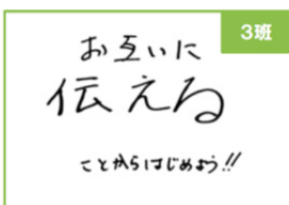
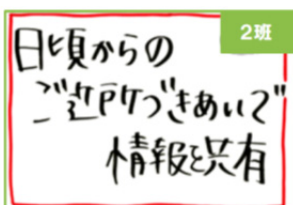
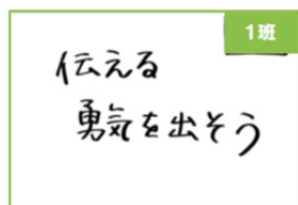


班別ワークショップの成果



● 班別ワークショップの結果

各班で話し合いの結果、バリアフリー実践のキーワードを決めました。多くの班で、障害者と健常な方がお互いに理解しあう努力が重要であるといった意見がでました。



● 班別ワークショップでの主なご意見

<自分のできること>

- ・ 障害を知ろうとする努力をする。
- ・ 思いやりや気遣いが重要。
- ・ 積極的にコミュニケーションをとるようにする。
- ・ 挨拶や声掛けが大切。
- ・ 災害時に支援が必要な人が周りにいないか、事前に確認しておく。
- ・ 視覚障害のある方には肩に手を触れてから声かけをする。
- ・ 聴覚障害のある方には筆談の代わりに携帯を使ってコミュニケーションをとる。等

<誰かと協力するとできそうなこと(地域でできること)>

- ・ 地域のイベント等を通じて、互いの顔を覚える。
- ・ 小・中学校でバリアフリー教育を行い、小さいころから障害者について知る機会を設ける。
- ・ 知的・精神・発達障害の情報が少ないので出前講座等で充実する。
- ・ 誘導補助をするボランティアを募り、障害のある方の移動を支援する。
- ・ 災害時支援制度の充実など、自治体や民生委員等との連携が必要である。
- ・ 手話講習会を開催する。等

② 公共サインの整備（茅ヶ崎市公共サインガイドラインの策定）

公共サインは、茅ヶ崎に住む人や訪れた人に、まちや施設の案内をする役目を持っています。そこで、まちの情報を分かりやすく内容を伝えるため、“ユニバーサルデザイン”や“バリアフリー”に配慮するとともに、多くの人に“茅ヶ崎のまちの魅力”を伝えるサインを計画するため、サイン計画に必要な3つの要素を基本方針として定め、ガイドラインを策定しました。

■サイン計画の3つの要素

公共サインの計画にあたっては、「情報内容」、「表現様式」、「空間上の配置」に配慮します。

1 わかりやすく伝える（情報内容）

サインに掲出される内容を、多くの人が理解できるように、書体、文字の大きさ、図記号、多言語、色彩などに配慮します。

2 誰もが見やすい形で伝える（表現様式）

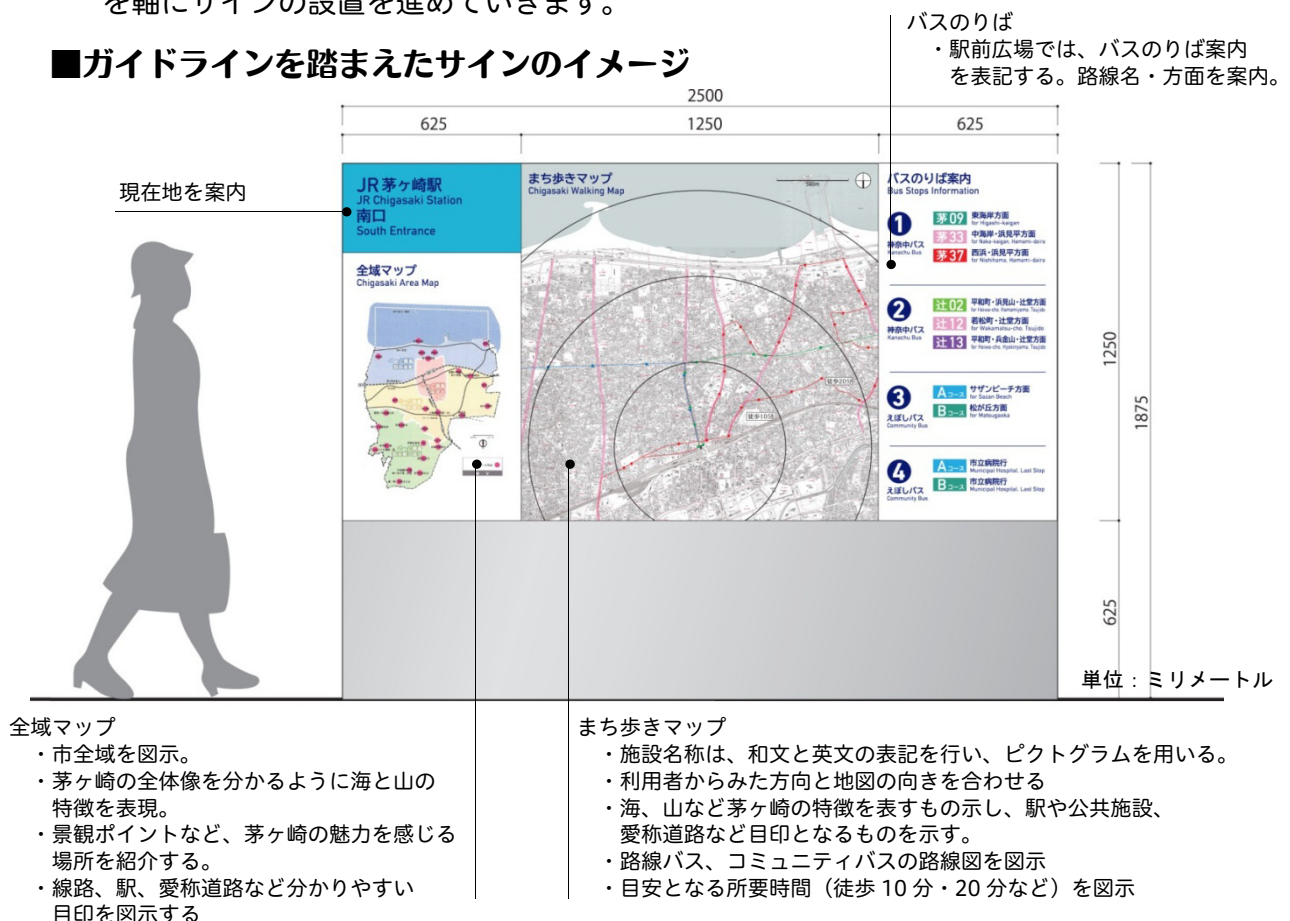
伝えたい情報を的確に伝えるため、不要な機能や装飾を抑えることを基本とします。また、施設などの位置を知らせるサイン、地図などを用いて周辺の情報を伝えるサインなど、目的に応じたサインを計画できるようにします。

さらに、「海」や「丘陵地」など、茅ヶ崎の魅力にあった公共サインを計画するための必要な事項を定めます。

3 情報を受け取りやすい場所に配置する（空間上の配置）

行動の起点や分岐点など情報を受け取りやすい場所に配置するため、鉄道駅やバス停など移動の起点となる場所や、市民に親しまれ、まちの骨格となっている愛称道路を軸にサインの設置を進めていきます。

■ガイドラインを踏まえたサインのイメージ



③ 施設整備に伴うバリアフリー化の推進

全市的にバリアフリー整備を進めるためには、各施設設置管理者がバリアフリー法に基づく各移動等円滑化基準や、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例等、関連する法令や基準等に基づいて、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要です。

そのため、施設整備や改修等の事業機会を捉え、各施設設置管理者がバリアフリー化に向けた整備を推進することで、全市的なバリアフリー環境の底上げを図ります。

なお、一体的なバリアフリー環境を整備するためには、事業者間の連携が必要不可欠です。バリアが生じやすい管理境界部においては、関係する事業者間で共通認識を持ち、連携を図りながらバリアフリー整備に取り組む必要があります。

表 バリアフリー化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など 作成（改正）年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成 18 年 12 月
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成 18 年 12 月
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）	国土交通省 平成 25 年 6 月
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン（車両等編）	国土交通省 平成 25 年 6 月
	道 路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成 23 年 8 月
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成 24 年 7 月 平成 27 年 7 月追補
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成 24 年 3 月
条例等	公共交通、道路、建築物、駐車場、公園	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	神奈川県 平成 25 年 1 月
	道 路	茅ヶ崎市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例	茅ヶ崎市 平成 25 年 4 月
	都市公園	茅ヶ崎市都市公園条例	茅ヶ崎市 平成 26 年 4 月

④ 安全な歩行空間の確保に向けた整備

市内には、十分な歩道幅員が確保されていない道路や歩道のない道路が未だ多くあります。このような道路では、歩道整備や改修等の事業機会を捉え、法令や基準等に適合する整備を進めることが望ましいですが、民地との接続部分の調整や用地買収など構造面・費用面の課題が多く残ります。

本市では、道路の新設・拡幅整備等の道路整備を進めながら、道路の維持・保全、長寿命化を図っていく必要があり、これらは相互に連携しながら取り組むことが重要であることから、『茅ヶ崎市のみちづくり計画』として、道路整備プログラムや橋りょう等長寿命化修繕計画、幹線道路維持保全計画を位置づけました。

本基本構想では、上記の計画と連携・整合を図り、現状より安全な歩行空間の確保を目指して、道路管理者、交通管理者等が調整を図ることで、歩車道の分離やカラー舗装化、自転車走行環境整備など、歩行者等の安全確保に努めることとします。

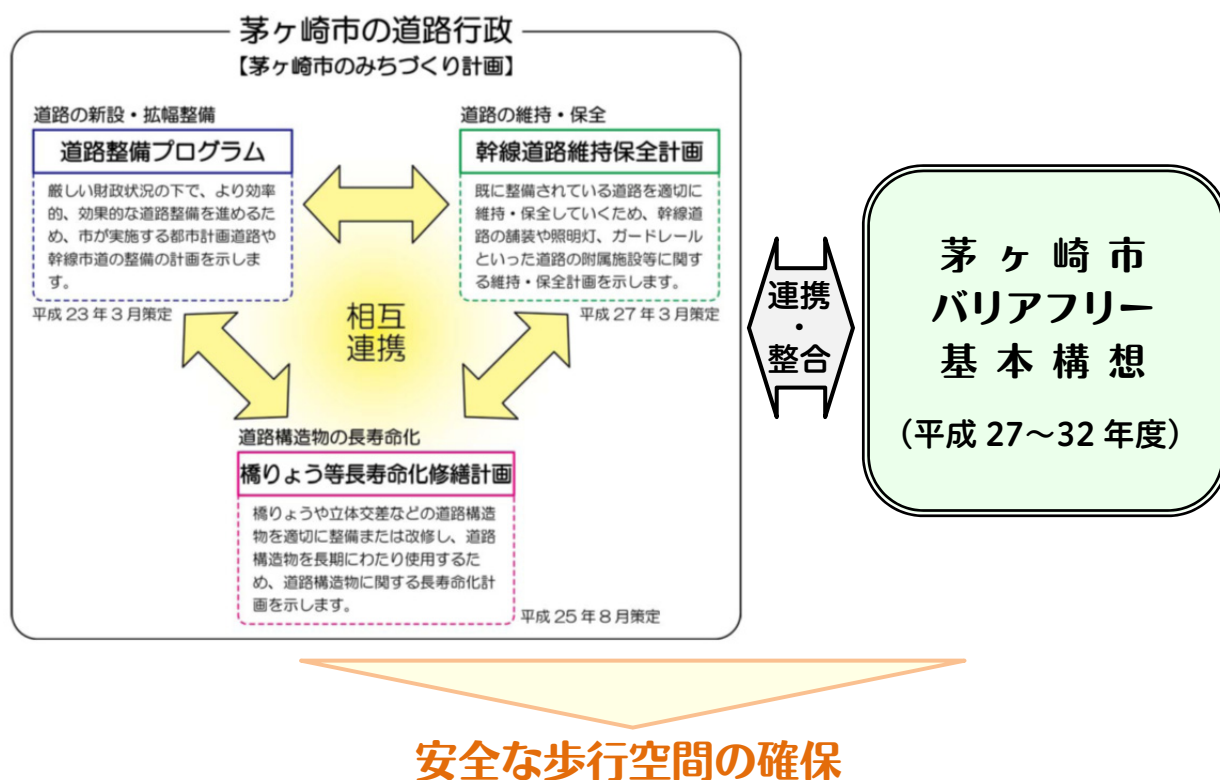


図 茅ヶ崎市のみちづくり計画との関係図

【参考：幹線道路維持保全計画】

第5章

重点整備地区基本構想

—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—

1 重点整備地区の基本的な方針

(1) 茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺の特徴・位置づけ

茅ヶ崎市を代表する商業・業務地であるとともに、各種公共公益施設が集中しており、本市の産業経済、行政サービス、文化等の中核的な機能を有しています。

また、『ちがさき都市マスタープラン』では中心市街地地域に区分されており、“都心的機能を持ったにぎわいのあるまち”を将来像として、多様な人が集う都市型交流をはぐくむ都市拠点の創出を目指すとともに、歩行者を中心とした機能的でだれもが利用のしやすい交通体系の整備を進めることとしています。

(2) 茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺のバリアフリー化の方針

下記の8つの方針に基づき、地区の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することで、“だれもが安心して過ごせるまちづくり”の実現を目指します。

- 公共交通や道路を中心としたバリアフリー化による移動環境の向上
- 北茅ヶ崎駅のバリアフリー化による利便性の向上
- 沿道の建築物等のバリアフリー化による連続性の確保
- 市役所建替を契機とした一体的なバリアフリー化の推進
- 市立病院とバス停留所の一体的なバリアフリー化の推進
- 公共サイン整備の推進
- 市民一人ひとりの心のバリアフリーの推進
- 来街者が安心して訪れることができる観光バリアフリーの推進

➤ 公共交通や道路を中心としたバリアフリー化による移動環境の向上

- ・茅ヶ崎駅周辺は、平成 14 年に策定した『茅ヶ崎市中心市街地活性化基本計画』に基づき、安全な歩行空間の整備や、駅ビル内自由通路、駅前広場（ペDESTリアンデッキを含む）が一体的に整備されましたが、地域の骨格となる道路で歩道が設置されていない箇所がまだあります。駅周辺道路における安全な歩行空間の確保を推進します。
- ・また、歩道が設置された道路においても、歩車道の段差解消やバス停留所の整備など、さらなるバリアフリー整備によるだれもが移動しやすい環境づくりの実現に取り組みます。

➤ 北茅ヶ崎駅のバリアフリー化による利便性の向上

- ・北茅ヶ崎駅は、改札からホームまでの経路がバリアフリー化されておらず、車いす利用者等の利用が困難な状況です。
- ・『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、バリアフリー化の達成目標として、1 日平均乗降客数が 3,000 人以上の鉄道駅は、平成 32 年度までに原則としてバリアフリー整備を実施することとしています。北茅ヶ崎駅は、1 日平均乗降客数が 5,000 人以上であることを踏まえ、平成 32 年度までのバリアフリー化を推進します。

➤ 沿道の建築物等のバリアフリー化による連続性の確保

- ・中心市街地としての回遊性を高め、多様な交流を促進するため、公共交通や道路のバリアフリー整備にあわせて、沿道の建築物や路外駐車場、都市公園等のバリアフリー化を図り、移動や施設利用の連続性の確保を推進します。
- ・また、商店街などの小規模建築物においてもバリアフリー化を推進します。

➤ 市役所建替を契機とした一体的なバリアフリー化の推進

- ・平成 28 年 1 月の供用開始に向けて新庁舎を建設工事中です。
- ・市役所建替を契機とした一体的なバリアフリー化を推進します。また、工事に関する情報提供や工事期間中のバリアフリー対策にも取り組みます。

➤ 市立病院とバス停留所の一体的なバリアフリー化の推進

- ・市立病院は、基本理念に「健やか・共創」を掲げ、急性期医療を担う地域の基幹病院として地域医療の発展に貢献しています。また、市内各駅を結ぶバスの結節点となっており、停留所のバリアフリー化や、多様な移動者を想定した案内の充実が求められます。
- ・だれもがいきいきと暮らすふれあいあふれる地域づくりを実現するため、市立病院も含めた一体的なバリアフリー化を推進します。

➤ 公共サイン整備の推進

- ・茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺には、各種公共公益施設や商業施設などが立地し、多くの市民や来街者が訪れます。そのため、公共交通機関から目的の施設まで迷うことなく訪れることができるだけにでもわかりやすい公共サイン整備を推進します。

➤ 市民一人ひとりの心のバリアフリーの推進

- ・高齢者、障害者等が安心して居住できる環境をつくるため、バリアフリー化された施設の運用面での課題（視覚障害者誘導用ブロック*上の障害物、多機能トイレ*の利用者の拡大により本当に必要な人が利用できない等）改善に向けたマナー向上や、高齢者、障害者等への理解促進など、市民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進します。

➤ 来街者が安心して訪れることができる観光バリアフリーの推進

- ・ビーチや商店街など市を代表する観光地においては、来街者が安心して訪れることができるように、情報提供や交通アクセスの向上、観光地のバリアフリー整備など「観光バリアフリー」を推進します。

2 重点整備地区の位置及び区域

(1) 生活関連施設

バリアフリー法では、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」を生活関連施設の対象としています。また、「建築主等は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物*を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定めています。

従って、重点整備地区内で対象とする生活関連施設は、特別特定建築物の内容も踏まえながら、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設で、駅を中心とした徒歩圏（概ね 500m～1km 以内の範囲）に立地している施設を対象とします。

なお、駅からの徒歩利用が想定される海岸付近の施設や、バスターミナルとして拠点性の高い市立病院など、1km 圏外の施設においても、施設までの経路のバリアフリー整備が求められる施設は生活関連施設に設定しています。

表 重点整備地区における生活関連施設の設定の考え方

種別	生活関連施設に設定する施設	設定の考え方
市役所・支所	市役所・支所	公共性が高く、高齢者、障害者等を含む不特定多数の利用者が見込まれるため設定
文化・教育・スポーツ施設	文化会館・図書館・美術館・博物館・体育館・地域集会施設(コミュニティセンター)・青少年会館 等	
福祉施設等	社会福祉協議会・子育て支援施設・障害者支援施設・高齢者支援施設 等	
病院	総合病院（病床数 100 床以上）	
主な官公署等	保健所・郵便局（支店） 等	
大規模店舗	店舗面積が 2,000 ㎡以上の大規模小売店舗	公共性が高く、バリアフリー法の基準適合義務が課せられる施設のため設定
宿泊施設	客室数 50 以上のホテル又は旅館	
駐車場	駐車のに供する面積が 500 ㎡以上かつ料金徴収のある市営駐車場	
都市公園等	近隣公園・地区公園・広域公園・特殊公園・海水浴場 等	都市公園や海水浴場のうち、2 ha 以上で近隣又は広域からの利用が見込まれるため設定
その他	協議会や市民意見を踏まえて生活関連施設に設定	地域活動（防災訓練）等で使用する中心市街地の小中学校

表 生活関連施設一覧

種別	名称
市役所・支所	茅ヶ崎市役所
	茅ヶ崎駅前市民窓口センター（市民ギャラリー）
文化・教育・スポーツ施設	茅ヶ崎市民文化会館
	茅ヶ崎市立図書館
	茅ヶ崎市美術館（高砂緑地を含む）
	茅ヶ崎市総合体育館
	茅ヶ崎市体育館
	茅ヶ崎地区コミュニティセンター（元町ケアセンター・子どもの家「茅っ子」）
	高砂コミュニティセンター（カフェさぶれ）
	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ（茅ヶ崎トラストビル内）
	茅ヶ崎市勤労市民会館
	茅ヶ崎市青少年会館
	茅ヶ崎市海岸青少年会館
	ちがさき市民活動サポートセンター
福祉施設等	茅ヶ崎駅南口子育て支援センター
	茅ヶ崎市社会福祉協議会（障害者生活支援センター）（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
	茅ヶ崎駅北口子育て支援センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
	老人福祉センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
	茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
病院	茅ヶ崎市立病院
	茅ヶ崎中央病院
	茅ヶ崎徳洲会病院
主な官公署等	茅ヶ崎保健福祉事務所
	茅ヶ崎郵便局
大規模店舗	茅ヶ崎ラスカ
	ヤマダ電機ダイクマテックランド茅ヶ崎店
	イトーヨーカ堂茅ヶ崎店
	イオン茅ヶ崎中央店
	イオン茅ヶ崎店
	島忠家具ホームセンター茅ヶ崎店
	フレスポ茅ヶ崎
宿泊施設	東横 INN 湘南茅ヶ崎駅北口
駐車場	茅ヶ崎駐車場
都市公園等	中央公園
	茅ヶ崎公園
	サザンビーチちがさき
その他	茅ヶ崎小学校
	梅田小学校
	梅田中学校

(2) 生活関連経路

生活関連経路は、バリアフリー法の定義（生活関連施設相互間の経路）を勘案して、駅周辺の歩行者の主要な動線、ならびに鉄道駅や主要施設、主要施設間を結ぶ主な経路を基本とし、道路、駅前広場、自由通路等をバリアフリー法に基づく生活関連経路に設定しました（主要経路）。

また、上記以外の経路においても、地域の骨格となる経路や生活関連施設までの歩行空間ネットワークを確保するうえで補完すべき経路等は、生活関連経路に設定し（補完経路）、重点的かつ一体的なバリアフリー整備を進めます。

表 重点整備地区における生活関連経路の設定の考え方

経路名称		設定の考え方
生活 関 連 経 路	主要経路	・生活関連施設相互間の経路
	補完経路	・地域の骨格となる経路 ・生活関連施設までの歩行空間ネットワークを確保する うえで補完すべき経路

(3) 重点整備地区

『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、重点整備地区の要件について、生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区（概ね 400ha 未満）であること、そして移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区としています。

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区の区域は、前述の生活関連施設及び生活関連経路を含み、重点的かつ一体的なバリアフリー整備が必要な地区を設定します。具体的には、『ちがさき都市マスタープラン』における中心市街地地域、かつ、茅ヶ崎駅を中心とした徒歩圏（概ね 500m～1km 以内の範囲）を基本とし、本市を代表とする観光スポットであり主要な施設も多く集積する海岸側や、交通拠点としても機能性が高い茅ヶ崎市立病院のある北茅ヶ崎駅の東側を加えた範囲を重点整備地区に設定しました。なお、重点整備地区の境界は、道路や河川、都市計画道路等によって明確に表示して定めます。

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区の重点整備地区図を次頁に示します。

(面積：約 310ha)

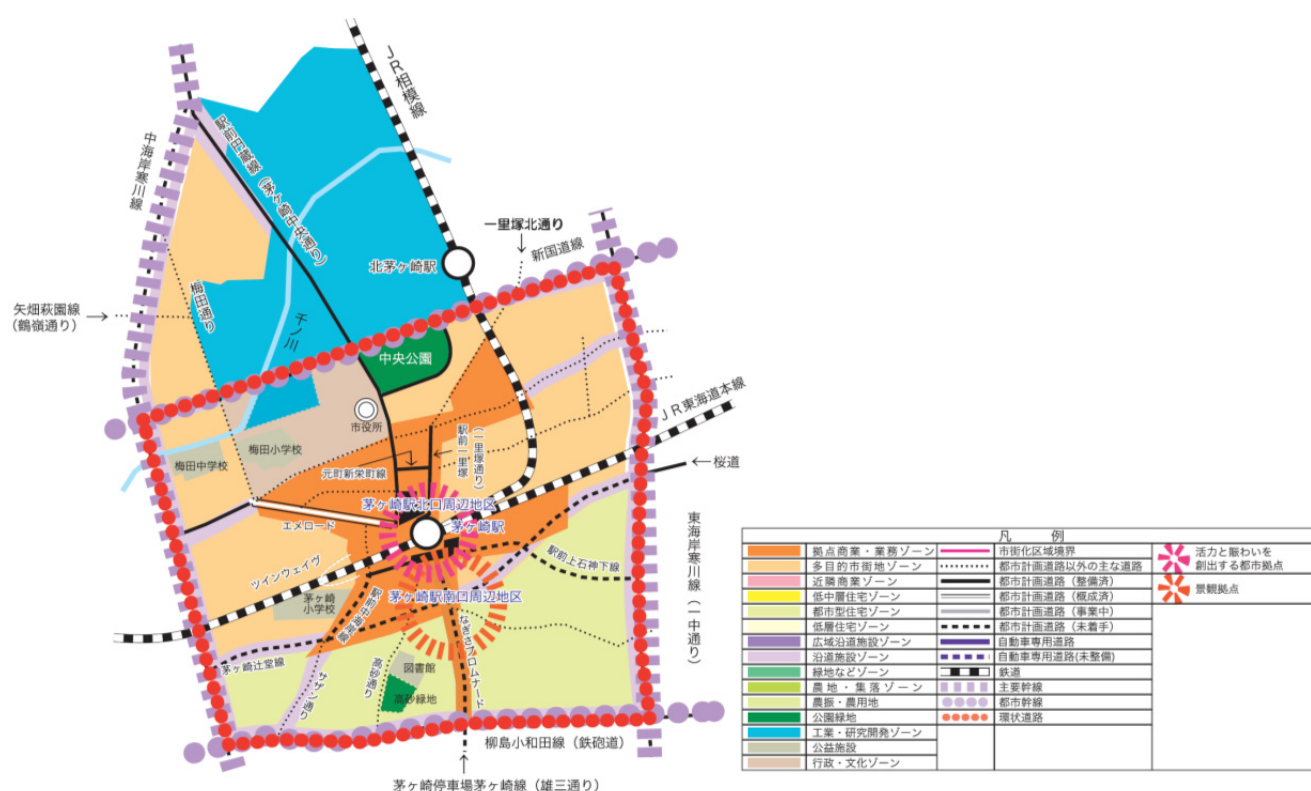


図 『ちがさき都市マスタープラン』 中心市街地地域整備方針図

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺 重点整備地区

市役所・支所

- ① 茅ヶ崎市役所
- ② 茅ヶ崎駅前市民窓口センター（市民ギャラリー）

文化・教育・スポーツ施設

- ① 茅ヶ崎市民文化会館
- ② 茅ヶ崎市立図書館
- ③ 茅ヶ崎市美術館（高砂緑地を含む）
- ④ 茅ヶ崎市総合体育館
- ⑤ 茅ヶ崎市体育館
- ⑥ 茅ヶ崎地区コミュニティセンター（元町ケアセンター・子どもの家「茅っ子」）
- ⑦ 高砂コミュニティセンター（カフェさぶれ）
- ⑧ 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ（茅ヶ崎トラストビル内）
- ⑨ 茅ヶ崎市勤労市民会館
- ⑩ 茅ヶ崎市青少年会館
- ⑪ 茅ヶ崎市海岸青少年会館
- ⑫ ちがさき市民活動サポートセンター

福祉施設等

- ① 茅ヶ崎駅南口子育て支援センター
- ② 茅ヶ崎市社会福祉協議会（障害者生活支援センター）（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
- ③ 茅ヶ崎駅北口子育て支援センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
- ④ 老人福祉センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
- ⑤ 茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）

病院

- ① 茅ヶ崎市立病院
- ② 茅ヶ崎中央病院
- ③ 茅ヶ崎徳洲会病院

主な官公署等

- ① 茅ヶ崎保健福祉事務所
- ② 茅ヶ崎郵便局

大規模店舗

- ① 茅ヶ崎ラスカ
- ② ヤマダ電機ダイクマテックランド茅ヶ崎店
- ③ イトーヨーカ堂茅ヶ崎店
- ④ イオン茅ヶ崎中央店
- ⑤ イオン茅ヶ崎店
- ⑥ 島忠家具ホームセンター茅ヶ崎店
- ⑦ フレスポ茅ヶ崎

宿泊施設

- ① 東横INN湘南茅ヶ崎駅北口

駐車場

- ① 茅ヶ崎駐車場

都市公園等

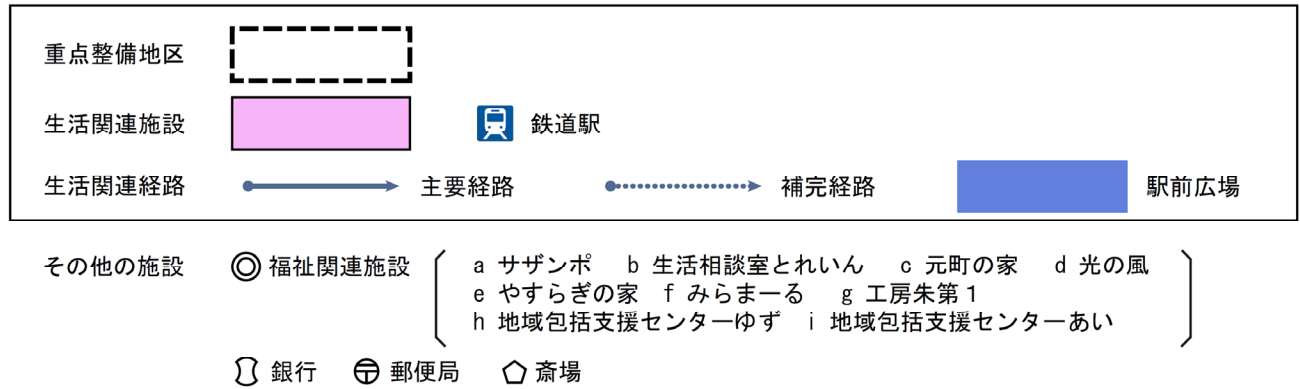
- ① 中央公園
- ② 茅ヶ崎公園
- ③ サザンビーチちがさき

その他

- ① 茅ヶ崎小学校
- ② 梅田小学校
- ③ 梅田中学校

生活関連経路のうち主要経路			
① 国道1号	⑬ 市道1673号線	⑮ 市道1675号線	⑯ 市道1756号線
② 国道134号	⑭ 市道1675号線	⑰ 市道1756号線	⑱ 市道2059号線
③ 県道45号	⑭ 市道1675号線	⑰ 市道1756号線	⑱ 市道2059号線
④ 県道309号	⑮ 市道1675号線	⑰ 市道1756号線	⑱ 市道2059号線
⑤ 市道0101号線『供用中』	⑮ 市道1675号線	⑰ 市道1756号線	⑱ 市道2059号線
⑥ 市道0107号線	⑮ 市道1675号線	⑰ 市道1756号線	⑱ 市道2059号線
⑦ 市道0117号線『供用中』（3・4・1新国道線）	⑮ 市道1675号線	⑰ 市道1756号線	⑱ 市道2059号線
⑧ 市道0117号線	⑮ 市道1675号線	⑰ 市道1756号線	⑱ 市道2059号線
⑨ 市道0203号線	⑮ 市道1675号線	⑰ 市道1756号線	⑱ 市道2059号線
⑩ 市道0210号線	⑮ 市道1675号線	⑰ 市道1756号線	⑱ 市道2059号線
⑪ 市道0211号線	⑮ 市道1675号線	⑰ 市道1756号線	⑱ 市道2059号線
⑫ 市道0217号線	⑮ 市道1675号線	⑰ 市道1756号線	⑱ 市道2059号線
⑬ 市道1215号線	⑮ 市道1675号線	⑰ 市道1756号線	⑱ 市道2059号線
⑭ 市道1660号線	⑮ 市道1675号線	⑰ 市道1756号線	⑱ 市道2059号線
生活関連経路のうち補完経路			
① 県道310号	⑤ 市道2247号線	⑥ 市道3240号線	⑦ 市道4012号線
② 市道0121号線	⑤ 市道2247号線	⑥ 市道3240号線	⑦ 市道4012号線
③ 市道0213号線	⑤ 市道2247号線	⑥ 市道3240号線	⑦ 市道4012号線
④ 市道2241号線	⑤ 市道2247号線	⑥ 市道3240号線	⑦ 市道4012号線

図 茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区 重点整備地区図



3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項

多様な市民参加による取組として実施したワークショップやアンケート調査での市民意見や、各移動等円滑化基準等を踏まえ、施設管理者がバリアフリー化に取り組む際の配慮事項を整理しました。

(1) 旅客施設（鉄道駅）のバリアフリー化

● 茅ヶ崎駅

茅ヶ崎駅は、改札口のある2階部分が北口と南口をつなぐ自由通路となっており、各出口～改札口、改札口～各ホームまでのバリアフリー経路は確保されています。また、改札内に多機能トイレがあり、駅のバリアフリー化は実施されています。

一方で、利用者が多い駅であり、混雑時のホームや通路では、視覚障害者等が転落や衝突の危険を感じています。また、ベビーカー利用者が多く、エレベーター利用時に並ばなくてはならない状況が生じています。多機能トイレでは、利用者が集中してしまい、車いす使用者などが使えない状況や、利用のマナーが守られない状況が生じています。

今後の一層のバリアフリー化を推進するための配慮事項を示します。

茅ヶ崎駅のバリアフリー配慮事項

- ・混雑時の安全対策や車いす乗車位置の明示
- ・駅利用者へのエレベーターや多機能トイレなどの利用ルール啓発

● 北茅ヶ崎駅

北茅ヶ崎駅は、地上にある改札口とホームが跨線橋で連絡されており、移動には階段を使う必要があります。多機能トイレもなく、バリアフリー化は未実施の状況です。また、業務委託駅であり、係員が常駐していないことがあるため、車いす使用者などが日常的に駅を利用することは困難です。

今後のバリアフリー化を推進するための配慮事項を示します。

北茅ヶ崎駅のバリアフリー配慮事項

- ・エレベーター設置等による出入口からホームまでのバリアフリー化された経路の確保
- ・多機能トイレの設置
- ・音声案内、券売機の蹴込み、内方線付点状ブロックなど、移動等円滑化基準に沿った設備への改良
- ・駅社員による案内やサポートなどの対応の充実

(2) バス（車両・停留所）のバリアフリー化

● 路線バス（コミュニティバス以外）

茅ヶ崎駅周辺は多くのバス路線が集中しており、高齢者、障害者を含む多くの市民が日常的にバスを利用しています。低床バスの導入や、大きな画面の車内電光掲示、リアルタイムの運行情報がスマートフォンで検索できるなどのバリアフリー化が進んでいます。

一方、市民意見では、ベビーカー利用者の使い勝手、バス停留所の構造、バス停留所への停め方が悪い場合の乗降のしにくさ、停留所案内などについて改善の余地があると指摘されています。

なお、バス利用の方法に関する課題として、障害者仕様の IC カードの必要性が指摘されており、茅ヶ崎市のみならずバス事業者全体として対策を検討する必要があると考えられます（知的障害者には、自分で手帳を提示し、乗務員の設定を待ってから支払いをするプロセスが難しい。視覚障害者は、乗務員が設定の対応をしたかどうかのタイミングがわからないなど）。

● コミュニティバス

コミュニティバスえぼし号は、バスとタクシーの間の役割を果たすことを目指して平成 14 年に運行が開始されました。既存のバス路線が行き届かなかった地区を中心に、狭い道路も含めて身近な交通手段を提供するために、全車両ノンストップバスによる運行がされています。特に中海岸南湖循環市立病院線では車いす使用者も含め利用者が多く、市立病院での乗り継ぎも多く見られます。

市民意見では、便利に利用しているという意見が多い一方、十分な歩道幅員がないところに設置されたバス停留所での危険や場所のわかりにくさの指摘があります。

バスの一層のバリアフリー化を推進するための配慮事項を示します。

項目	バスのバリアフリー配慮事項
車両	ノンステップバスなど、バリアフリー化された車両への代替
	ベビーカーの固定方法やその説明をわかりやすく改善
	障害者仕様のＩＣカードの導入
バス停留所	バス停留所へのベンチ・上屋の設置や安全な待合空間の確保（道路管理者や沿道との協議）
	バスが正着*（停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良（道路管理者との連携）
案内・情報提供	バス停留所の案内の充実（時刻表にノンステップバス運行の表示、わかりやすい路線図、乗継案内、多言語化、ふりがな等）
	バス停留所へのバス接近表示システムの導入（音声案内・電光掲示）
心のバリアフリー	バス停への正着やニーリング*（車両を傾けて勾配を緩和する）の徹底
	行先が複数あるバス停では、停留所で外に向けて行先をアナウンスする
	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施
	高齢者、障害者等への座席の譲り合いについて乗客への声かけを実施

（３）タクシー

アンケート調査では、一般の人より障害者の方が日常的にタクシーを利用する傾向があることがわかりました。車いすで乗車できる福祉タクシー*の導入や、利用者への丁寧で適切な対応について改善の必要性が指摘されています。

タクシーの一層のバリアフリー化を推進するための配慮事項を示します。

タクシーのバリアフリー配慮事項
・車いすで利用できる福祉タクシーの導入 ・多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施

(4) 道路・駅前広場等

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺の道路は、茅ヶ崎駅北側については主要な道路に歩道が設置され、地下横断歩道のバリアフリー化（エレベーター設置）がされているなど、バリアフリー化が実施されています。駅南側については、歩道の狭い道路やない道路が多く、バリアフリーネットワークの形成に向けて課題が多い地域となっています。

地区全体として、自転車利用が非常に多く、歩行者が危険を感じている状況が多く指摘されています。また、交差点や路肩の端部、自動車の乗り入れ部などの横断勾配や、視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置についても多くの指摘がされています。

駅前広場については、一般的な道路に必要なバリアフリー化とあわせ、乗降場やバス案内、トイレ、駅出入口周辺の動線などへの配慮も必要です。

商店街のある道路では、駐輪スペースや花壇、石畳風の舗装などによる景観向上と歩きやすさの確保について議論があり、みちづくりへの市民意識の共有が必要との意見が示されました。

道路・駅前広場等の一層のバリアフリー化を推進するための配慮事項を示します。

項目	道路・駅前広場等のバリアフリー配慮事項
整備	大規模改良・更新時にあわせ、移動等円滑化基準に適合した整備
	自転車通行空間の明示による、歩行者の安全性の向上
	車両乗り入れ部や交差点部における歩道と車道の勾配を解消
	視覚障害者が認識でき、車いすが円滑に通行できる歩車道境界ブロックの整備
	車いすやベビーカーががたつきにくい舗装材の採用
	歩車道境界やバス停留所、生活関連施設前等の必要な箇所に、JIS 規格*に適合し、周囲との色の差がはっきりした視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置
	側溝のフタ（グレーチング*）等は、白杖や車いすの移動の障害とならない目の細かいものに改良
	商店街等では、沿道店舗と連携した出入口部の段差解消やたまり空間の確保
案内・設備	生活関連経路上の主要な箇所に、多様な利用者に配慮した見やすく、わかりやすい公共サイン（地図や施設案内、通り名称表示等）を設置（必要に応じ点字表示・多言語化など）
	駅前広場・立体横断施設などのエレベーターやスロープ、乗降場などの案内は、大きくわかりやすいピクトグラム*（標準案内用図記号）等を活用
	エレベーターは、障害者等が利用しやすい構造（わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すりなど）とし、利用実態に合った十分な大きさや稼働時間を確保
安全対策	歩道のない道路では、路肩の拡幅や平坦化、カラー化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設等、経路の実状に合わせた可能な交通安全対策を実施（交通管理者と連携）
	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や歩道を狭める看板、商品陳列などへの指導を行い、適正な機能を確保
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等の適切な維持管理
心のバリアフリー	自転車利用者へのルール啓発や取締りの強化（交通管理者と連携）
	市民が使い方を共有できるみちづくりへの取組（参加型取組）

(5) 交通安全施設（横断歩道・信号機など）

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺の交通安全施設については、茅ヶ崎駅付近の交差点などで音響式信号機が設置されているものの、横断歩道へのエスコートゾーン*は未設置であり、地区全体を見るとバリアフリー化が実施されていない箇所が多くあります。

市民意見では、信号機のバリアフリー化の他、歩車分離式交差点での安全対策や、青時間が短く渡りきれない交差点、反射して見えにくい信号機の改良などが指摘されています。

交通安全施設のバリアフリー化を推進するための配慮事項を示します。

項目	交通安全施設のバリアフリー配慮事項
信号機等	生活関連経路上の信号交差点への音響式や残り時間表示式など、バリアフリー化された信号機の設置
	主要な交差点へのエスコートゾーンの設置
	高齢者、障害者等でも交差点を渡りきれよう、適切な青時間の確保や青延長用押しボタンの設置
	標識・標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上
安全対策	歩道のない道路では、路肩の拡幅や区画線の連続設置、一方通行化、駐停車抑制策等、経路の実状に合わせた可能な交通安全対策を実施（道路管理者と連携）
	歩車分離信号の交差点では、自転車の横断方法や斜め横断禁止について、見やすく、わかりやすい案内表示を設置
心のバリアフリー	自転車利用者へのルール啓発や取締りの強化（道路管理者や市との連携）

(6) 都市公園等

生活関連施設に設定した公園等は、いずれも市内で特色のある施設です。今後のバリアフリー化の推進にあたっては、一般市民の他、高齢者、障害者等を含む多様な来街者の利用を考慮した取組が求められます。ワークショップでは、平坦でバリアフリー化された園路の確保やトイレの整備のほか、観光など来街者の利用を想定した案内、維持管理についての意見が示されました。

公園等のバリアフリー化を推進するための配慮事項を示します。

項目	都市公園等のバリアフリー配慮事項
園路	主要な動線では、がたつきなどがなく、平坦で固くしまった園路の確保
トイレ	高齢者、障害者等が利用しやすい場所への多機能トイレ（広い空間、手すり、乳幼児用ベッド・オストメイト*対応設備）の設置
	多機能トイレに車いす使用者などそのトイレしか利用できない人が優先である旨を表記
	洗浄ボタンやペーパーの配置を統一するとともに、トイレ内の配置や各ボタンの使い方などについてわかりやすい案内や説明書きを設ける
	非常事態を聴覚障害者に知らせることができるフラッシュライト等の設置
駐輪場	利用者などの駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮
案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置（全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ等）
維持管理	トイレや園路について、必要な機能を保ち、安心して使えるよう適切に維持管理（トイレ内の設備や舗装、落ち葉など）
心のバリアフリー	自転車利用者へのルール啓発

(7) 建築物・駐車場

生活関連施設に設定した建築物については、整備年度や大規模改修の状況、施設の種類・規模などによって、バリアフリーの状況は様々です。

ワークショップでは、施設を利用するにあたって移動に関することやトイレや窓口、案内などの設備に関すること、人による支援や心のバリアフリーに関することなどについて多くの意見が示されました。

建築物のバリアフリー化の推進について、以下に共通して配慮していただきたいことを整理しています。各施設の管理者は、該当する内容について、改善の可能性を検討することが求められます。

建築物・駐車場のバリアフリー化を推進するための配慮事項を示します。

項目	建築物・駐車場のバリアフリー配慮事項
出入口・敷地内通路	主要な出入口は道路からの段差や溝がなく、通行しやすい扉（自動ドアなど）とし、車いす使用者に配慮した幅を確保（最低 80cm、90cm 以上が望ましい）
通路（廊下）	主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消
	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮（120cm 以上を確保）
	待合室やロビーなど多くの人が集まる場所では、車いす使用者がとどまることができるよう、いす等のない空間を確保
上下移動	エレベーターは、障害者等が利用しやすい構造（わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すりなど）とし、利用実態に合った十分な大きさや基数を確保
	エレベーターの周囲には物を置かず、乗降する車いすがスムーズに通行できる空間を確保（150cm 角以上）
	高齢者、障害者等が優先的にエレベーターを利用できるよう配慮
	階段は、両側に手すりを設けるとともに、段を突き出させず、段鼻の色を強調する、点字で行先を表示するなど、安心して利用できるよう配慮
トイレ	高齢者、障害者等が利用しやすい場所への多機能トイレ（広い空間、開閉しやすい扉、手すり、乳幼児用ベッド・オストメイト対応設備）の設置
	多機能トイレに障害者等、そのトイレしか利用できない人が優先である旨を表記
	多機能トイレに尿器（尿瓶、差し込み式便器等）を配置
	洗浄ボタンやペーパーの配置を統一するとともに、トイレ内の配置や各ボタンの使い方などについてわかりやすい案内や説明書きを設ける
	一般トイレに洋式や子供用便座、手すり、少し広い便房など使いやすい便房を増やす（機能分散）
	非常事態を聴覚障害者に知らせることができるフラッシュライト等の設置
駐輪場・駐車場	利用者などの駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮
	安全な乗降の空間を確保した広い車いす使用者用駐車施設*（可能であれば屋根付き）を出入口の近くに設置し、国際シンボルマーク*を用いてわかりやすく表示
その他の設備	授乳室や乳幼児用ベッド、ベンチの設置
	貸出し用の車いすやベビーカーなどの設置と利用案内
	医療施設など、受付や窓口がある施設では、車いすに対応したカウンターを設け、聴覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮（電光掲示、パイプレーターなど）
	商業施設では、車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮
	来街者の多い施設などでは、障害があっても施設の魅力に触れられるような工夫をする
案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置（全体案内図、利用案内、トイレやエレベーターなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示や音声案内、目的地への路面表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ等）
	道路境界から建物内の案内施設、エレベーターや階段前などに、JIS 規格に適合し、路面との色の違いがはっきりした視覚障害者誘導用ブロックを設置し、ブロック上が足ふきマットや物などで覆われないように配慮
	出入口・エレベーター・エスカレーター・トイレなどに音による案内を設置
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施
	バリアフリー整備が困難な場所や、障害者単独での利用が難しい場所などでの、人によるサポートなどの対応（総合案内やインターホンの設置、サービス介助士*の配置など）
	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮（点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃など）
	障害者等への特別な配慮やサービスが可能な場合は、その内容をホームページや、施設のわかりやすい場所に掲示（筆談対応、個別案内、通用口の利用など）

(8) その他

● サザンビーチちがさき

サザンビーチちがさきは、えぼし岩や江ノ島、富士山が望める海水浴場として、市を代表する観光地です。サイクリングロードが整備されるなど、一年を通して多くの人で賑わっています。

ワークショップでは、視覚障害者誘導用ブロックの整備や歩行者・自転車の空間の分離などの**安全な歩行空間の確保**に関することや、ボードウォークの整備やビーチ用車いすの貸出といった**車いす使用者が波打ち際まで近寄れるための工夫**についての意見が示されました。

また、ビーチへのアクセスや、駐車場、トイレなどの案内が不足しており、来街者にもわかりやすい案内表示が求められています。

サザンビーチちがさきのバリアフリー化を推進するための配慮事項を示します。

サザンビーチちがさきのバリアフリー配慮事項
・安全な歩行空間の確保 ・車いす使用者が波打ち際まで近寄れるための工夫 ・来街者にもわかりやすい公共サインの充実 ・休憩用のベンチなどの設置

●「意見交換ワークショップ（取組２）」で様々な立場の方への理解促進

市民部会委員や市民部会支援者（委員の紹介者）の方々が意見交換を通じて互いに理解を深め合うとともに、バリアフリー推進の中心的な担い手としての意識を高めることを目的として、まち歩き点検や参加者間の意見交換を実施しました。

実施日：平成 26 年 8 月 3 日 参加者：約 50 名（市民部会委員・支援者、大学生など）

➤ まち歩き点検の様子

高砂コミュニティセンターと茅ヶ崎駅南口駅前広場を点検しました。

<主なご意見>

- ・[コミセン]受付が車いすでも利用できるよう配慮されていて良い。
- ・[駅広]横断歩道前の勾配が大きく平坦部もないので危険である。
- ・[駅広]案内板が車いすにとっては高いため、低い位置が良い。



➤ 参加者からの感想

車いすの疑似体験も実施→

点検や疑似体験を通して感じたことについて参加者間で意見交換しました。

<主なご意見>

- ・車いす体験して道路や駅前にたくさんの不便さや危険があることがわかった。
- ・立場によって必要なことが違うと分かった。モノだけで対応するのではなく、人の気持ちの重要さを知った。
- ・もっと多様な方の意見を伺いたい。また、改善に向けた取組について意見交換がしたい。

●「まち歩き点検ワークショップ（取組３）」で駅や建物、道路の課題を整理

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区における具体的なバリアフリー課題を抽出するために、まち歩き点検を実施し、施設個別の課題や共通して配慮してほしい内容を整理しました。

実施日：平成 26 年 10 月 5 日・10 日 参加者：5 日 59 名・10 日 39 名（市民部会委員・支援者、中・大学生など）

➤ まち歩き点検の様子

駅・駅前広場での主なご意見

- ・ホームは、混雑時危ない。
- ・トイレの配置等に関する音声案内があって良い。
- ・北茅ヶ崎駅ではエレベーターがほしい。
- ・駅広トイレにオストメイト対応設備を設置してほしい。

路線バスでの主なご意見

- ・経路図があいまいでわかりにくい（細かすぎる）。
- ・バス停からバスが少し離れて停まると乗降時とても危ない。

道路での主なご意見

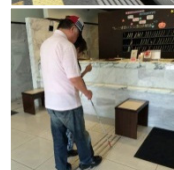
- ・歩道に視覚障害者誘導用ブロックがない道路が多い。
- ・車の乗入れ部分は進行方向に対して左右に傾きが生じている。
- ・信号が点滅した時に音が出ると良い。

建物での主なご意見

- ・歩道から敷地内へつながる視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。
- ・物が通路を遮らないようにしてほしい（十分な通路幅員の確保）。
- ・従業員の人が進んでサポートできるような体制にほしい。

公園での主なご意見

- ・平坦な園路を整備してほしい。
- ・車いすでも海に近づけるようにビーチ用車いすがあるとよい。



点検結果は班ごとにまとめて発表しました。



4 重点整備地区の特定事業等

特定事業とは、生活関連施設・経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法に基づき公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業などがあります。基本構想に定めた特定事業は、事業者による特定事業計画*の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

前述の移動等円滑化に関する事項を基本とし、ワークショップやアンケート調査等での施設個別の市民意見等を踏まえ、特定事業を設定しました。

特定事業は、基本構想の目標年次である平成 32 年度までに実現性が高いものを設定しています。

表 特定事業等の実施時期の考え方

凡例	内容
短期	平成 27 年度～平成 29 年度に実施する事業
中期	平成 30 年度～平成 32 年度に実施する事業
長期*	平成 33 年度以降の実現に向けて検討・調整を進める事業
実施時期・方法検討中	平成 32 年度までの事業実施に向けて実施時期や方法等について検討する事業
随時対応・定期実施	随時、又は定期的に実施する事業

※長期について

目標年次までの実現が見込めない内容であっても、平成 33 年度以降の実現に向けて検討や調整を進めるものについては、長期的な事業として設定しています。

(1) 公共交通特定事業

➤ 鉄道

JR 茅ヶ崎駅 事業主体：東日本旅客鉄道㈱

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
改札内通路	注意喚起等の案内表示を設置するなど安全に通行できるように配慮する。	随時対応・定期実施		
自由通路（改札外コンコース）	改札周辺における十分な空間を確保する。	●		
	自然光を取り込み、明るく集える空間等を整備する。	●		
ホーム	可動式ホーム柵*の設置に向け、構造や運用等の課題解決を検討する。			●
エレベーター	駅設備の改修に合わせて、かごの拡大等を検討する。			●
多機能トイレ	ベビーベッドの出っぱなしを禁止する案内表示を設置する。	実施時期・方法検討中		
	多機能トイレの開閉ボタンに点字を設置する。	実施時期・方法検討中		
	駅設備の改修に合わせて、多目的シート*の設置を検討する。			●
案内	駅改良・駅ビル増床にあわせ、案内サインを改修する。（エレベーターの設置位置等）	●		
心のバリアフリー	駅社員による案内やサポートなどの対応を充実する。	随時対応・定期実施		
	多様な利用者への適切な対応について駅社員及び乗務員の教育を実施する。	随時対応・定期実施		

JR 北茅ヶ崎駅 事業主体：東日本旅客鉄道㈱

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	市と連携し、橋上駅舎*化とそれに併せた駅舎のバリアフリー化を検討する。	●	●	
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について駅社員及び乗務員の教育を実施する。	随時対応・定期実施		
	駅社員による案内やサポートなどの対応を充実する。	随時対応・定期実施		

➤ バス

路線バス 事業主体：神奈川中央交通（株）

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
茅ヶ崎駅 北口駅前広場	案内表示を多言語化する。			●
車両	ノンステップバスを導入する。	随時対応・定期実施		
	インターホン設置に関する案内表示を改善する。	●		
バス停留所	道路管理者や沿道と協議して、安全な待合空間を確保する。	随時対応・定期実施		
	車外マイクを活用した行先の周知を徹底する。	随時対応・定期実施		
	道路管理者や市と連携し、バス停の利用環境の向上に努める。			●
	市と連携して、車いすで乗降しやすいバス停のガイドマップを作成する。		●	
	バス停の時刻表にノンステップバスによる運行を表示する。			●
	バス接近表示システムを導入する。（音声案内・電光掲示）			●
	道路管理者と連携して、バス停にベンチ・上屋を設置する。			●
案内	中央の乗降口付近などわかりやすい位置に筆談具設置を示す案内表示を設置する。	●		
	ピクトグラム等の導入など、優先席と一般席のシートの違いがわかるようにする。		●	
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。	随時対応・定期実施		
	バス停への正着やニーリングを徹底する。	随時対応・定期実施		
	高齢者、障害者等への座席の譲り合いについて乗客への声かけを実施する。	随時対応・定期実施		
	ベビーカーの固定方法やその説明をわかりやすく改善する。	●		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
・低床車両の導入やバス停の利用環境の向上については、事業者単体で進めていくことは難しいため、バス事業者と市とともに協力しながら進めていく必要がある。				

コミュニティバス 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
茅ヶ崎駅 北口駅前広場	バス乗降場の案内表示を多言語化する。		●	
茅ヶ崎駅 南口駅前広場	バス停の屋根を改良する。(道路管理者と連携して検討)	●		
車両	電光掲示や音声等による車内案内を充実する。(路線図、多言語化、ふりがな等)			●
バス停留所	道路管理者や沿道と協議して、安全で乗降しやすい待合空間の環境整備を行う。(停留所移設や柱の埋め込み等)	随時対応・定期実施		
	時刻表を点字で表記する。	実施時期・方法検討中		
	停留所の案内板や路線案内図を見やすく、わかりやすいものに改善する。	●		
	駅改札から停留所まで連続した案内表示を設置する。(ペDESTリアンデッキなど)	●		
バス停留所 (市立病院)	見やすく、わかりやすい乗換案内の表示を設置する。	●		
案内	乗降口付近などのわかりやすい位置に筆談具設置を示す案内表示を設置する。	●		
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。(混雑時の乗客への声かけや対応方法など)	随時対応・定期実施		
	バス停への正着や二ーリングを徹底する。	随時対応・定期実施		
	バス利用マナー等の啓発に関する車内掲示を行う。	●		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
・コミュニティバスについては、運行事業者と市において協定を締結して事業を実施しており、運行計画案等は市が作成し、運行は運行事業者が担っている。また、バス停環境の整備に関しては、道路管理者や交通管理者のご理解とご協力が不可欠である。上記より、多くの関係者が存在するため、丁寧に調整及び協議をしていく必要がある。				

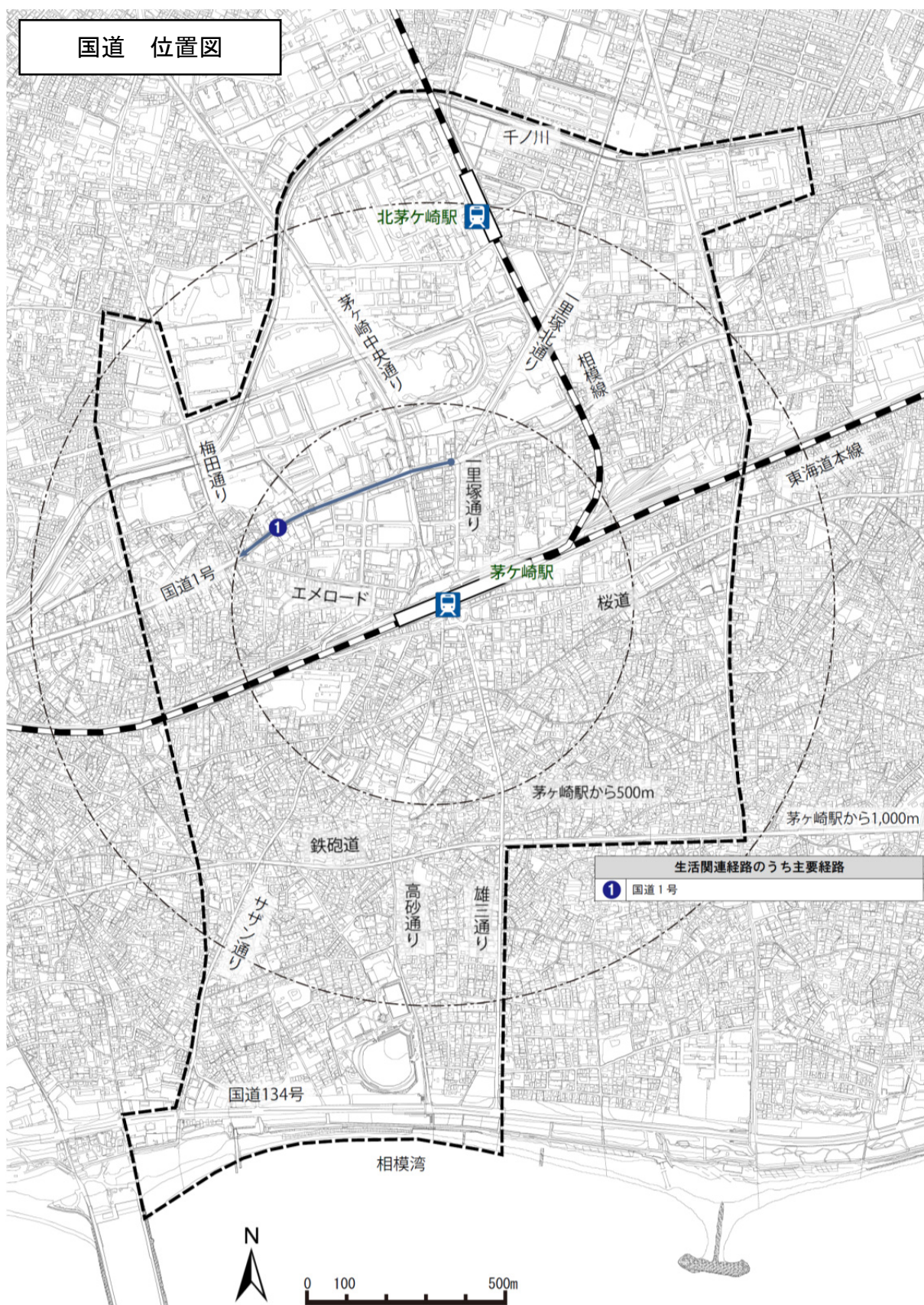
➤ タクシー

タクシー 事業主体：一般社団法人神奈川県タクシー協会

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
車両	ユニバーサルデザインタクシー*を導入する。	随時対応・定期実施		
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。	随時対応・定期実施		

(2) 道路特定事業

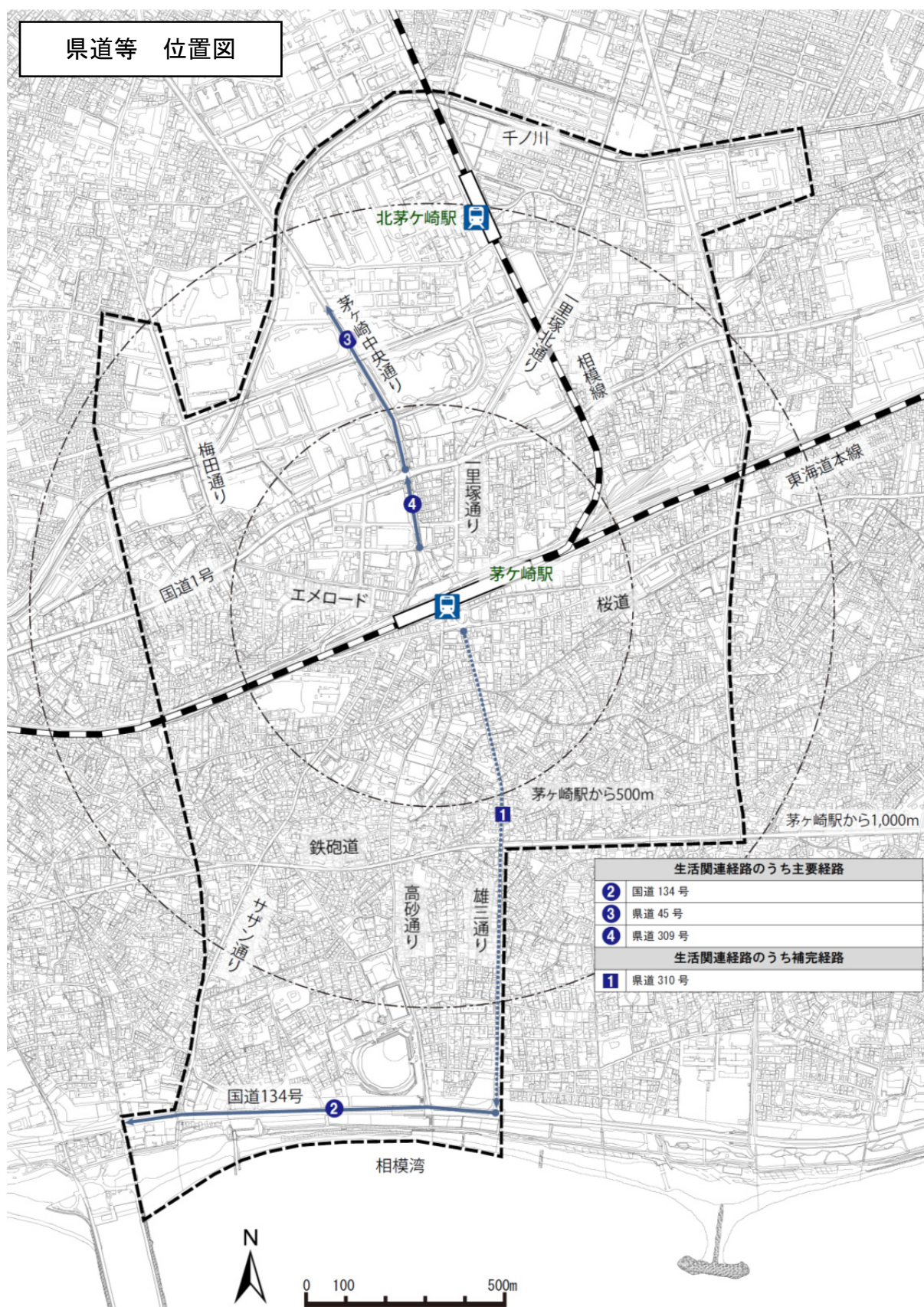
- 国道 事業主体：国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所



①（主要経路 1）国道 1 号

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
茅ヶ崎駅前交差点 地下道	市と協議のうえ、地下道通路部の歩行者と自転車の通行位置の明示について検討する。	実施時期・方法検討中		
	民地出入口と高さ調整をしたうえ、中央病院側の歩道の横断勾配を改善する。	●		
自転車走行環境	交通管理者及び市と連携し、自転車通行帯への誘導方法について検討をする。	随時対応・定期実施		
	市の自転車ネットワークと整合を図り、交通管理者と協議のうえ、交差点付近における矢羽根設置の可否を検討する。	実施時期・方法検討中		

➤ 県道等 事業主体：神奈川県藤沢土木事務所



3 （主要経路3）県道45号（茅ヶ崎中央通り）

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	歩道の十分な幅員を確保する	実施時期・方法検討中		
	歩道の横断勾配を改善する。（基準不適合箇所の改修を検討）	●		
	歩道のがたつきを改善する。	●		

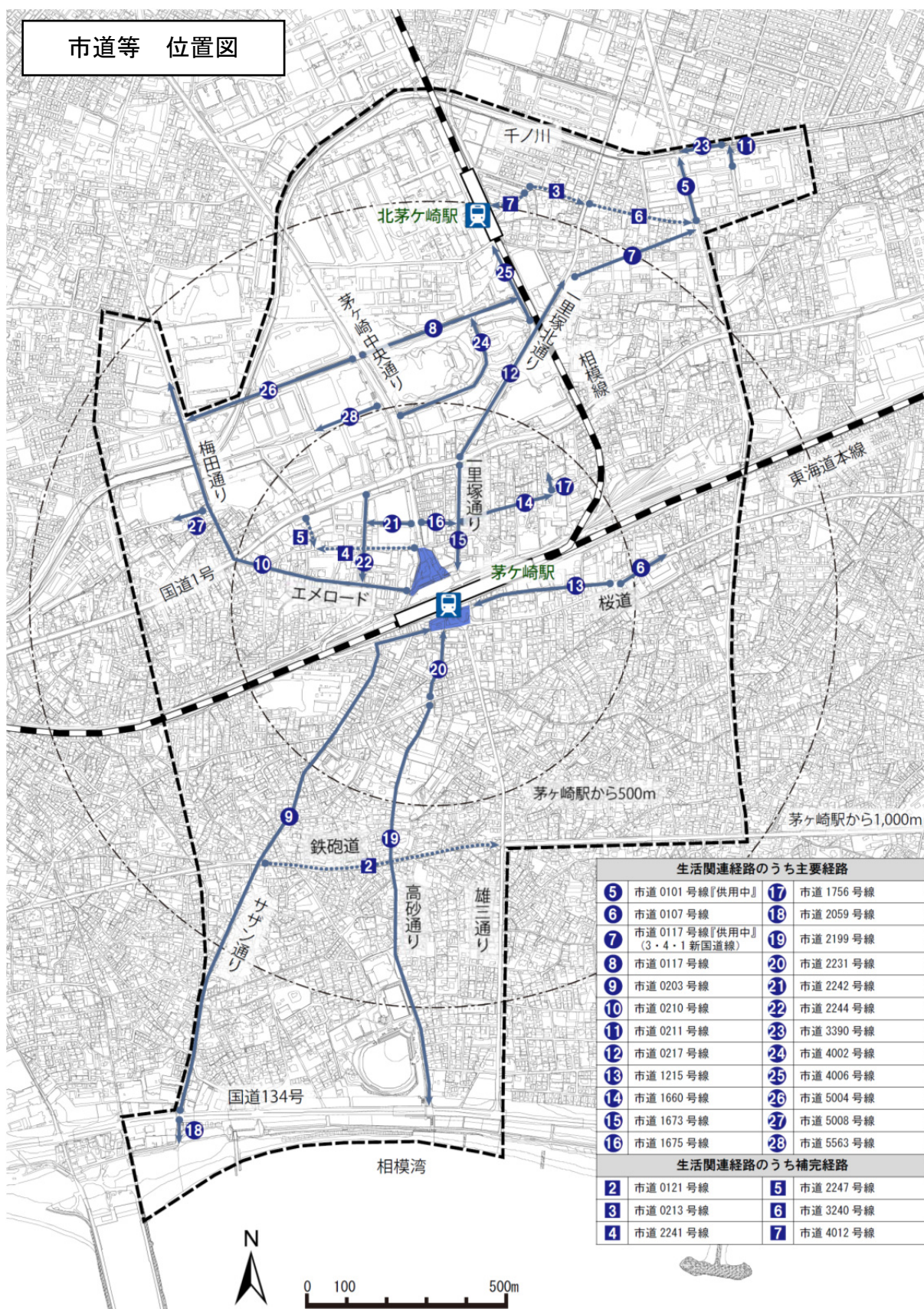
4 （主要経路4）県道309号（茅ヶ崎中央通り）

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	JIS規格に適合し、周囲との色の差がはっきりした視覚障害者誘導用ブロックに改修する。	●		

1 （補完経路1）県道310号（雄三通り）

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	交通管理者・茅ヶ崎市と連携し、経路の実状に合わせた可能な交通安全対策を検討する。	実施時期・方法検討中		

➤ 市道等 事業主体：茅ヶ崎市



茅ヶ崎駅北口駅前広場

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間 (デッキを含む)	視覚障害者誘導用ブロックを改修し、周囲の路面の色との輝度比を確保する。			●
	舗装の適切な維持管理に努め、適宜修繕を行う。	← 随時対応・定期実施 →		
	放置自転車等の撤去を実施するとともに、地域や交通管理者等と連携し、自転車利用者への啓発活動を行う。	← 随時対応・定期実施 →		
タクシー乗降場	視覚障害者誘導用ブロックの配置を改善する。			●
自家用車乗降場 ・駐車場	障害者用停車施設*の不適切な利用を抑制するため、路面をカラー表示するとともに、茅ヶ崎市公共サインガイドラインを参考とした看板設置を行う。	●		
エレベーター	エレベーターの改修に併せて電車の始発及び終電時間を考慮したエレベーター稼働時間の検討をする。			●
	ボタンの表示方法を検討し改善する。		●	
	銀行のエレベーターの使用について、地上階の案内表示の設置を検討する。		●	
	定期点検の時間に関する事前周知を徹底する。	← 随時対応・定期実施 →		
案内	茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき案内板の設置を見直す。		●	
トイレ（共通）	触知案内図を設置する。（音声案内の設置は検討）	●		
多機能トイレ	緊急時の扉の開閉について、利用者に不安を感じさせない説明書きに改善する。	← 実施時期・方法検討中 →		
	オストメイト対応設備を設置する。	← 実施時期・方法検討中 →		
	開閉ボタンに点字を設置する。	●		
心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や歩道を狭める看板、商品陳列などへの指導を行い、適正な機能を確保する。	← 随時対応・定期実施 →		

茅ヶ崎駅南口駅前広場

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	バリアフリーに配慮した駅前広場を整備する。(安全な歩行空間や乗降場の整備等)	●		
歩行空間	放置自転車等の撤去を実施するとともに、地域や交通管理者等と連携し、自転車利用者への啓発活動を行う。	← 随時対応・定期実施 →		
	「自転車は降りてください」の路面表示を改善するとともに、車止めを撤去する。	●		
	舗装や視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持管理に努め、適宜修繕を行う。		← 随時対応・定期実施 →	
	駅からバス・タクシー乗降場や障害者用停車施設まで連続した上屋設置を目指し整備する。	●		
バス乗降場	バスが正着しやすい構造に改良する。	●		
	バス停車位置のレイアウト変更を検討し、バス乗降場からの安全な動線を確保する。	●		
タクシー乗降場	駅前広場の改修に合せ照明を整備する。	●		
自家用車乗降場・駐車場	駅前広場の改修にあわせ、障害者用停車施設を設置する。	●		
エレベーター	施設の大規模改修時にあわせて、エレベーター壁面の透過等への対応を検討する。			●
	施設の大規模改修時にあわせて、拡大や増設を検討する。			●
	エレベーターの改修に併せて電車の始発及び終電時間を考慮したエレベーター稼働時間の検討をする。			●
トイレ（共通）	トイレマークの位置を見やすい位置に変更する。	●		
多機能トイレ	荷物用フックを設置する。	●		
	必要な機能を保ち、安心して使えるよう適切に維持管理する。	← 随時対応・定期実施 →		
案内	茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、案内板及びサインの設置を見直す。(バス案内板はバス事業者と連携、案内板までの視覚障害者誘導用ブロック設置をあわせて検討)	●		

⑥ （主要経路 6）市道 0107 号線（桜道）

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。		●	

⑨ （主要経路 9）市道 0203 号線（サザン通り）

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	交通管理者と連携して、路肩の拡幅や平坦化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設等、経路の実状に合わせた可能な交通安全対策を実施する。			●
	電柱の民地への移設を電柱管理者に依頼する。	随時対応・定期実施		
	地域と連携し、看板の適正配置に努めるとともに、不法占用物の撤去指導を行う。	随時対応・定期実施		
	横断箇所など歩行空間に支障となる雨水マスは、設置箇所の見直しや改良を検討する。	実施時期・方法検討中		
	舗装の適切な維持管理に努め、適宜修繕を行う。	随時対応・定期実施		
	カラー舗装部分を補修する。	●		
自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	●		

⑩ （主要経路 10）市道 0210 号線（エメロード、梅田通り）

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	安全な歩行空間を確保する。（十間坂交差点から北側の一部区間）			●
	路肩のカラー舗装により歩行空間を整備する。（十間坂交差点から北側の一部区間）		●	
	歩道が高い箇所の安全対策を検討する。			●
	放置自転車等の撤去を実施するとともに、不法占用物の撤去指導を行う。	随時対応・定期実施		
	一部区間において、電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。			●
	電線類地中化の計画と整合を図りながら、舗装等の整備方法を検討する。			●

12 (主要経路 12) 市道 0217 号線 (一里塚北通り)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
施設出入口	生活関連施設の出入口に接する道路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、施設のブロックと連続するような整備を検討する。	実施時期：方法検討中		
踏切	小出踏切内の歩道幅員を拡幅する。			●
	小出踏切内の路面表示（矢羽根）を整備する。		●	
自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。		●	

13 (主要経路 13) 市道 1215 号線 (桜道)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	交通管理者と連携し、啓発員の巡回による違法駐車の手配・啓発を行う。	随時対応・定期実施		

14 (主要経路 14) 市道 1660 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	舗装修繕時に排水部分の段差への対応を検討する。			●

18 (主要経路 18) 市道 2059 号線 (サザンビーチ地下道)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	手すりの設置と点字の表示方法について検討する。			●
案内	自転車走行禁止に関する案内を検討し設置する。(路面表示等)		●	

19 (主要経路 19) 市道 2199 号線 (高砂通り)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	地域と連携し、看板の適正配置に努めるとともに、不法占用物の撤去指導を行う。	← 随時対応・定期実施 →		
	電柱の民地への移設を電柱管理者に依頼する。	← 随時対応・定期実施 →		
	交通管理者と連携して、路肩の拡幅や平坦化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設等、経路の実状に合わせた可能な交通安全対策を実施する。			●
	横断箇所など歩行空間に支障となる雨水マスは、設置箇所の見直しや改良を検討する。	← 実施時期・方法検討中 →		
	舗装の適切な維持管理に努め、適宜修繕を行う。	← 随時対応・定期実施 →		
	カラー舗装部分を補修する。	●		

21 (主要経路 21) 市道 2242 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	カラー舗装部分を補修する。	●		
	電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。			●

22 (主要経路 22) 市道 2244 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
施設出入口	生活関連施設の出入口に接する道路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、施設のブロックと連続するような整備を検討する。	← 実施時期・方法検討中 →		

24 (主要経路 24) 市道 4002 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	植栽帯撤去により歩道を拡幅する。		●	
	歩道拡幅にあわせて、休憩スペース（ベンチ）を設置する。		●	

25 (主要経路 25) 市道 4006 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
踏切	北茅ヶ崎駅自由通路・橋上駅舎化にあわせ、踏切手前のスロープ勾配改善や十分な幅員の確保を検討する。			●

26 (主要経路 26) 市道 5004 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。			●

28 (主要経路 28) 市道 5563 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	歩道の波打ちやがたつきを改善する。		●	

2 (補完経路 2) 市道 0121 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	一部区間において電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。			●
自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。		●	

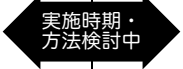
4 (補完経路 4) 市道 2241 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	一部区間において電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。			●

5 (補完経路 5) 市道 2247 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。			●

ふれあいはし

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
施設出入口	生活関連施設の出入口に接する道路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、施設のブロックと連続するような整備を検討する。			
案内	スロープ入口に市民文化会館への案内表示を設置する。			●

(3) 交通安全特定事業

信号機等 事業主体：神奈川県茅ヶ崎警察署

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
信号機	信号灯器を LED に改良する。	●		
自転車専用通行帯	自転車専用通行帯の整備により、自転車と歩行者を分離する。	●		
茅ヶ崎駅南口駅前広場	道路管理者と連携し、バス利用者の安全な動線を確保する。	●		
飯島交差点	歩道橋を撤去し、交差点をスクランブル化する。	●		
	市、地域住民等と連携し、自転車利用者のマナーアップを図る。	← 随時対応・定期実施 →		
市道 4012 号線 (イオン茅ヶ崎店周辺)	市、地域住民等と連携し、自転車利用者のマナーアップを図る。	← 随時対応・定期実施 →		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
・道路管理者との連携を密に、要望に可能な限り応じていく。				

（４）建築物特定事業

➤ 市役所等

茅ヶ崎市役所 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	移動等円滑化基準に沿った建物に改修する。	●		
出入口	視覚障害者等が出入口の場所を認識できるように、新庁舎の出入口（北・東・南）に音声誘導設備を設置する。	●		
駐車場	新庁舎北側出入口付近に車いす使用者用駐車施設を３台分設置し、雨天時を考慮して建物出入口まで続く庇を設置する。また、分庁舎東側にも車いす使用者用駐車施設を２台分設置する。	●		
駐輪場	新庁舎西側、分庁舎東側、県道隣接地に駐輪場を設置する。	●		
案内	文字や大きさ、色等に配慮した見やすくわかりやすいサイン表示を設置する。（全体案内図、各課の案内表示や行き方等）	●		
	新庁舎東側の多機能トイレに音声誘導設備を設置する。	●		
心のバリアフリー	職員研修を継続して実施する。	← 随時対応・定期実施 →		
その他	子育てに関連する課の付近に授乳室やベビーシート等を設置する。	●		
	十分な照度を確保する。（利用者がいる場合は夜間も点灯する）	← 随時対応・定期実施 →		

茅ヶ崎駅前市民窓口センター（市民ギャラリー） 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。	← 随時対応・定期実施 →		

➤ 文化施設等

茅ヶ崎市民文化会館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	大規模改修工事の変更設計にあわせ、移動等円滑化基準に沿った建物に改修する。(自動ドア、階段、舗装、多機能トイレ等)		●	
ホール	大規模改修工事の変更設計にあわせ、小ホールにおける保育室の設置を検討する。		●	
敷地内通路	スロープの設置場所を示す案内表示を設置する。	●		
	中央公園側の階段の手すりの延長を検討する。(水平部まで)	●		
	がたつきのない舗装への改善を検討する。	●		
敷地内通路・建物内通路	視覚障害者誘導用ブロックの配置等の改善を検討する。(敷地内通路の階段手すりとの連続性、駐車場、危険箇所への設置等)	●		
階段	トイレ手前の階段への両側手すりの設置を検討する。	●		
案内	見やすく、わかりやすい案内表示の設置を検討する。(全体案内図、各部屋の案内表示や行き方、弱視・色弱者に配慮した色使い、一般的なピクトグラムの使用等)	●		
駐車場	一般用の駐車場の増設を検討する。	●		
	車いす使用者用駐車施設の不適切な利用を抑制するため、路面の塗装や国際シンボルマークをわかりやすく表示するなどの対策を検討する。	●		
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。	← 随時対応・定期実施 →		
その他	大規模改修工事にあわせ、十分な照度を確保する。	●		

茅ヶ崎市立図書館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	モノや設備などで視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	随時対応・定期実施		
エレベーター	車いす使用者の利用に配慮して、エレベーター内で回転しなくても戸の開閉状況が確認できる鏡に交換する。	●		
案内	エレベーターの設置位置について、見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。	●		
	点字を読み取りやすいものに改善する。	●		
心のバリアフリー	障害者単独での利用が難しい場所（高い本棚等）での、人によるサポートなどの対応を徹底する。	随時対応・定期実施		
その他	車いす使用者が閲覧できるよう、スペースについて配慮した運用を行う。	随時対応・定期実施		
	十分な照度を確保する。	●		

茅ヶ崎市美術館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	視覚障害者誘導用ブロックが足ふきマットや物などで覆われないように配慮する。	●		
階段	改修工事等の機会にあわせ、階段を改修する。（両側手すりの設置、段を突き出さないものへの改善、点字の改善等）	実施時期・方法検討中		
多機能トイレ	改修工事等の機会にあわせ、使用中か否かを表示する装置を修理する。	実施時期・方法検討中		
	多機能トイレの洗浄ボタンなどの使い方などについてわかりやすい説明書きを設置する。	●		
駐車場	安全で十分な広さの乗降スペースを確保した車いす使用者用駐車施設に改善する。（幅 350 cm以上）	●		
案内	案内の解説は、知的障害者等にもわかりやすい表現や内容に工夫する。			●
心のバリアフリー	障害者等への特別な配慮やサービスについて、その内容を高砂緑地、駐車場等に掲示するとともに、ホームページに記載する。	●		
その他	車いす使用者等の目線からも見やすい展示方法に配慮する。	随時対応・定期実施		
	障害があっても施設の魅力に触れられるような工夫をする。	実施時期・方法検討中		

茅ヶ崎市総合体育館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
敷地内通路	視覚障害者誘導用ブロックに黄色の塗料を塗るなど、路面との色の違いがわかりやすくする。	実施時期・方法検討中		
建物内通路	衝突する危険性のある柱となりうるかどうか、利用者の動向をみながら、必要に応じて案内表示の取付などを実施する。	実施時期・方法検討中		
エレベーター	更新の際は、障害者等が利用しやすい構造に配慮した設備に改修する。(十分な広さ、わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すりなど)			●
多機能トイレ	車いす使用者が開閉しやすいドアに改善する。(たてつけ改善、ドアの溝を浅くする等)	実施時期・方法検討中		
一般トイレ	洋式トイレを増設する。	●		
駐車場	車いす使用者用駐車施設の不適切な利用を抑制するため、路面を塗装し国際シンボルマークをわかりやすく表示する。	●		
	車いす使用者が多く集まるイベント開催時は、臨時に車いす使用者用駐車施設を増設する。	随時対応・定期実施		
観覧席	他の老朽化している設備の修繕にあわせて、より安全性の高い手すりに更新する。			●
案内	案内表示の色、位置、大きさ等を見やすく、わかりやすいものに改善する。	随時対応・定期実施		
	視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮した案内を充実する。			●
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。	随時対応・定期実施		
	利用者などの駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	随時対応・定期実施		
その他	十分な照度を確保する。(駐車場等)	●		

茅ヶ崎市体育館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。(エレベーターの設置位置等)	随時対応・定期実施		

茅ヶ崎地区コミュニティセンター（元町ケアセンター・子どもの家「茅っ子」） 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
敷地内通路	道路管理者と協議し、グレーチングを目の細かいものに改良する。	実施時期・方法検討中		
敷地内通路・階段	JIS規格に適合し、路面との色の違いがはっきりした視覚障害者誘導用ブロックに改修する。			●
トイレ（共通）	トイレの配置等が把握できる音声案内を設置する。			●
案内	点字による案内を設置する。		●	

高砂コミュニティセンター（カフェさぶれ） 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	高齢者、障害者等がつまづきにくいように玄関マットを固定する。	●		
敷地内通路	車いすの動線となる主要な通路の舗装をがたつきのないものに変更する。			●
階段	手すりを水平部まで延長する。	●		
	段鼻の色を強調する。	●		
多機能トイレ	車いす使用者が利用しやすい多機能トイレに改修する。（開閉しやすいドア、下部に十分なスペースがある洗面器等）			●
	ドアに使用中か否かを表示する札等を設置する。	●		
トイレ（共通）	室内やトイレなどに、非常事態を聴覚障害者に知らせることができるフラッシュライト等を設置する。			●
	緊急ボタンに点字を設置する。	●		
案内	見やすく、わかりやすい案内表示に改善する。（弱視・色弱者に配慮した色使い、一般的なピクトグラム（標準案内用図記号）の使用等）			●
	道路から出入口の場所がわかる案内表示を設置する。	実施時期・方法検討中		
	視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮した案内を充実する。（触知案内図等）			●
心のバリアフリー	指定管理者と調整し、多様な利用者への適切な対応を行う。	随時対応・定期実施		

茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	グレーチングを目の細かいものに改良する。(出入口、エレベーター前等)		●	
トイレ（共通）	高齢者、障害者等が利用しやすいトイレ（多機能と一般の両方）に改修する。(十分な広さの確保、手すりの設置等)			●
案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。(トイレ案内表示の拡大等)	●		
	案内表示とあわせて点字を設置する。	← 随時対応・定期実施 →		
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。	← 随時対応・定期実施 →		

茅ヶ崎市勤労市民会館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。(120cm 以上)	← 随時対応・定期実施 →		
駐車場	車いす使用者用駐車施設の幅を確保する。(350cm 以上)	← 随時対応・定期実施 →		
駐輪場	駐輪場の整理・整頓を行う。	← 随時対応・定期実施 →		
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。	← 随時対応・定期実施 →		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
・ 勤労市民会館は茅ヶ崎市が設置し、指定管理者の民間事業者が管理運営を行っているため、実施に際しては協議が必要。				

茅ヶ崎市青少年会館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm 以上)	随時対応・定期実施		
多機能トイレ	高齢者、障害者等が利用しやすい多機能トイレ(広い空間、開閉しやすい扉、手すり、乳幼児用ベッド、オストメイト対応設備)に改善する。			●
案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。(弱視・色弱者に配慮した色使い等)			●
	道路境界から建物内の施設案内、エレベーターや階段前などに視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(JIS規格への適合、路面との輝度比確保)			●
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。	随時対応・定期実施		
	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。	随時対応・定期実施		
	筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討する。	●		

茅ヶ崎市海岸青少年会館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	複合施設整備にあわせて、施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を図る。		●	
敷地内通路	利用者などの駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	随時対応・定期実施		
建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm 以上)	随時対応・定期実施		
	エレベーターの周囲には物を置かず、乗降する車いすがスムーズに通行できる空間を確保する。(150cm 角以上)	随時対応・定期実施		
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。	随時対応・定期実施		
	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
・ 市民及び関係団体等から様々な意見をいただき、バリアフリーや景観及びみどりに配慮した施設整備を行う。				

ちがさき市民活動サポートセンター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。	随時対応・定期実施		

➤ 福祉施設等

茅ヶ崎駅南口子育て支援センター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。	← 随時対応・定期実施 →		

茅ヶ崎市社会福祉協議会 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
受付・窓口	車いす使用者の利用に配慮した受付カウンターを設置する。	●		
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。	← 随時対応・定期実施 →		
その他	パンフレットなど利用者向けの資料のうち必要性の高いものは、車いす使用者の利用に配慮した高さに配置する。	← 随時対応・定期実施 →		

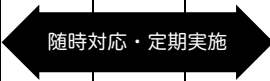
茅ヶ崎駅北口子育て支援センター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。	← 随時対応・定期実施 →		

老人福祉センター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	出入口のドアは、危険防止のため、ドアの反対側の様子がわかるような窓を設ける。			●
階段	両側に手すりを設置する。			●
一般トイレ	洋式や子供用便座、手すり、少し広い便房など使いやすい便房を増やす。(機能分散)			●
案内	視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮し、音や案内表示、文字による案内を充実する。			●
事業実施に際し配慮すべき事項等				
・老人福祉センターは賃貸物件であるため、事業の実施にあたっては建物所有者（さがみ農業協同組合）と十分に協議し、調整を図る必要がある。				

茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。			

➤ 病院

茅ヶ崎市立病院 事業主体：茅ヶ崎市立病院

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	視覚障害者等が出入口の場所を認識できるように、盲動鈴など音による案内を設置する。	実施時期・方法検討中		
敷地内通路	JIS規格に適合し、路面との色の違いがはっきりした視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	実施時期・方法検討中		
エスカレーター	下りエスカレーターを安全に利用できる速度に調整する。	実施時期・方法検討中		●
一般トイレ	一般トイレに洋式を増設する。	●		
受付・窓口	視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮し、音声や案内表示、バイブレーター等で順番を知らせるシステムを導入する。			●
駐車場	車いす使用者用駐車施設を増設する。	実施時期・方法検討中		
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。	随時対応・定期実施		
	高齢者、障害者等の施設利用をサポートするボランティアを配置する。	随時対応・定期実施		
その他	夜間出入における十分な照度を確保する。	●		
	待合ロビーに車いす使用者が待機できるスペースを設置する。	●		
	待合ロビー等必要な箇所に高い椅子（又は高さ調整可能な椅子）を設置し、膝が悪い人等が優先的に利用する旨を表記する。		●	

茅ヶ崎中央病院 事業主体：医療法人社団 康心会 茅ヶ崎中央病院

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。	随時対応・定期実施		

茅ヶ崎徳洲会病院 事業主体：医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	移動等円滑化基準に沿った建物に改修する。	●		
駐車場	安全な乗降の空間を確保した広い車いす使用者用駐車施設を出入口の近くに設置し、わかりやすく表記する。	●		

➤ 官公署等

茅ヶ崎保健福祉事務所 事業主体：神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	主要な通路は、通行の妨げになる物品等を置かないように配慮する。	← 随時対応・定期実施 →		

※茅ヶ崎市は、計画期間中である平成 29 年 4 月に保健所政令市へ移行する予定です。その際には、茅ヶ崎保健福祉事務所の県庁舎を借り、市保健所の開設場所として活用する方向で、神奈川県との協議を進めています。

茅ヶ崎郵便局 事業主体：日本郵便株式会社

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	視覚障害者等が出入口の場所を認識できるように、盲動鈴など音による案内を設置する。	← 実施時期・方法検討中 →		
敷地内通路	道路管理者と連携し、道路から施設出入口まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	●		
建物内通路	主要な通路における有効幅員を確保する。 (120cm 以上)		●	
駐車場	介助が必要な方が駐車場から係員を呼び出せるよう、わかりやすい場所にインターホンを設置する。	← 実施時期・方法検討中 →		
A T M	車いす使用者の利用に配慮した ATM を設置する。	← 実施時期・方法検討中 →		

➤ 大規模店舗

茅ヶ崎ラスカ 事業主体：湘南ステーションビル株式会社

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	駅連絡通路の出入口付近は、施設利用者の移動を妨げることがない十分なスペースを確保する。	●		
エレベーター	エレベーターを増設する。	●		
階段	両側に手すりを設けるとともに、段を突き出させず、段鼻の色を強調する、点字で行先を表示するなど、安心して利用できるよう配慮する。	●		
トイレ（共通）	多機能トイレ及び一般トイレを増設する。	●		
駐輪場	駐輪場を増設する。	●		
心のバリアフリー	高齢者、障害者等の施設利用をサポートする係員（介助士、手話通訳等）をインフォメーション等に配置する。	随時対応・定期実施		
その他	ベンチを増設する。	●		
	車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮する。	●		

ヤマダ電機ダイクマテックランド茅ヶ崎店 事業主体：株式会社ヤマダ電機

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	介助が必要な人が係員を呼び出せるよう、わかりやすい場所へのインターホンの設置を検討する。	●		
建物内通路	危険な箇所や案内誘導が必要な箇所には部分的に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。（エレベーターや階段の手前等）	実施時期：方法検討中		
エレベーター	エレベーターに点字を設置する。	●		
多機能トイレ（2階西側）	多機能トイレの床面の排水勾配を改善する。			●
一般トイレ	一般トイレに洋式や子供用便座、手すり、少し広い便房など使いやすい便房を増やす。（機能分散）			●
駐車場	駐車場出入口のスロープを車いす使用者等が安全に移動できるように改善する。（段差改善等）	●		
駐輪場	駐輪場の整理整頓を行う。	随時対応・定期実施		
案内	ユニバーサルデザインのサイン計画に見直し、見やすく、わかりやすい案内表示に改善する。		●	
	多機能トイレに関する案内表示を設置する。	●		

イトーヨーカドー茅ヶ崎店 事業主体：株式会社カギサン、株式会社イトーヨーカ堂

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	関係者と協議し、北側・南側出入口のスロープや段差を改善する。	実施時期・方法検討中		
	北側・南側出入口の扉のうち、それぞれ1箇所は自動ドアを設置する。			●
建物内通路	危険な箇所や案内誘導が必要な箇所には部分的に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(エレベーターや階段の手前等)			●
	主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施		
エレベーター	エレベーターに点字を設置する。	●		
	障害者等が利用しやすい構造に配慮した設備に改修する。(十分な広さ、わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すり、車いす用押しボタンなど)			●
階段	段鼻の色を強調したデザインに改善する。	実施時期・方法検討中		
トイレ(共通)	高齢者、障害者等が利用しやすい多機能トイレ(広い空間、手すり、乳幼児用ベッド、オストメイト対応設備)に改修、増設する。			●
駐車場 (ちがさきパーク)	駐車場と道路の間の段差を解消する。			●
	駐車場の出入口付近に車いす使用者用駐車施設や多機能トイレが設置されていることがわかる案内表示を設置する。	●		
	車いす使用者用駐車施設及び高齢者用駐車施設の不適切な利用を抑制するため、利用者への啓発を行う。(チラシ配布等)	随時対応・定期実施		
	車いす使用者用駐車施設及び高齢者用駐車施設の不適切な利用を抑制するため、路面の塗装を行う。			●
	十分な照度を確保する。			●
	聴覚障害者が緊急時に連絡できるように、音声以外の伝達手段(モニターやメールでの対応等)を確保する。			●
案内	見やすく、わかりやすい案内表示に改善する。(弱視・色弱者に配慮した色使い等)		●	
	介助が必要な方への対応を充実する。(出入口へのインターホンの設置、道路からサービスカウンターまで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置等)			●
心のバリアフリー	高齢者、障害者等の施設利用をサポートする係員(介助士等)を配置する。			●
その他	車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮する。	実施時期・方法検討中		

イオン茅ヶ崎中央店 事業主体：イオンリテール株式会社イオン茅ヶ崎中央店

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
駐輪場	利用者などの駐輪が出入口や視覚障害者誘導用ブロック、歩行空間などを遮らないように駐輪場を改良する。		●	
トイレ（共通）	おむつ交換台を増設する。	●		
案内	案内表示を多言語化する。（フロアガイド等）		●	
	エレベーターの名称をわかりやすいものに変更する。		●	
その他	売場や一般トイレなどに、非常事態を聴覚障害者に知らせることができるフラッシュライト等の設置を検討する。	●		

イオン茅ヶ崎店 事業主体：イオンリテール株式会社イオン茅ヶ崎店

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	介助が必要な人が係員を呼び出せるよう、出入口のわかりやすい場所にインターホンを設置する。		●	
	営業時間内はいつでもエレベーターが利用できるように配慮する。		●	
建物内通路	危険な箇所や案内誘導が必要な箇所には部分的に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、自動音声などで危険を知らせる。（エレベーターや階段の手前等）		●	
エレベーター	車いす用押しボタン（通常より長くドアが開くもの）を車いす使用者が利用しやすい高さに変更する。			●
	ボタンを浮き文字に改善する。	●		
	エレベーター内に到着階等を知らせる音声案内を設置する。		●	
トイレ（共通）	多機能トイレ及び洋式トイレを増設する。	●		
案内	トイレにある案内表示を改善する。（高さ、点字の設置等）	●		
	売場の配置やトイレ、駐車場などについて、視認性が良くわかりやすい案内表示への改善及び増設をする。	●		
駐車場	制限車高を超える福祉車両用の駐車施設を屋外の施設出入口付近に設置し、わかりやすく表示する。		●	
	車いす使用者用駐車施設の不適切な利用を抑制するため、シンボルマークをわかりやすく塗装し、看板を設置する。		●	
その他	十分な照度を確保する。 （店内や駐車場、トイレなど）	●		

島忠家具ホームセンター茅ヶ崎店 事業主体：株式会社島忠

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
敷地内通路	舗装のがたつきを改善する。	●		
建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm 以上)	随時対応・定期実施		
エレベーター	エレベーターの設置位置について、見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。	随時対応・定期実施		
階段	手すりを改善するなど安心して利用できるよう配慮する。	実施時期・方法検討中		

フレスポ茅ヶ崎 事業主体：大和リース株式会社

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	各店舗の主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。(120cm 以上)	随時対応・定期実施		
トイレ	多機能トイレにオストメイト対応設備を設置する。	実施時期・方法検討中		
駐車場	車いす使用者用駐車施設の不適切な利用を抑制するため、路面の塗装や国際シンボルマークをわかりやすく表示する。	●		
	安全な歩行空間を確保する。(休日の誘導員増員、平日の誘導員設置等)	実施時期・方法検討中		
案内	トイレの設置場所がわかる案内表示を充実する。	実施時期・方法検討中		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
・テナント専用区画内の項目については、弊社単独判断で進めることができないので、テナントとの了承、調整、協力が必要である。				

➤ 宿泊施設

東横 INN 湘南茅ヶ崎駅北口 事業主体：株式会社東横イン

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	視覚障害者等が出入口の場所を認識できるように、盲動鈴など音による案内を設置する。			●
エレベーター	エレベーターの周囲には物を置かず、乗降する車いすがスムーズに通行できる空間を確保する。 (150cm 角以上)	●		
トイレ	1 階トイレの案内表示を改善する。(男女のわかりやすさ、障害特性に応じた利用への配慮等)		●	
	トイレの案内に点字を設置する。	●		
駐車場	駐車場出入口に車の出入りを歩行者に知らせるための表示灯の設置を検討する。		●	
心のバリアフリー	車いす使用者の利用に配慮した設備等の設置や配置を検討する。	●		

➤ 駐車場

茅ヶ崎駐車場 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	主要な歩行者用通路の有効幅員の確保を検討する。(120cm 以上)	●		
駐車施設	一般の駐車スペースの幅の確保を検討する。 (250cm 以上)	●		
案内	聴覚障害者が緊急時に連絡できるように、音声以外の伝達手段（モニターやメールでの対応等）を確保する。	●		
	車が停車していても車いす使用者用駐車施設であることがわかるように、国際シンボルマークを用いた表示を設置する。	●		
心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について係員の教育を実施する。			

（５）都市公園特定事業

中央公園 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
園路	平坦な園路を整備する。		●	
トイレ	必要な機能を保ち、安心して使えるよう適切に維持管理する。	← 随時対応・定期実施 →		
	トイレを増設する。	●		
	多機能トイレに多目的シートを設置する。	●		
駐輪	駐輪スペースを確保する。	← 実施時期・方法検討中 →		
案内	園内における自転車の駐輪や走行が禁止であることを示す案内表示を増設する。	●		
	バリアフリー経路や公園施設などについて、見やすく、わかりやすい案内板を設置する。（それぞれの入口付近など）		●	
休憩施設	ベンチを増設する。	●		
防災施設	かまどベンチを増設する。		●	

茅ヶ崎公園 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	高齢者、障害者等が利用しやすいトイレに改修する。			●
	必要な機能を保ち、安心して使えるよう適切に維持管理する。	← 随時対応・定期実施 →		

高砂緑地 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
園路	舗装のがたつきを改善する。	●		
	JIS 規格に適合し、周囲との色の差がはっきりした視覚障害者誘導用ブロックに改修する。	← 実施時期・方法検討中 →		
案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。（全体案内図、バリアフリー経路等）		●	

(6) その他の事業

サザンビーチちがさき 事業主体：茅ヶ崎市

項目	その他の事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路	遊歩道の堆砂除去を定期的実施する。	← 随時対応・定期実施 →		
	「茅ヶ崎サザン C」と遊歩道の接続する部分の段差を解消する。	●		
	歩行者が安全に通行できるように、自転車利用者へのルールやマナーなどの注意喚起を促す看板を設置する。	●		
	視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(茅ヶ崎海岸グランドプランの計画に応じた誘導ルートと連携した配置を検討)			●
トイレ	常設トイレを設置する。		●	
休憩施設	休憩用のベンチを設置する。		●	
駐車場	駐車場を増設し、案内を設置する。			●
駐輪場	駐輪場及びレンタサイクルポートを設置する。			●
案内	津波情報盤を設置する。(視覚情報の提供)	●		
その他	貸出のビーチ用車いすの設置を検討する。	← 実施時期・方法検討中 →		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
・ 整備にあたっては「茅ヶ崎海岸グランドプラン」と整合・連携を図りながら進める必要がある。 ・ 漁港周辺では、平成 27 年度中に歩道や常設の多機能トイレ（乳幼児用ベッド、オストメイト対応設備あり）等を整備する予定である。				

5 重点整備地区のその他の事項

(1) 心のバリアフリー

ワークショップやアンケート調査、研修会等において、多くの市民の方から心のバリアフリーに関する課題や重要性に関するご意見をいただきました。

本市では、心のバリアフリーの普及・啓発に向けて、市・事業者・市民の主体別に取り組む位置づけ、それぞれが連携をしながら推進していきます。

表 心のバリアフリーに関する主なご意見

対象施設	主なご意見
公共交通	・優先席に健常者が座り、高齢者がいても気づかないふりをしている。 ・健常者もエレベーターを利用するため、車いすやベビーカーの方がずっと待っている。
道 路	・自転車利用のルール・マナーを守っていない人が多い。 ・視覚障害者誘導用ブロック上に駐輪や看板等の不法占用物が置かれている。
建 築 物	・健常者が車いす使用者用駐車施設を利用して使いたい人が使えない。
公 園	・駐輪禁止にも関わらず、自転車が出入口付近に多くあり危険である。
そ の 他	・伝える努力と知ろうとする努力、お互いに歩み寄ることが大切である。 ・災害時に支援が必要な人がいないか、事前に地域で確認した方が良い。

● 市主体の取組

本市は、市民全体の障害への理解を深め、心のバリアフリーへの関心を高めるための取組として、市民及び事業者向けのパンフレット作成や、様々な機関や地域住民と連携した普及・啓発活動を展開します。

また、市民部会の継続実施など、市民主体の取組を支援し、ワークショップや研修会など、市民と協力した取組を継続的に進めていくとともに、事業者や市民に対して、心のバリアフリーの推進に協力いただけるよう積極的に働きかけていきます。

心のバリアフリーの取組（市主体）	実施時期		
	短期	中期	長期
市民及び事業者向けのバリアフリーパンフレットを作成する。	●		
市民主体の取組を支援する。	← 随時対応・定期実施 →		
関係機関や団体等と連携し、市民及び市職員を対象とした心のバリアフリーに関する講座・研修等を実施する。	← 随時対応・定期実施 →		
道路管理者や地域住民と連携し、看板の適正配置に努めるとともに、不法占用物の撤去指導を行う。	← 随時対応・定期実施 →		
交通管理者や地域住民と連携し、自転車利用者のマナーアップを図る。	← 随時対応・定期実施 →		
放置自転車対策を進める。	← 随時対応・定期実施 →		

● 事業者主体の取組

本基本構想の特定事業者は、特定事業内容に基づき心のバリアフリーに関する取組を推進します。また、特定事業者を含むすべての事業者は、高齢者、障害者等がより利用しやすい環境づくりに努めることとします。

心のバリアフリーの取組（事業者主体）	実施時期		
	短期	中期	長期
（特定事業者）特定事業内容に基づき心のバリアフリーに関する取組を推進する。	← 随時対応・定期実施 →		
（すべての事業者）高齢者、障害者等がより利用しやすい環境づくりに努める。	← 随時対応・定期実施 →		

● 市民主体の取組

『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性と、そのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならないとの考えから、心のバリアフリーを国民の責務として位置づけています。

本市では、国民の責務を果たすとともに、全体基本構想に示した「心のバリアフリーの4つのポイント」（25 ページ参照）を踏まえ、市民一人ひとりが心のバリアフリーへの理解や協力を実践できるよう積極的な情報収集や周知・啓発活動への参加に努めるとともに、市民主体の取組の展開を目指します。

心のバリアフリーの取組（市民主体）	実施時期		
	短期	中期	長期
心のバリアフリーへの理解・協力を実践する。	← 随時対応・定期実施 →		
市民主体の取組・イベント等に積極的に参加する。	← 随時対応・定期実施 →		

(2) 公共サイン

個別の道路等の課題の他、地区全体の課題として、地域の案内地図や施設への道案内の不足、案内の内容のわかりにくさについて、指摘されています。

重点整備地区については、『茅ヶ崎市公共サインガイドライン』に基づく公共サイン整備計画を策定し、サインの設置を進めていきます。

公共サインの取組	実施時期		
	短期	中期	長期
『茅ヶ崎市公共サインガイドライン』に基づく公共サイン整備計画を策定する。	●		

(3) 商店街

生活関連施設に設定されていない商店街などの小規模店舗では、出入口に段差があったり、広い通路が確保されていなかったりと、車いす使用者の利用は困難な場合が多いのが現状です。

本基本構想で個別の店舗についてのバリアフリー化を位置づけることはありませんが、機会をとらえて施設の改善の可能性や人による対応の充実についての検討を働きかけていきます。

また、道路管理者と沿道商店街等が連携することにより歩行者空間をより使いやすくする取組についても、検討の可能性を探っていきます。

商店街における取組
・道路管理者と連携した出入口の段差解消 ・商店街などが連携し、沿道の空地を活用した歩行者空間やたまり空間の確保 ・車いすでも利用できる店舗内通路やトイレの確保 ・バリアフリー整備が困難な場所や、障害者単独での利用が難しい場所などでの、人によるサポートなどの対応

6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施

バリアフリー法では、基本構想の特定事業に位置づけられた特定事業者は、基本構想に基づく具体的な事業計画（特定事業計画）を作成したうえで、それぞれ事業を実施することとなっています。

茅ヶ崎市では、基本構想の実現に向けて、各特定事業者と連携し、重点整備地区における特定事業計画の作成及び事業の実施を積極的に推進していくとともに、事業の実施にあたり関係機関との調整が必要な事業者に対しては協議の場を設けるなど、目標年次である平成 32 年度までの事業等の達成を目指した円滑な事業推進に努めます。

また、特定事業計画に基づく事業推進のみならず、実施された事業の成果について評価を行うなど、事業の見直しや追加についても検討していきます。

第6章

整備促進地区

1 香川駅周辺地区

(1) 香川駅周辺地区の特徴・位置づけ

香川駅周辺地区は、香川・下寺尾地区を中心に低層の住宅地が整備されており、鉄道は JR 相模線が南北に縦断し、道路は藤沢大磯線が東西方向、東海岸寒川線が南北方向にあります。

『ちがさき都市マスタープラン』では、活力と賑わいを創出する地区拠点として位置づけており、都市づくりの核となる香川駅と関連施設の整備や相模線の利便性向上を促進するとともに、市民との協働によるこれまでの取組を継続して展開し、拠点としての機能の充実や住環境の向上を図る必要があると示しています。

JR 相模線香川駅は、既にバリアフリー化されていますが、単線でホームが1つであり、行き違いのため待ち時間が長くなっています。また、駅前には駅利用者の送迎車などによる混雑やバス利用者の滞留スペースの不足などが課題となっています。

そのような地域課題を踏まえ、香川駅周辺地区では市民と連携した都市づくりが進められており、平成 17 年に『香川まちづくり基本計画』、2 年後の平成 19 年には『香川駅周辺地区まちづくり整備計画』が策定され、香川駅を中心とした段階整備の考え方を整理しています。



写真 香川駅

(2) 関連事業等の動き

本市では、将来的な JR 相模線の複線化に伴う香川駅の行き違い駅化を視野に入れ、駅前広場の整備を中心とした交通結節点機能と地区拠点機能の創出を目指しています。そのなかで、喫緊の課題である駅前の混雑緩和や安全性の確保など、交通結節点として香川駅西口駅前広場を平成 27 年 4 月に整備しました。

これまでは、コミュニティバス利用者の滞留スペースがなく一部民地の軒先を利用していたり、雨天時の駅利用者の送迎車等により駅前が混雑していましたが、新設の駅前広場にバス停を移動するとともに、一般車両の乗降場を設けることでそれぞれ解消され、駅前通りの円滑な車両の往来と歩行者等の安全性の確保を図ります。



写真 香川駅西口駅前広場

(3) バリアフリー化の推進方針

香川駅周辺地区では、香川駅西口駅前広場整備事業など『香川駅周辺地区まちづくり整備計画』に基づく整備等の機会を活用し、さらなる安全性や利便性の向上を目指したバリアフリー化を進めていきます。

バリアフリー化にあたっては、関係者間で連携し、連続性が担保された一体的な整備を推進することとし、以下の視点に留意したバリアフリー化を図ります。

- 交通結節点として公共サインガイドラインに基づくサイン等の整備
- 道路移動等円滑化基準に準じた歩道整備

2 辻堂駅周辺地区

(1) 辻堂駅周辺地区の特徴・位置づけ

辻堂駅周辺地区は、市の東部に位置しており、辻堂駅は東側に隣接する藤沢市域に立地しています。JR 東海道本線と国道 1 号が東西に横断し、JR より北側は工場や住宅が密集して立地し、一部では狭隘な道路が複雑に入り組んでいます。一方、南側は住宅が中心となっていますが、住宅地内の生活道路は十分に整備されていません。

『ちがさき都市マスタープラン』では、活力と賑わいを創出する地区拠点として位置づけており、隣接する藤沢市と連携し、藤沢市の辻堂駅周辺の大規模工場跡地の整備を軸に、住宅、商業や工業などが調和した土地利用を誘導すると示しています。これを受け、平成 17 年には『辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画』を策定し、新たな都市機能の導入や土地利用の方向について検討を進めています。



写真 辻堂駅西口周辺

(2) バリアフリー化の推進方針

辻堂駅周辺地区では、駅を中心とした都市基盤整備を重点的に進めており、今後も、周辺地域への効果の波及や、地区全体における総合的なまちづくりの実現に向けて、引き続き段階的な整備を推進します。整備にあたっては、藤沢市と連携し、連続性が担保された一体的な整備を推進することとし、以下の視点に留意したバリアフリー化を図ります。

- 移動の起点となる辻堂駅に公共サインガイドラインに基づくサイン等の整備

第7章

基本構想の推進

1 基本構想の進行管理体制

『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、特定事業計画に基づく事業推進のみならず、実施された事業の成果について評価を行い、必要に応じて基本構想の見直しや新たな基本構想の作成を行うことが望ましいとされています。

本市では、基本構想策定後も特定事業計画の作成（Plan）、事業の実施（Do）、事後評価（Check）、改善（Action）の PDCA サイクルに基づき、基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を目指すことから、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会」を引き続き設置します。

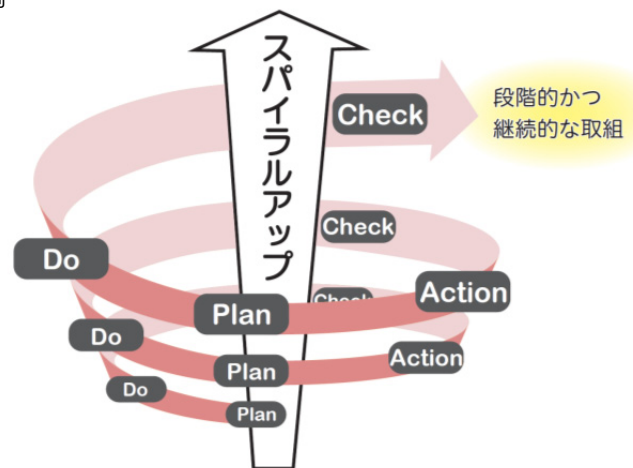
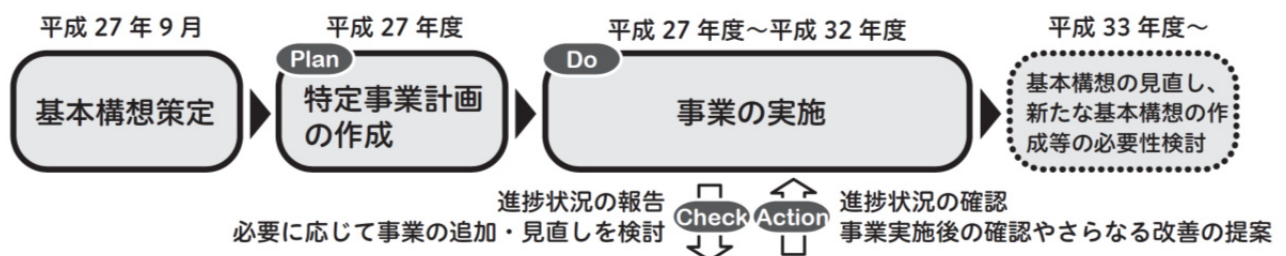


図 PDCA サイクルのスパイラルアップのイメージ

特定事業計画の作成状況や特定事業等の進捗状況について毎年度照会を行い確認するとともに、事業実施後の確認やさらなる改善の提案等を行い、必要に応じて事業の追加や見直しを検討します。また、結果については広く公表します。

さらに、目標年次である平成 32 年度以降は、基本構想の評価を行い、見直しの必要性について検討します。



茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会による基本構想の推進

図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会による基本構想の推進

2 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進

『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、バリアフリー化を促進するために、国民、事業者、地方公共団体それぞれに責務を課しています。

本市では、基本理念・目標の実現に向けて、各主体の役割と責務を明確化し、それぞれの立場からバリアフリー化を推進していきます。

表 茅ヶ崎市における市民・事業者・行政の役割と責務

		役 割	責 務
市 民		・高齢者、障害者等への理解促進 ・高齢者、障害者等の施設利用の妨げとなる視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪や車いす使用者用駐車施設への駐車禁止 ・高齢者、障害者等の移動及び施設利用への積極的な手助け	・高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深める。 ・高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設利用を確保することに積極的に協力する。
事業者	特 定 事 業 者	・特定事業計画の作成及び事業の実施 ・事業の実施状況の報告 ・高齢者、障害者等の意見の事業への反映	・高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、必要な措置を講じるよう努める。
	全事業者	・施設のバリアフリー整備の推進 ・高齢者、障害者等への適切な情報提供 ・心のバリアフリーに関する取組の実施	
行 政		・特定事業計画の作成状況や事業の実施状況の把握 ・円滑な事業実施に係る情報提供 ・事業者間の連絡調整の場の設置 ・高齢者、障害者等と特定事業者の意見交換の場の設置 ・心のバリアフリーに関する取組の普及・啓発	・高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進のための施策の内容について必要な措置を講じることでスパイラルアップを図る。 ・広報・啓発・教育活動等を通じて、心のバリアフリーに関する市民の理解を深めるとともに、関係者の連携及び市民の協力を求めるよう努める。 ・地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置や、市民の理解を深めるための広報活動などの必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努める。

3 基本構想策定後の市民参加

道路や施設のバリアフリー化に向けて、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準に則った整備が行われておりますが、高齢者、障害者等の使い勝手が十分に把握されずに整備され、実際には利用しにくいものとなっている場合があります。

そのため、施設整備にあたっては、実際に利用する高齢者、障害者等の市民意見を採り入れていくことが重要となります。

本基本構想の策定にあたっては、多様な市民参加の機会を設け、より多くの市民意見を聴取してまいりました。今後の基本構想推進においても、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を引続き設置し、継続的に市民意見を聴取する場などを設けていくこととします。

特に、市が事業主体の特定事業又はその他の事業に位置づけた事業のうち、大規模な改修を伴うもの等については、積極的に意見交換等の市民参加の機会を設けてまいります。

事業者が市民参加を実施する際には、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会が参加者の調整を行うなど、実施に向けた支援を行います。市民参加の結果は、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会に報告していただくとともに、公表することとします。

さらに、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会では、市民の心のバリアフリーの理解促進に向け、福祉部局等と連携した研修会や講習会を実施するなど、心のバリアフリーの普及・啓発を推進していきます。

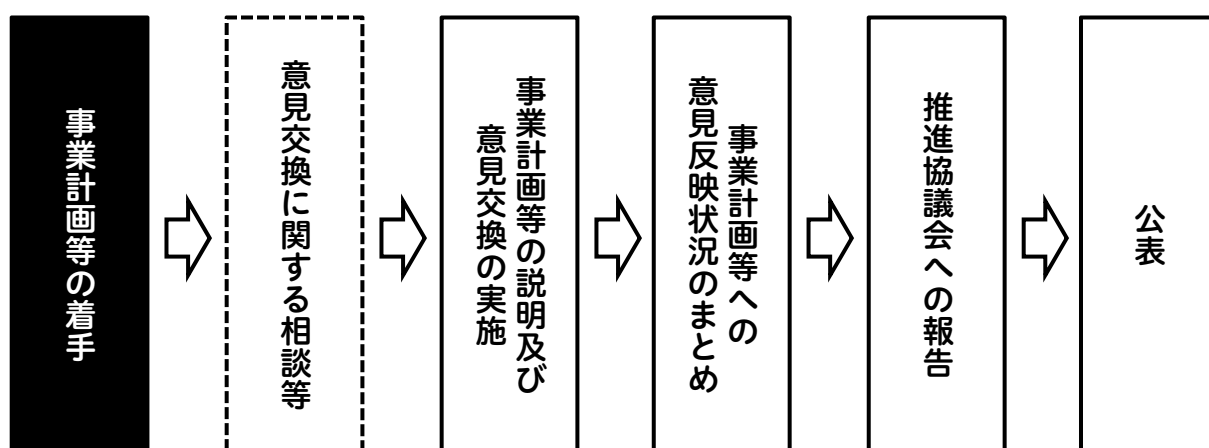


図 事業計画等への市民意見反映のイメージ

資 料 編

① 協議会委員名簿・検討経緯

<茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿>

区 分		所 属 等	氏 名
学識経験者	会長	産業能率大学 情報マネジメント学部 教授	斉藤 進
	副会長	文教大学 国際学部 国際観光学科 教授	海津ゆりえ
		神奈川県立保健福祉大学 非常勤講師	藤井 直人
公共的団体等		茅ヶ崎市自治会連絡協議会 茅ヶ崎地区自治会連合会 会長	横森 昭男
福祉団体等		社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 常務理事	水島 修一 (村越 重芳)
		茅ヶ崎市老人クラブ連合会 副会長	柏崎 周一
		茅ヶ崎市身体障害者福祉協会	村上禮之助 (豊嶋 太一)
		茅ヶ崎手をつなぐ育成会 会長	瀧井 正子
		茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 代表	五十嵐優子
		商工業関係者	茅ヶ崎商工会議所 / 株式会社たまや 代表取締役社長
公共交通事業者		東日本旅客鉄道（株） 横浜支社総務部企画室 副課長グループリーダー	磯嶋 雅彦 (仲手川仁志)
		神奈川中央交通（株） 運輸計画部計画課 計画課長	永山 輝彦
		神奈川中央交通（株） 茅ヶ崎営業所 所長	秋元 裕介
		一般社団法人神奈川県タクシー協会 相模支部茅ヶ崎地区 地区長	大澤 武廣
行政関係者		国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 交通対策課 課長	山田 利一 (千野 啓次)
		神奈川県藤沢土木事務所 道路維持課 課長	千葉 淳 (高山 宗彦)
		神奈川県茅ヶ崎警察署 交通課 課長	梅津 典純
		茅ヶ崎市 保健福祉部 部長	朝日 美波 (夜光 広純)
		茅ヶ崎市 都市部 部長	大野木英夫
		茅ヶ崎市 建設部 部長	川口 和夫 (秋元 一正)

() は前任者

＜茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会 市民部会 委員名簿＞

区 分		所 属 等	氏 名
学識経験者	部会長	産業能率大学 情報マネジメント学部 教授	斉藤 進
	副部会長	文教大学 国際学部 国際観光学科 教授	海津ゆりえ
	会長	神奈川県立保健福祉大学 非常勤講師	藤井 直人
公共的団体等		茅ヶ崎市自治会連絡協議会 茅ヶ崎地区自治会連合会 会長	横森 昭男
福祉団体等		社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 常務理事	村越 重芳
		茅ヶ崎市老人クラブ連合会 副会長	柏崎 周一
		茅ヶ崎市身体障害者福祉協会	豊嶋 太一
		茅ヶ崎手をつなぐ育成会 会長	瀧井 正子
		茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 代表	五十嵐優子
		茅ヶ崎地区自閉症児・者親の会 会長	上杉 桂子
		茅ヶ崎市視覚障害者福祉協会	鈴木 実
		地域生活支援センター元町の家 施設長	瀬川 直人
		茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会 会長	高野 幸子
		茅ヶ崎市聴覚障害者協会	湊 里香

(平成 27 年 3 月 9 日時点)

＜茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会 市民部会支援者 所属一覧＞

区 分		所 属 等
公共的団体等		茅ヶ崎市自治会連絡協議会 茅ヶ崎地区自治会連合会
福祉団体等		介護ボランティア ポテトの会
		茅ヶ崎誘導グループ 草笛
		茅ヶ崎市老人クラブ連合会
		茅ヶ崎市身体障害者福祉協会
		茅ヶ崎手をつなぐ育成会
		茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会
		浜竹子育て支援センター
		茅ヶ崎地区自閉症児・者親の会
		茅ヶ崎市視覚障害者福祉協会
		地域生活支援センター元町の家
		茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会
		茅ヶ崎市聴覚障害者協会
学生		文教大学国際学部国際観光学科
		梅田中学校生徒会

＜茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会 事業者部会 委員名簿＞

区 分		所 属 等	氏 名
学識経験者	会長	産業能率大学 情報マネジメント学部 教授	斉藤 進
	副会長	神奈川県立保健福祉大学 非常勤講師	藤井 直人
商工業関係者		茅ヶ崎商工会議所 / 株式会社たまや 代表取締役社長	原 浩仁
公共交通事業者		東日本旅客鉄道株式会社	
		神奈川中央交通株式会社	
		一般社団法人神奈川県タクシー協会	
道路管理者		国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所	
		神奈川県藤沢土木事務所	
		茅ヶ崎市 建設部 道路管理課	
交通管理者		神奈川県茅ヶ崎警察署	
建築物 (市役所等)		茅ヶ崎市 総務部 市民課	
		茅ヶ崎市 財務部 用地管財課	
建築物 (文化施設等)		茅ヶ崎市 総務部 市民自治推進課	
		茅ヶ崎市 経済部 雇用労働課	
		茅ヶ崎市 文化生涯学習部 文化生涯学習課	
		茅ヶ崎市 文化生涯学習部 スポーツ健康課	
		茅ヶ崎市 文化生涯学習部 男女共同参画課	
		茅ヶ崎市 教育推進部 青少年課 青少年会館	
		茅ヶ崎市 教育推進部 青少年課 海岸青少年会館	
		茅ヶ崎市 教育推進部 図書館	
建築物 (福祉施設等)		茅ヶ崎市 保健福祉部 保健福祉課	
		茅ヶ崎市 保健福祉部 高齢福祉介護課	
		茅ヶ崎市 こども育成部 子育て支援課	
建築物 (病院)		茅ヶ崎市立病院	
		茅ヶ崎中央病院	
		茅ヶ崎徳洲会病院	
建築物 (官公庁等)		茅ヶ崎保健福祉事務所	
		茅ヶ崎郵便局	
建築物 (大規模店舗等)		湘南ステーションビル株式会社	
		ヤマダ電機	
		カギサン/株式会社イトーヨーカ堂 茅ヶ崎店	
		イオン茅ヶ崎中央店	
		イオン茅ヶ崎店	
		島忠家具	
		大和リース株式会社	
建築物 (宿泊)		東横イン 湘南茅ヶ崎駅北口	
駐車場		茅ヶ崎市 市民安全部 安全対策課	
公園管理者		茅ヶ崎市 建設部 公園緑地課	
その他		茅ヶ崎市 経済部 農業水産課	

■ 検討経緯

- ・茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会の開催

回	会議名及び開催日	内容
1	第1回推進協議会 平成26年3月26日	・バリアフリー基本構想について ・全体基本構想策定の考え方について ・策定体制及び検討スケジュールについて
2	第2回推進協議会 平成26年5月23日	・策定体制及び検討のながれについて ・重点整備地区の基本的な方針について ・重点整備地区及び生活関連施設・経路（案）について ・バリアフリーアンケート調査の実施について
3	第3回推進協議会 平成26年7月4日	・第2回協議会における意見及び対応について ・各部会の体制について
4	第4回推進協議会 平成26年10月24日	・基本構想策定に向けた取組の実施概要（報告） ・心のバリアフリーワークショップの開催（案）
5	第5回推進協議会 平成27年4月15日	・<u>仮称</u>茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（素案）について ・基本構想の推進管理体制について ・今後の進め方について
6	第6回推進協議会 平成27年7月14日	・パブリックコメント*の意見と対応について ・<u>仮称</u>茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（案）について

・茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会 市民部会及びワークショップ等の開催

回	会議名及び開催日	内容
1	第1回市民部会 平成26年7月4日	・これまでの検討と市民部会の役割について ・バリアフリーワークショップの概要について ・意見交換ワークショップについて
2	意見交換ワークショップ 平成27年8月3日	・高砂コミュニティセンター及び茅ヶ崎駅南口駅前広場を対象としたまち歩き点検を実施 ・バリアフリーに関する意見交換
3	まち歩き点検ワークショップ【休日の部】 平成26年10月5日 ※雨天のため現地確認なし	・テーマ別の意見交換及びワークショップ ＊路線バス・病院のバリアフリー化に向けた配慮事項 ＊商店街のバリアフリー化に向けた課題 ＊都市公園等のバリアフリー化に向けた配慮事項 ＊道路のバリアフリー化に向けた配慮事項
4	まち歩き点検ワークショップ【平日の部】 平成26年10月10日	・まち歩き点検（現地確認） ・テーマ別の意見交換及びワークショップ ＊鉄道駅・駅前広場のバリアフリー化に向けた配慮事項 ＊公共施設等のうち集会・窓口機能のある施設のバリアフリー化に向けた配慮事項 ＊公共施設等のうち福祉施設等のバリアフリー化に向けた配慮事項 ＊商業施設・駐車場のバリアフリー化に向けた配慮事項 ＊来街者向け施設のバリアフリー化に向けた配慮事項
5	まち歩き点検ワークショップ【補足の部】 平成26年11月15日	・まち歩き点検（現地確認） ・テーマ別の意見交換及びワークショップ ＊路線バス・病院のバリアフリー化に向けた配慮事項 ＊サザンビーチちがさきのバリアフリー化に向けた配慮事項
6	第2回市民部会 平成26年11月30日	・まち歩き点検ワークショップの結果について ・市民意見等を踏まえた検討依頼事項について ・事業者との調整の進め方について
7	バリアフリー社会を考える研修会 平成26年11月30日	・講話、意見交換 ・班別ワークショップ ＊1部を通じて気づいたこと（知らなかったこと） ＊自分のできること ＊一人ではできないが、誰かと協力するとできそうなこと（地域のできること）
8	市民部会・事業者部会 合同意見交換会 平成27年3月9日	・これまでの検討のながれ ・特定事業・その他事業の設定に向けて ・意見交換

・その他の市民参加の取組

回	取組及び期間	内容
1	バリアフリーアンケート調査 平成 26 年 8 月 20 日 ～9 月 17 日	・路線バス、コミュニティバス、タクシーの利用頻度、使いやすさ、不便点等 ・観光客（来街者）に対するわかりやすさ、観光バリアフリーで重要なこと ・案内で困ったことの有無とその理由 ・心のバリアフリーの認知度、実践していること ・道路の移動しやすさ、信号機や横断歩道の安全性と不便点等 ・茅ヶ崎駅、北茅ヶ崎駅の利用頻度、利用しやすさ、不便点等 ・施設の使いやすさとその内容 等
2	来街者向けアンケート調査 平成 26 年 10 月 4 日 ※相模線沿線ハイツ [®] と連携	・茅ヶ崎市内を訪れる頻度 ・ハイキングで茅ヶ崎駅周辺を歩いた時の感想 ・来街者視点から、茅ヶ崎市内を訪れる際に「利用しやすいまち」とするために必要だと感じたこと 等
3	パブリックコメント 平成 27 年 5 月 27 日 ～6 月 25 日	・パブリックコメントの募集

・茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会 事業者部会及び庁内調整会議の開催

回	会議名及び開催日	内容
1	第1回庁内調整会議 平成25年12月25日	・バリアフリー基本構想について ・全体基本構想策定の考え方について ・今後のスケジュールについて
2	第2回庁内調整会議 平成26年5月7日	・策定体制及び検討のながれについて ・重点整備地区の基本的な方針について ・重点整備地区及び生活関連施設・経路（案）について ・バリアフリーアンケート調査の実施について
3	第3回庁内調整会議 平成26年7月9日	・茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会の進捗等について ・重点整備地区及び生活関連施設・経路（案）について ・バリアフリーワークショップについて
4	事業者部会準備会 平成26年7月4日 ・8月28日	・バリアフリー基本構想に関する取組と事業者の役割について ・今後の進め方について ・まち歩き点検ワークショップの実施について
5	第4回庁内調整会議 平成26年12月8日	・基本構想策定に向けた取組について ・市民意見等を踏まえた検討依頼事項について ・基本構想の事業設定に向けたお願い
6	事業者部会準備会 平成26年12月10日	
7	市民部会・事業者部会 合同意見交換会 平成27年3月9日	・これまでの検討のながれ ・特定事業・その他事業の設定に向けて ・意見交換
8	第5回庁内調整会議 平成27年3月24日	・これまでの検討のながれ ・仮称茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（素案）について ・基本構想策定のスケジュールについて
9	第6回庁内調整会議 平成27年7月7日	・パブリックコメントの意見と対応について ・仮称茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（案）について

② 用語集

あ 行

■移動等円滑化基準

バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園等に関する基準。

■移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（平成23年3月31日改正）→詳細は参考2を参照（104ページ）

■エスコートゾーン

視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

■オストメイト

オストメイトとは人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部又は一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排泄、排尿に対応するためのストーマ袋を装着している。

か 行

■ガイドライン

国や自治体等が関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したものであり、法的な拘束力はない。

■可動式ホーム柵

駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。

■神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるバリアフリーのまちづくりを目指し、平成8年に「神奈川県福祉の街づくり条例」を施行し、平成20年には、少子・高齢化の進行やバリアフリー法の制定など社会状況の変化に対応するため、条例を

一部改正し、名称を「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」とした。

■橋上駅舎

駅舎機能をプラットホームの上階部分に集約した鉄道駅、あるいはその駅舎（橋上駅舎）のことであり、跨線橋と駅舎を一体化したような構造を持つ。

■車いす使用者用駐車施設

『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令』第17条に基づき、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設。

■グレーチング

道路の側溝などに使われている鉄製の格子状の蓋。

■高齢化率

総人口に対する65歳以上の人口の割合。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（略称：バリアフリー法）

平成18年12月20日施行。従来の『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（略称：交通バリアフリー法）』では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律である『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律（略称：ハートビル法）』と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。

→詳細は参考1を参照（103ページ）

■高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律（略称：ハートビル法）

一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法（平成15年4月1日施行）では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の

場合は、バリアフリー化が義務づけられる。バリアフリー法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合された。

■国際シンボルマーク

障害をもつ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマーク。障害をもつ人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的とし



て、1969年に国際リハビリテーション協会により採択された。

■心のバリアフリー

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないこと、高齢者、障害者等の移動及び施設利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。

■コミュニティバス

大型の路線バスとは異なり、駅から遠く、バス路線から外れている交通不便地域や道路が狭い地域に小型バスを走らせ、気軽に利用できるようにするもの。

さ 行

■サービス介助士

家事援助等に必要な入浴・排泄・食事などの介護技術を要しない「比較的元気な高齢の方や障害をもつ方をお客様としてお迎えするときの介助技術」を、公益財団法人日本ケアフィット共育機構が認定する資格。

■視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもった床材等のこと。

■JIS規格

日本工業規格。各製品の工業製品や品質の試験・測定方法などに一定以上の基準を作成したもの。全国で規格統一が図られていなかった視覚障害者誘導用ブロックに関する規格が、平成13年9月に制定された。

■重点整備地区

バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市区町村が定めるもの。

■障害者用停車施設

『移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令』第23条に基づき、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分。

■スパイラルアップ

スパイラルアップとは、計画→実施→評価→改善を行いながら理想に向かっていくプロセスを意味し、「継続的に改善すること」として用いられる。

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

■生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

■（バスの）正着

高齢者、障害者等がバスに円滑に乗降できるように、バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。

■整備促進地区

重点整備地区の要件に概ね適合しているものの、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図る観点から、まちづくり関連計画等の進捗状況や事業化に向けた合意形成のため中・長期的な位置づけが必要な地区で、かつ駅及び駅周辺のバリアフリー化が求められる地区（茅ヶ崎市独自の考え方に基づきバリアフリー化を推進する地区）。

■ソフト

考え方、システム、制度など主に運用に関するもの。それに対してハードは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。

た 行

■多機能トイレ

車いす使用者だけでなく、足の不自由な人、乳幼児連れ、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けた多機能なトイレ。

■多目的シート

介助によって、着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用される大型のベッド。

■特定建築物

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の人が利用する建築物又はその部分。

■特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／屋根付広場／休憩場／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識などがある。

■特定事業

バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業（バリアフリー化に関する事業）で、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業及び都市公園特定事業をいう。

■特定事業計画

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業計画、建築主等が作成する建築物特定事業計画がある。

■特定道路

生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるもので、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。新設又は改築に際しては、道路移動等円滑化基準への適合義務がある。

■特別特定建築物

不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別支援学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊 等）。

■超高齢社会

総人口に対して65歳以上の人口が占める割合（高齢化率）について、世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

な 行

■ニーリング

バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗降しやすくする機能。

■ノンステップバス

車両内で階段がないものをノンステップバスという。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。なお、ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とする（公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン）。

は 行

■ハード

道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。それに対してソフトは考え方、システム、制度など主に運用に関するもの。

■パブリックコメント（意見公募）

行政が計画を策定したりする際に、あらかじめ計画の原案を市民等に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

■バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去。

■ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号（サイン）の一つ。

■福祉タクシー

高齢者、障害者等の外出を支援するタクシー及びそのサービスを指す。一般には、福祉車両（車いすや寝台を備えた車両）を使って、要介護者等を輸送するサービスが該当する。

や 行

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

■ユニバーサルデザインタクシー

車いす使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー利用者なども含め、だれもが使いやすいタクシーで、予約制の福祉限定による利用に限らず、だれもが気軽に利用できる（運賃は一般のタクシーと同じ）。

ら 行

■路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のことをいう。

わ 行

■ワークショップ

「作業場」「工房」などの意味を持つ言葉で、何かについてのアイデアを出し合い、意思決定をする研究集会のことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業、体験の意見交換などにより相互理解を図り、新しい発見をし、問題解決の工夫を考えることをいう。

■ワンステップバス

床面高さに係る基準（65cm 以下）を満たしており、車両乗降部で一段段差があるものをワンステップバスという。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。

参考1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

(出典：国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要図）」)

● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○ 基本方針の策定

○ 主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○ 移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

旅客施設及び車両等
(福祉タクシーの基準を追加)



道路



路外駐車場



都市公園



建築物
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)

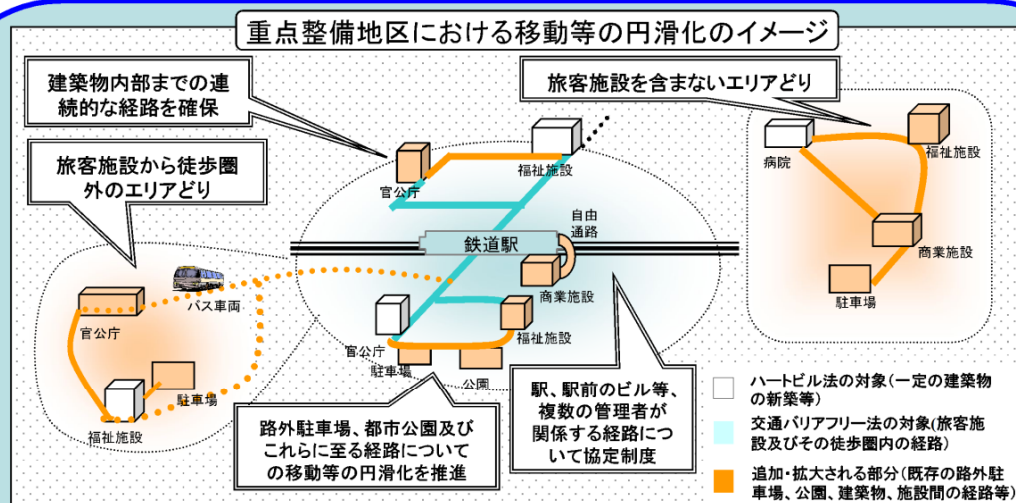


○ これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○ 既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○ 重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○ 市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○ 重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

○ 住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○ 基本構想策定時の協議会制度の法定化

○ 住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

参考 2. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要

(国土交通省「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について」をもとに作成)

一. 移動等円滑化の意義及び目標

○ 移動等円滑化の意義	本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者、障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応
○ 移動等円滑化の目標	旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、平成 32 年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定 → 下表参照

二. 施設設置管理者が講ずべき措置

○ 適切な情報提供	視覚障害や発達障害など、情報に係る障害をもつ人への対応を含めた多様な障害者等への対応をより具体的に推奨
○ 職員等の教育訓練	施設設置管理者による職員等への教育訓練に関し、P D C A サイクルの中でマニュアル整備や研修実施へ的高齢者、障害者等の意見反映や参画を推奨

三. 基本構想の指針

○ 重点整備地区における移動等円滑化の意義	・ 市町村が重点整備地区について作成する基本構想の必要性を強調 ・ 作成した基本構想について、地域の高齢者、障害者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的發展を図る「スパイラルアップ」をより強く推奨
-----------------------	---

四. 移動等円滑化施策に関する基本的事項その他

○ 国民の責務	国民が、高齢者、障害者等の自立した生活の確保の重要性等について理解を深める「心のバリアフリー」において、外見上わかりづらい聴覚、精神、発達障害など障害に多様な特性があることに留意する必要性を明示
---------	---

表 各施設等の整備目標

			H32 年度末までの目標（全国値）
鉄軌道	鉄軌道駅 ^{※1}		・ 3,000人以上を原則100%
		ホームドア・可動式ホーム柵	・ 利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	鉄軌道車両		・ 優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進
バス	バスターミナル ^{※1}		・ 約 70%
	乗合バス	ノンステップバス	・ 3,000人以上を原則100%
		リフト付きバス等	・ 利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
タクシー	福祉タクシー車両		・ 約 70%（リフト付きバス等を除く）
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		・ 約 25%
都市公園	移動等円滑化園路		・ 約 28,000 台
	駐車場		・ 原則 100%
	便所		・ 約 60%
路外駐車場	特定路外駐車場		・ 約 45%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物		・ 約 70%
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		・ 原則 60%

※1 現行の目標については 1 日平均利用客数 5,000 人以上のものが対象

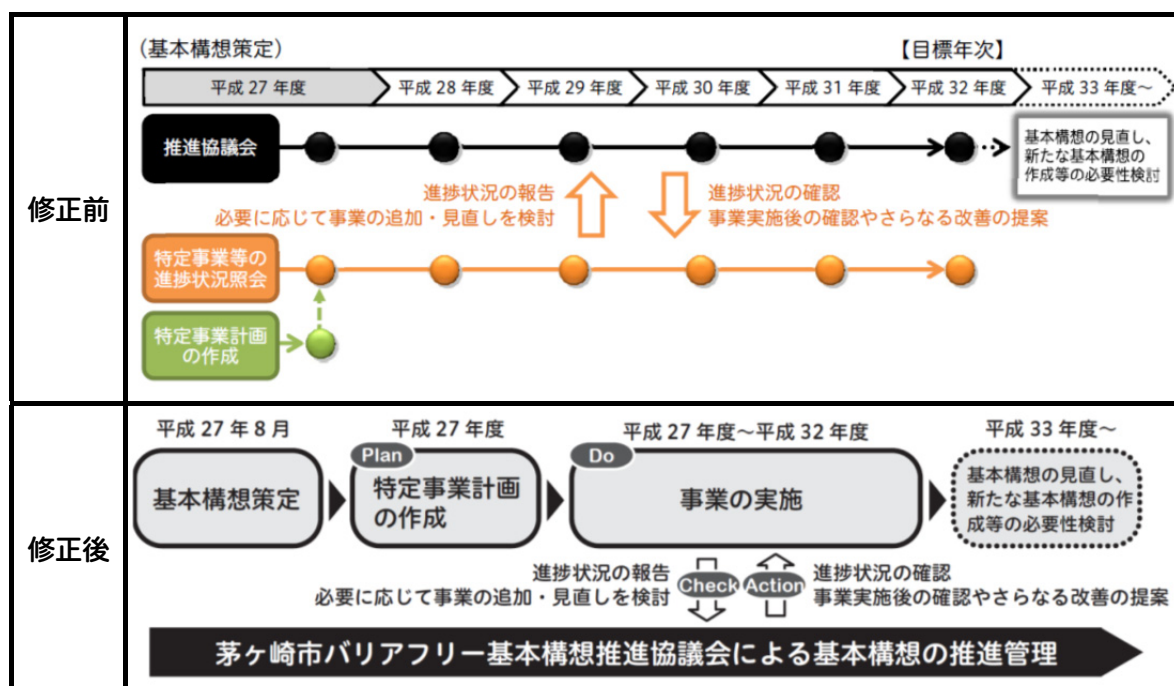
③ パブリックコメントの実施結果

- 1 募集期間 平成27年5月27日(水)～ 平成27年6月25日(木)
- 2 意見の件数 32件
- 3 意見提出者数 10人
- 4 内容別の意見件数

分類	項目	件数
1	基本構想策定の背景と目的に関する意見	3件
2	基本構想策定に向けた取組方針に関する意見	1件
3	茅ヶ崎市の概況に関する意見	0件
4	全体基本構想に関する意見	4件
5	重点整備地区基本構想に関する意見	7件
6	整備促進地区に関する意見	1件
7	基本構想の推進に関する意見	5件
8	心のバリアフリーに関する意見	6件
9	基本構想全般に関する意見	2件
10	パブリックコメントに関する意見	2件
11	その他の意見	1件
合計		32件

■ = 一部修正を加えた項目

5 一部修正を加えた項目の新旧対照表【89ページ】



茅ヶ崎市バリアフリー基本構想

平成 27 年 9 月 500 部作成

発 行 茅ヶ崎市
編 集 都市部都市政策課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電 話 0467-82-1111（代表）

内 線 2516

ファックス 0467-57-8377

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

メールアドレス toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

携帯サイト
QR コード





茅ヶ崎市